

焼津市津波防災地域づくり推進計画

平成 26 年 3 月
(令和 7 年 2 月一部改訂)

焼 津 市

はじめに

約 15.5 キロメートルの海岸線を有する本市では、地震・津波災害に対し、まず、市民の「命を守る」こと、次に「財産を守る」こと、そして、産業の継続性を維持するための「生産活動を守る」ことが必要不可欠であります。

喫緊の課題である地震・津波災害に強いまちづくりを進めていくため、本市では、学識経験者、自治会連合会、国、県、市の担当者からなる策定協議会を設置し、同協議会の議論を受け「焼津市津波防災地域づくり推進計画」を策定しました。

この推進計画は、国、県及び市の連携・協働、さらには市民の主体的な行動の下、ハード・ソフト両面の施策を組み合わせた「多重防御」の発想による地震・津波災害に強いまちづくりを進めるものです。今後は、本推進計画の着実な計画・実施・検証・改善を継続的に行うことにより、安全・安心なまちの実現を目指してまいります。

平成 26 年 3 月

焼津市長 中 野 弘 道

目 次

序 章 推進計画策定にあたって

第 1 章 焼津市の現状とこれまでの取り組み

1.1.	土地形状・気候	1
1.2.	交通	1
1.3.	市の歴史	2
1.4.	人口・産業等	3
1.4.1.	人口・世帯数の推移	3
1.4.2.	地区別人口	5
1.4.3.	年代別人口と高齢化率	7
1.4.4.	産業	8
1.4.5.	農業	12
1.5.	土地利用、都市構造	13
1.5.1.	交通基盤（都市計画道路・幹線道路区間図）	13
1.5.2.	緊急輸送路の指定状況	14
1.5.3.	都市計画区域、区域区分	15
1.5.4.	法適用（森林法）	16
1.5.5.	法適用（農業振興地域の整備に関する法律）	17
1.5.6.	地区別特性	18
1.6.	上位・関連計画の将来都市像と方針	20
1.6.1.	第 6 次焼津市総合計画	20
1.6.2.	第 4 次焼津市国土利用計画	22
1.6.3.	焼津市国土強靱化地域計画	23
1.6.4.	焼津市地域防災計画	24
1.6.5.	焼津市都市計画マスタープラン	25
1.6.6.	焼津市立地適正化計画	27
1.6.7.	焼津市地震・津波対策アクションプログラム 2023	29
1.6.8.	焼津漁港マスタープラン	30
1.6.9.	焼津地区特定漁港漁場整備計画書	31
1.7.	焼津市がこれまで講じてきた地震・津波防災施策	32
1.7.1.	焼津市がこれまで講じてきた地震・津波防災施策	32
1.7.2.	これまでの地震・津波防災施策に対する市民の認識	33

第 2 章 想定される地震・津波災害

2.1.	地震・津波災害履歴	35
2.2.	静岡県による被害想定及び対策	37
2.2.1.	静岡県第 4 次地震被害想定	37
2.2.2.	静岡県地震・津波対策アクションプログラム 2023	46
2.3.	津波による避難が困難な地域	50
2.3.1.	検討手法	50
2.3.2.	特定避難困難地域	52

第3章 推進計画区域

3.1.	推進計画区域の定義	54
3.2.	本市における推進計画区域の設定	54

第4章 地震・津波災害に強いまちづくりに向けた基本的な考え方

4.1.	地震・津波災害に強いまちづくりの基本方針	55
4.2.	実現に向けた取組方針	56
4.3.	土地利用及び警戒避難体制の整備	58
4.3.1.	土地利用に関する方針	58
4.3.2.	警戒避難体制に関する方針	64

第5章 地震・津波災害に強いまちづくりの推進のために行う事業又は事務

5.1.	課題の抽出	67
5.1.1.	地区別の課題	68
5.1.2.	課題のまとめ	79
5.2.	課題に対する対策の方向性	81
5.3.	事業又は事務の体系	82
5.3.1.	全市的な取り組み	84
5.3.2.	海岸保全施設、港湾施設、漁港施設及び河川管理施設等にかかる施設の整備	88
5.3.3.	津波防護施設の整備	94
5.3.4.	一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備、 土地区画整理事業等の市街地の整備改善	94
5.3.5.	避難路、避難施設、地域防災拠点施設等、 円滑な避難確保のための施設の整備	94
5.3.6.	集団移転促進事業に関する事項	97
5.3.7.	地籍調査の実施に関する事項	97
5.3.8.	民間資金、経営能力及び技術的能力の活用の促進	98
5.4.	施策のまとめ	99
5.4.1.	地震・津波防災に関する課題に対する施策の対応	99
5.4.2.	施策の実施対象地区	100
5.5.	将来的な施設整備効果	104

第6章 今後の進め方

6.1.	本計画の普及と自助意識の啓発	105
6.2.	本計画の継続的な評価・検証	105

焼津市津波防災地域づくり推進計画策定協議会委員名簿

焼津市津波防災地域づくり推進計画策定協議会委員名簿	107
---------------------------------	-----

序章 推進計画策定にあたって

「焼津市津波防災地域づくり推進計画」（以下「本計画」という。）は、東北地方太平洋沖地震の経験を踏まえ、津波による災害の防止・軽減の効果が高く、将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域づくりを地域の実情に応じて具体的に進めるため成立した、「津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律 123 号）」に基づき、ハード、ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」の発想により、市の津波防災地域づくりを進める指針となる計画である。

また、本計画の策定にあたっては、焼津市総合計画や国土利用計画等の上位計画や都市計画マスタープラン等のまちづくり計画と連携を図る。

今後は、自助、共助、公助の一層の連携を図るとともに、本計画の評価・検証を継続して行い、将来にわたって安心して暮らすことのできる地域づくりを進めていくこととする。

焼津市津波防災地域づくりの目的

焼津市津波防災地域づくりの目的

- ① 人命を守る
- ② 財産を守る
- ③ 生産活動を守る

検討を進めるための方針

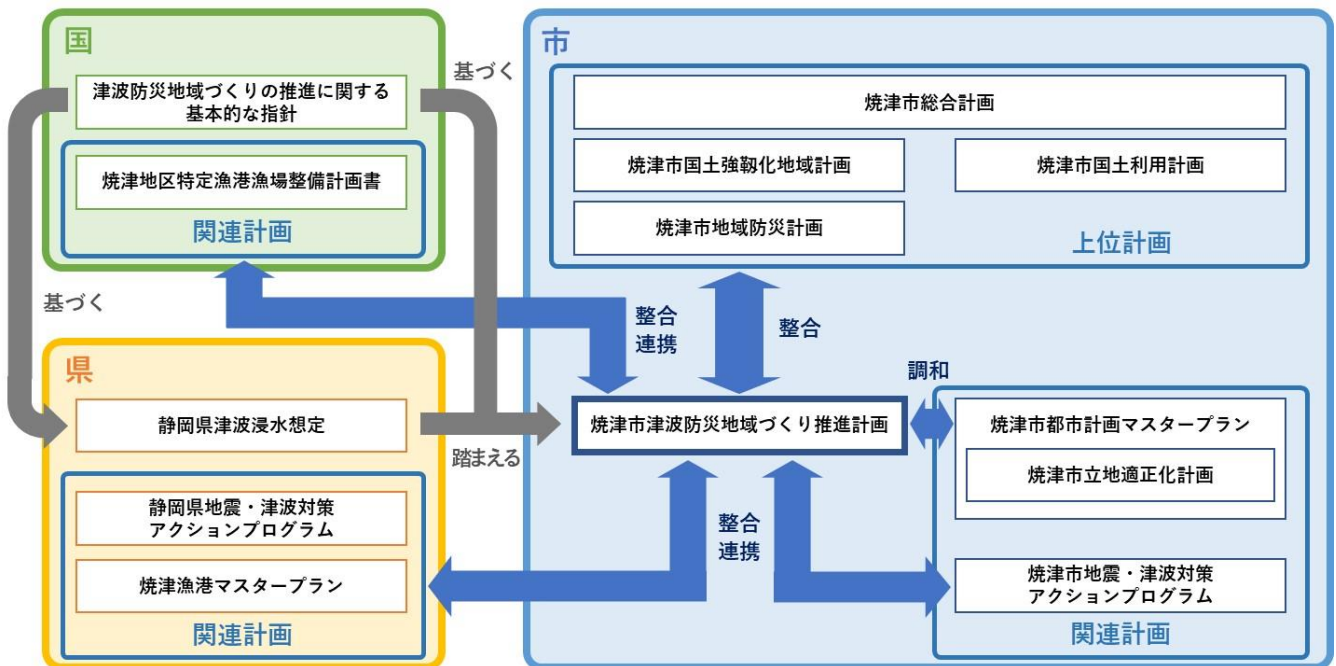
本計画は、以下の 5 つの方針に基づき検討を進める。

- ① 静岡県第 4 次地震被害想定を踏まえた地震・津波防災上の課題整理と対応方針の検討
- ② これまでに市が展開してきた個々の地震・津波対策の体系化
- ③ “人命を守る”だけでなく、“地域活動や主要産業の事業継続”の視点も重視
- ④ 沿岸部の異なる地域特性を踏まえた検討
- ⑤ 市民、事業者及び行政が一体となつての防災力向上に向けた検討

計画の位置付け

本計画は、「津波防災地域づくりに関する法律」における基本指針（津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針）に基づき、かつ、津波浸水想定（静岡県津波浸水想定）を踏まえた計画であり、本市の津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画である。

また、本計画は、「焼津市都市計画マスタープラン」と調和が保たれているとともに、「焼津市総合計画」や「焼津市国土強靱化地域計画」、「焼津市地域防災計画」等の既往の上位・関連計画と整合・連携が図られており、今後の本市の津波防災地域づくりに関連する計画においても、整合・連携を図り、本市の津波防災地域づくりを総合的に推進するものである。



第1章 焼津市の現状とこれまでの取り組み

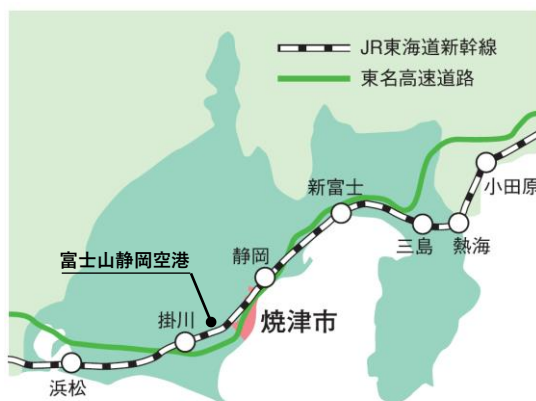
本章では、焼津市の地域特性や上位計画等に応示された市のまちづくりの将来像、焼津市がこれまで取り組んできた地震・津波対策について示し、焼津市の津波防災地域づくりの前提となる現状について把握する。

1.1. 土地形状・気候

- 静岡県のはほぼ中央部に位置し、東は駿河湾、西は藤枝市と島田市、南は一級河川大井川を挟んで榛原郡吉田町、北は高草山（501m）などの丘陵部を境に県都静岡市と接している。
- 市域の面積は 70.62km²、南北に細長い形状で、駿河湾に臨む 15.5km の海岸線を有し、市域の大半が志太平野の平坦地で可住地面積の割合は 90%である。
- 年間の平均気温が概ね 17℃前後と温暖で、冬場でもほとんど降雪がなく、年間を通じて過ごしやすい地域である。

1.2. 交通

- 東海道本線の「焼津駅」と「西焼津駅」、東名高速道路の「焼津インターチェンジ」を有し、国道 150 号が市域の南北を通過している。また、富士山静岡空港からは、市域のほとんどが 20km 圏内に位置するなど、交通の利便性にも優れる。



資料：焼津市第5次総合計画

図 1.1 周辺広域図

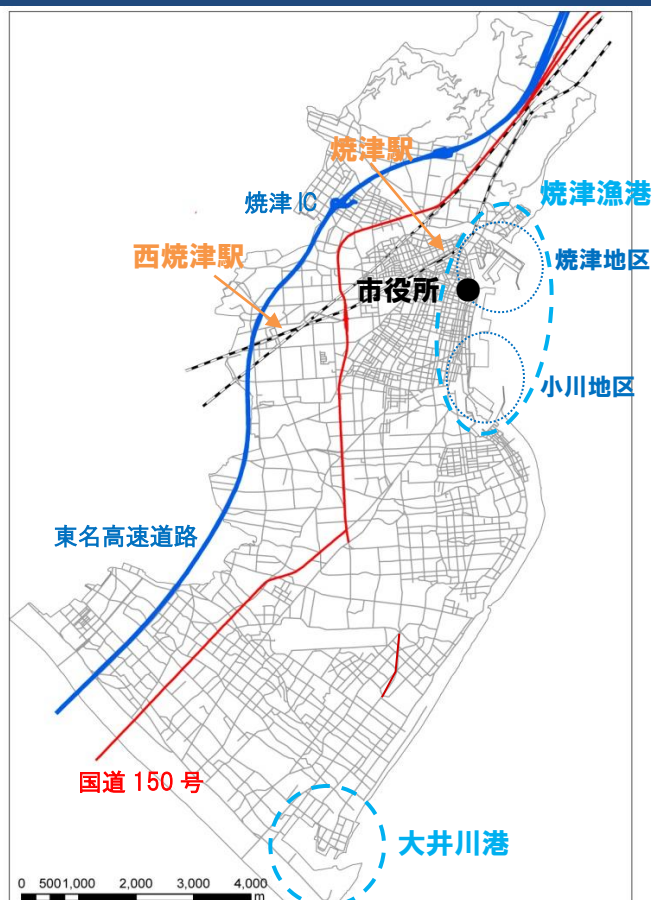


図 1.2 焼津市広域図

1.3. 市の歴史

- 「焼津」の地名は、古事記や日本書紀によると、日本武尊が東夷征伐の途中、天^{あまの}叢雲^{むらくものつるぎ}剣で草を薙ぎ、火をかけて賊を滅ぼした地名に由来するという。
- 焼津地区では、江戸時代に港を利用した廻船業が発達し、明治に入ると動力船導入により漁獲はさらに拡大した。明治末期から焼津漁港築港の動きが始まり、その後も修築整備や拡充が進められると、漁業はますます盛んになった。遠洋漁業の発達とともに水産加工業も著しく発展し、本市は全国屈指の漁業のまちとして知られるようになった。
- 大井川地区においては、昭和 30 年代に農業の近代化を目指してほ場の整備が進められる一方、昭和 39 年に大井川港が開港し、港湾背後地の工業用地開発や国道 150 号・東名高速道路の開通と相まって、工業立地が進んだ。

表 1.1 焼津歴史年表

年号	主な出来事
奈良時代	現在の行政区より広い範囲を焼津と呼び、発達した集落があった。
江戸時代	大井川の川筋が定まり、今日の散居集落の原型が形成される。 新田開発が進み、農業が盛んになる一方、港を利用した廻船業が発達した。
明治 22 年	焼津村が誕生。 明治に入り動力船が導入されると、操業区域が八丈島まで拡大し、漁獲が飛躍的に伸びた。
昭和 26 年	焼津漁港が特定第 3 種漁港に指定される。 漁業はますます盛んになり、国内最大級の遠洋漁業の基地として知られるようになった。 市制が施行される。
昭和 30 年	焼津漁港第 1 船渠が完成。
昭和 32 年	隣接する町村を編入しながら市域を拡大。
平成 20 年	大井川町と合併。現在の焼津市となる。



昭和 37(1962)年



平成 16(2004)年

資料：国土変遷アーカイブ

内陸部まで市街化が進み、漁港整備が進展している。

図 1.3 1962 年と 2004 年の焼津漁港周辺の様子

1.4. 人口・産業等

1.4.1. 人口・世帯数の推移

(1) 人口・世帯数のこれまでの推移

- 国勢調査開始（大正 9 年）以降、平成 17 年頃まで、本市の人口は一貫して増加している。一方、世帯数は増加傾向であるが、1 世帯あたり人員は減少している。
- 特に、昭和 40 年代の後半から昭和 50 年代にかけて、人口の著しい増加がみられる。これは、市街地周辺部の小川地区、石津地区等で宅地開発が行われたことによる。
- 平成 20 年 11 月に大井川町と合併し、人口、世帯数ともに政令市と富士市、沼津市、磐田市に次ぐ県下 6 番目の規模となった。人口密度では、県下 23 市中 1 番目であり、全市町中でも、清水町に次ぐ 2 番目である。
- 平成 22 年の人口は、143,249 人である。
- 近年の住民基本台帳人口によると、平成 22 年以降は微減傾向にある。

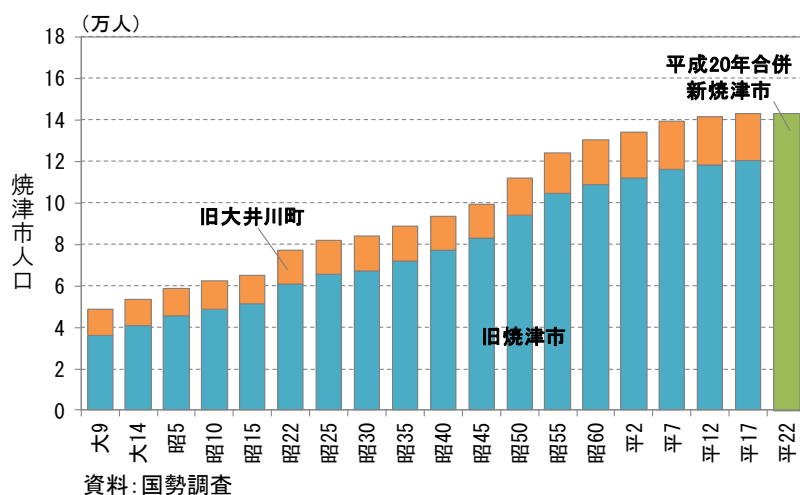


図 1.4 焼津市の人口推移

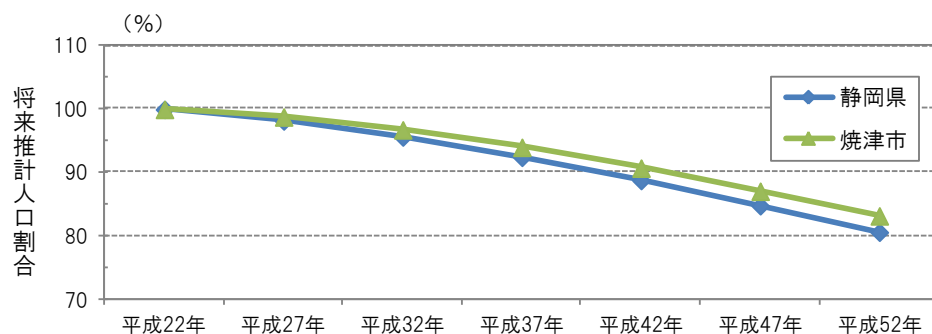
表 1.2 焼津市の人口推移

年次	人口				世帯数	1 世帯 当たりの 人員	人口密度 (人/km ²)	外国人 登録人数
	男	女	計	対前年 増加率				
平成 20 年	70,587	72,721	143,308	-0.09%	50,737	2.82	2,031	3,330
21 年	70,760	72,695	143,455	0.10%	51,417	2.79	2,033	3,403
22 年	70,734	72,762	143,496	0.03%	51,912	2.76	2,034	3,253
23 年	70,557	72,580	143,137	-0.25%	52,369	2.73	2,029	3,162
24 年	70,021	72,027	142,048	-0.77%	52,567	2.70	2,013	3,043

資料：住民基本台帳

(2) 将来推計人口

- 静岡県の将来推計人口は、平成 22 年を 100 とすると、平成 52 年には 80.6%まで減少する。一方、本市の平成 52 年の人口は、平成 22 年に対し 83.2%であり、静岡県全体に対しては、やや減少率が小さい。



資料：「日本の市町村別将来推計人口」（国立社会保障・人口問題研究所）

図 1.5 将来推計人口

(3) 将来の定住に関する意向

- 「総合計画（基本計画）に関する意識調査」（平成 25 年 1 月実施）の結果によると、市内の、海岸から自宅までの距離が近い居住者や小さい子どもがいる居住者ほど、市外や市内の海岸から離れたところへの居住を検討したことがあると回答する割合が高い。定住促進の観点からも、防災・避難対策が重要となっている。

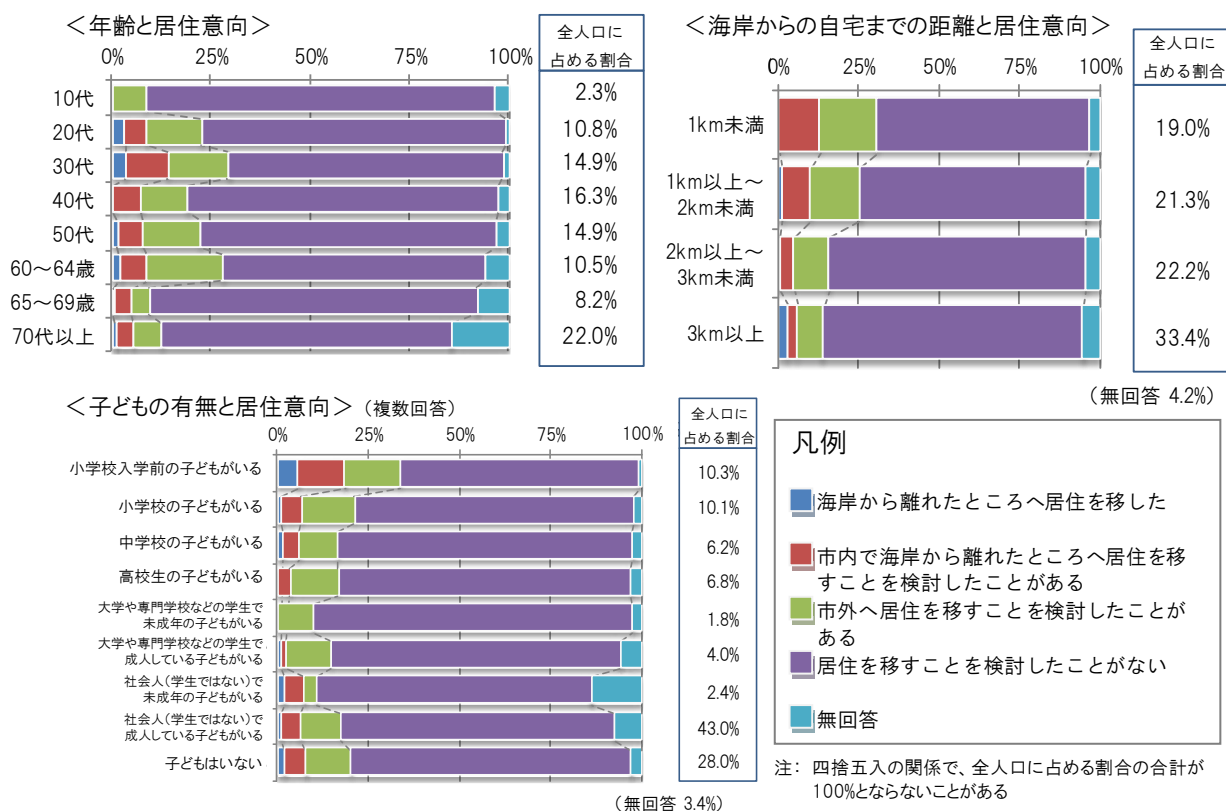


図 1.6 居留意向の傾向（「総合計画（基本計画）に関する意識調査」より）

1.4.2. 地区別人口

(1) 地区別人口密度

- 地区別の人口は、焼津、大井川、小川、大富の4地区において、各々2万人を超える。
- 人口密度が高いのは、小川、焼津、豊田の順であり、4,000人/km²以上となっている。逆に、東益津及び大井川の両地区では1,000人/km²を下回る。

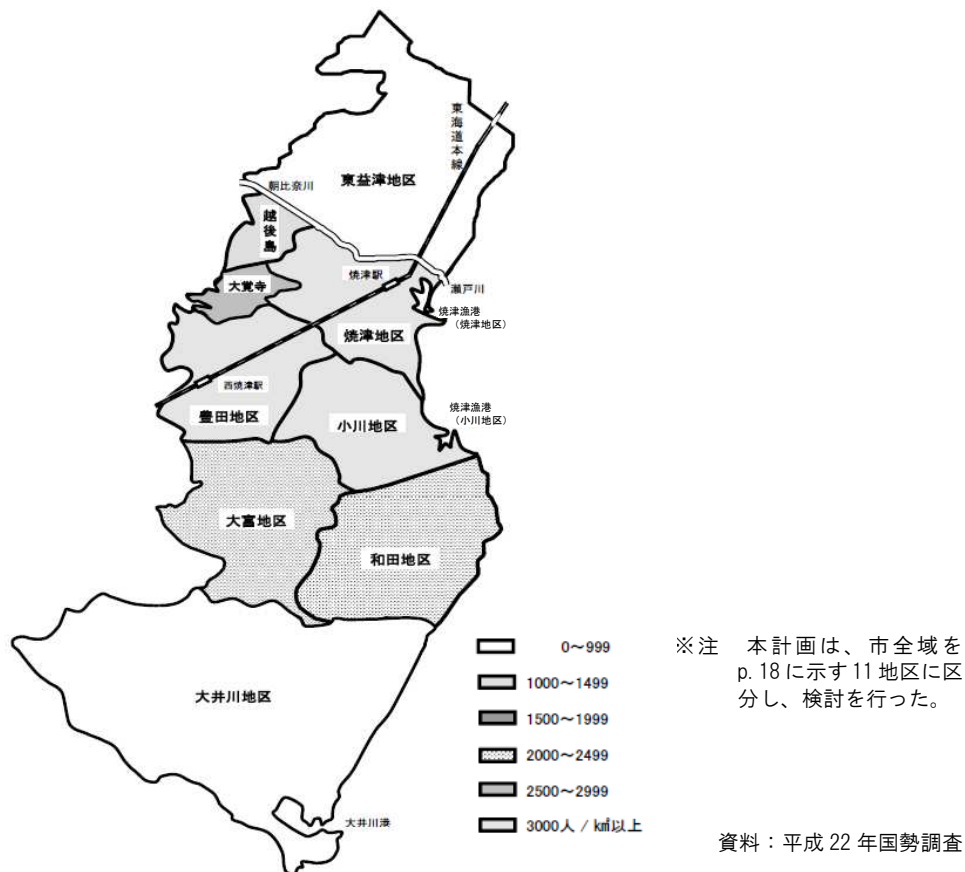


図 1.7 地区別人口密度

表 1.3 人口・世帯数推移

地区	人口			世帯数		
	平成12年	平成17年	平成22年	平成12年	平成17年	平成22年
焼津地区	23,314	23,364	23,448	8,090	8,571	9,023
大覚寺地区	1,797	2,035	2,437	550	600	796
越後島地区	956	905	869	298	289	295
豊田地区	18,849	20,613	21,279	6,480	7,414	7,808
小川地区	22,459	22,380	22,316	7,163	7,464	7,761
東益津地区	11,568	11,191	10,701	3,469	3,515	3,551
大富地区	22,083	22,457	22,684	6,646	7,078	7,446
和田地区	17,222	17,164	16,717	5,219	5,537	5,580
大井川地区	23,204	22,992	22,798	6,357	6,729	7,039
合計	141,452	143,101	143,249	44,272	47,197	49,299

資料：国勢調査

(2) 最近の町字別人口の変化

- 平成 23 年 3 月の東日本大震災発生直前の人口（平成 23 年 2 月 28 日現在の住民基本台帳人口）と、東日本大震災から約 2 年半を経た時点の人口（平成 25 年 8 月 31 日現在の住民基本台帳人口）を比較すると、東益津地区や焼津地区、小川地区の沿岸を中心に人口の減少率が大きくなっている。

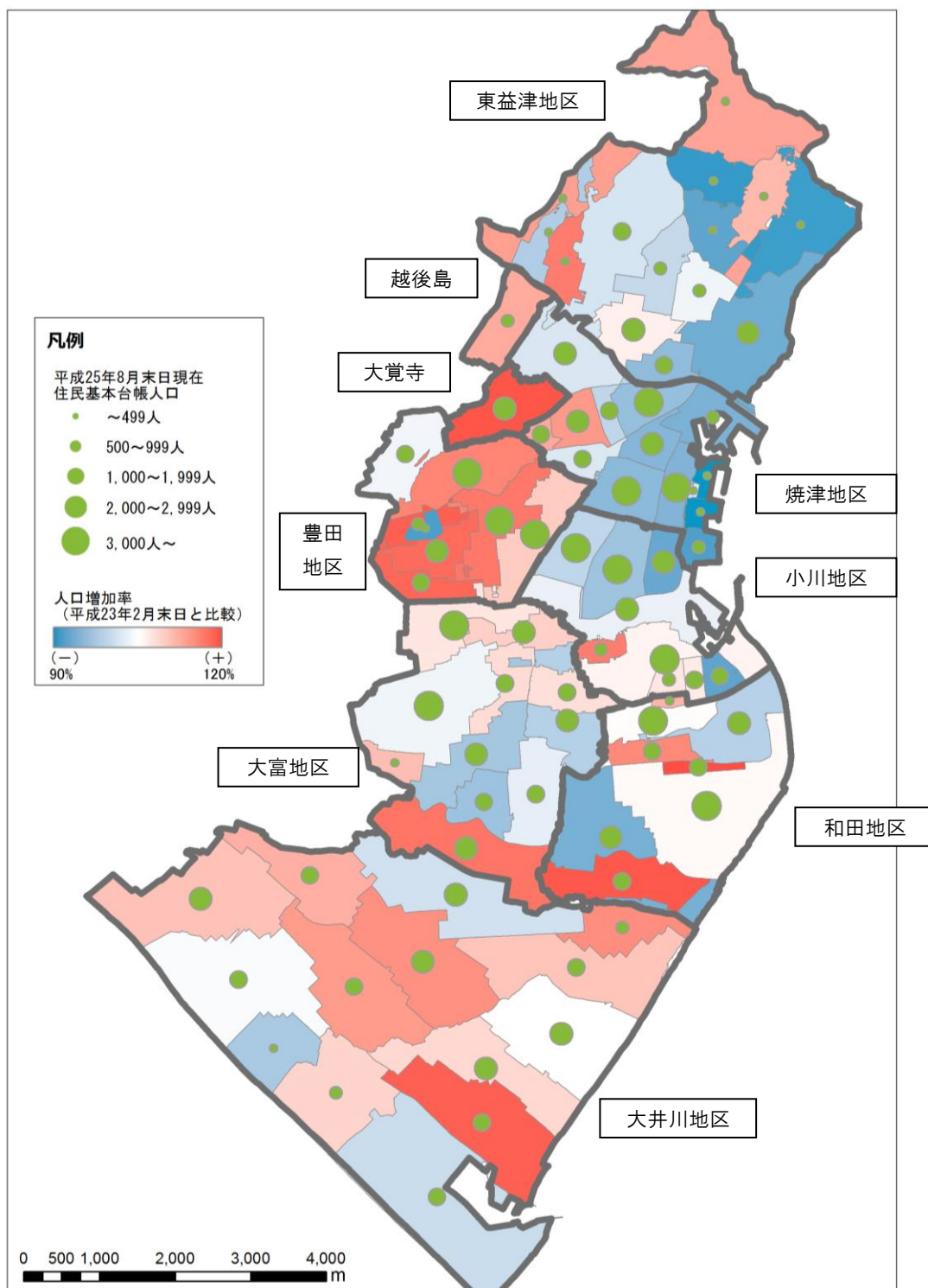
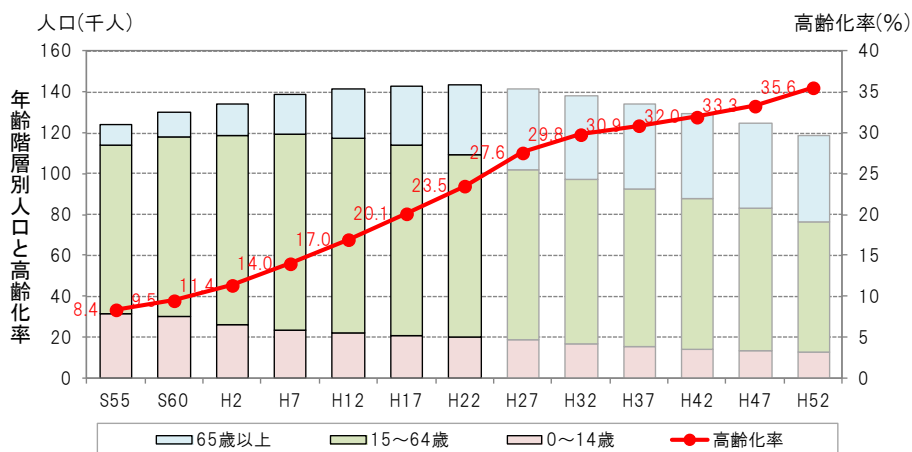


図 1.8 町字別住民基本台帳人口の最近の変化

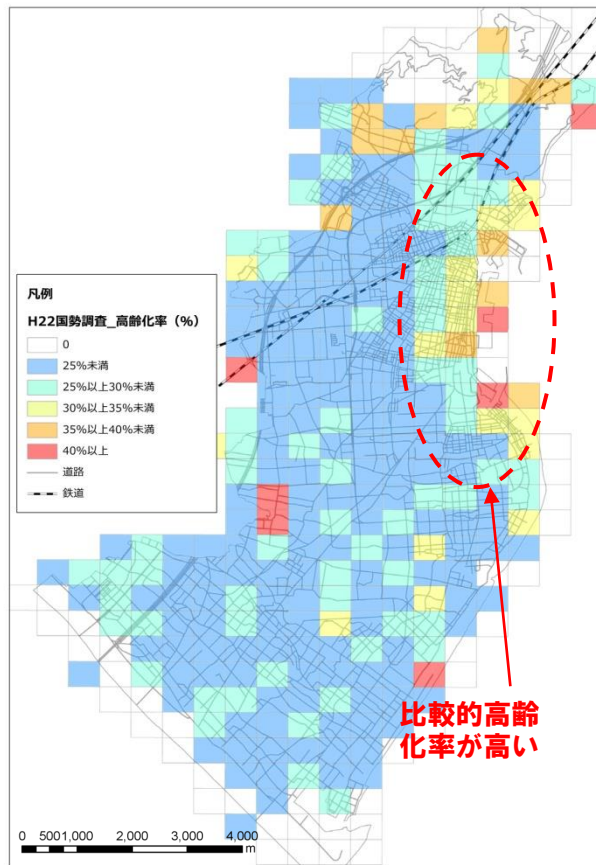
1.4.3. 年代別人口と高齢化率

- 本市の平成 22 年時点の人口は約 14 万人、高齢化率は 23.5% であり、総人口は近年横ばいであるものの、着実に少子高齢化が進んでいる。
- 平成 52 年の人口は、平成 22 年の人口に対し約 83% に減少するとともに、高齢化率は 35.6% まで上昇すると予測されている。



資料：国勢調査(S55～H22)、
「日本の市町村別将来推計人口」(国立社会保障・人口問題研究所)(H27～H52)

図 1.9 年齢階層別人口と高齢化率



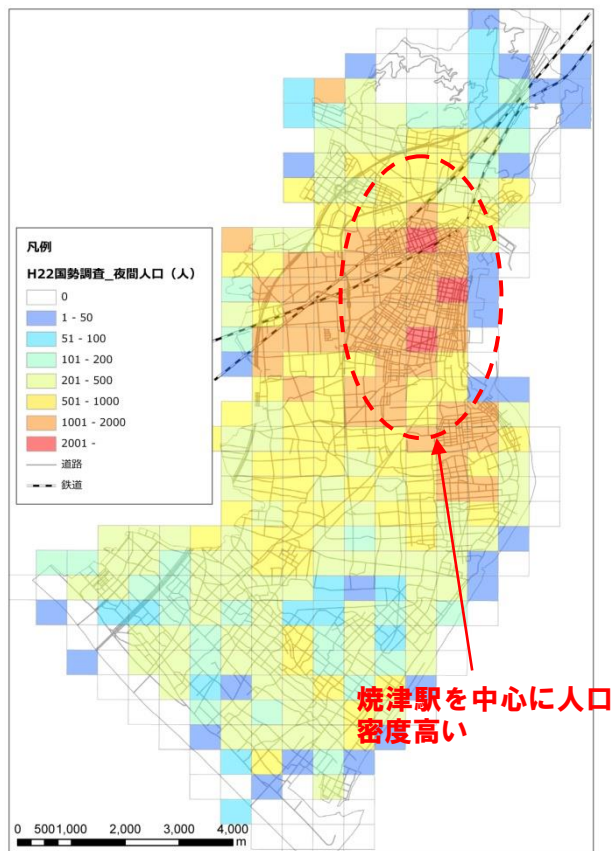
資料：平成 22 年国勢調査

図 1.10 高齢化率分布図

1.4.4. 産業

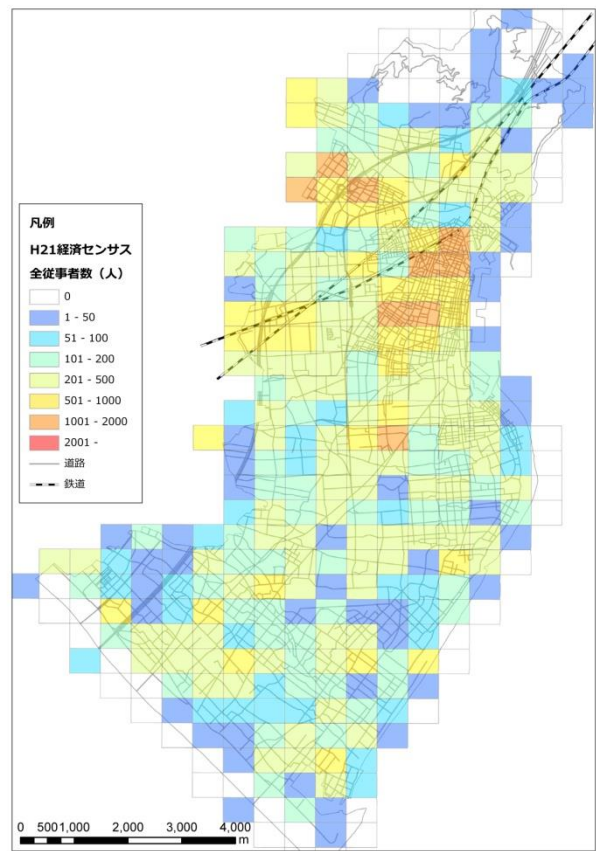
(1) 事業所立地

- 港を中心とした市の発展の歴史を背景として、現在も、人口や事業所は焼津漁港の背後地を中心とする地域に集中している。また、市役所や JR 焼津駅などの重要施設も、海に近接して立地している。
- 焼津漁港の背後地や水産加工団地等においては、水産加工業が盛んで、県内有数の加工品生産高を誇っている。



資料:平成 22 年国勢調査

図 1.11 夜間人口分布図

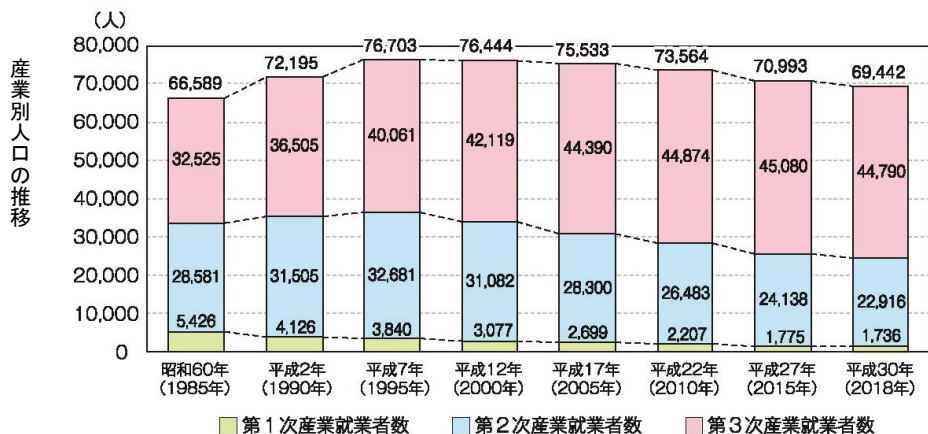


資料:平成 21 年経済センサス

図 1.12 全従事者数分布図

(2) 産業別就業人口

- 本市の就業人口は、平成7年をピークに減少傾向にある。
- 第1次産業及び第2次産業の人口割合が減少し、第3次産業への移行がみられる。



資料：国勢調査（平成22年以降は推計）

※平成22年以降はコーホート要因法により推計。

※総数に産業分類不能人口を含むため、内訳の合計と一致しない場合がある。

図 1.13 産業別人口の推移

(3) 漁業（水揚金額、水揚量）

- 焼津漁港（焼津・小川の合計）の平成24年度の水揚金額及び水揚量は、全国主要32港中、それぞれ1位、2位となっている。

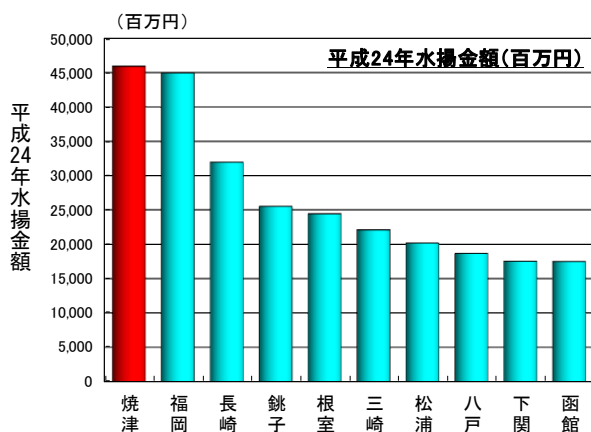


図 1.14 平成24年水揚金額

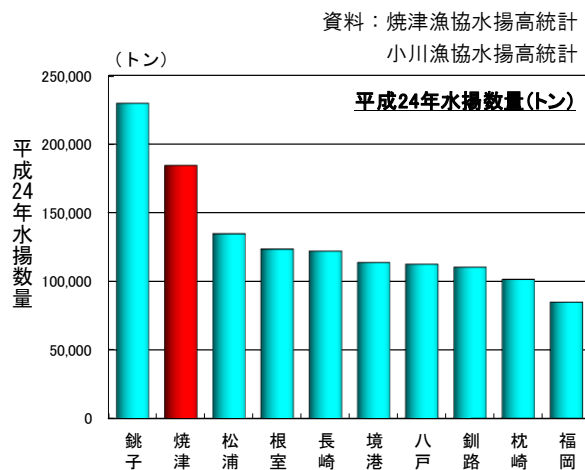


図 1.15 平成24年水揚数量

(4) 製造業

- 本市における製造品出荷額が最も大きい産業は「食料品」、次いで「飲料・たばこ・飼料」となっている。
- 食料品のうちでも、「冷凍水産食品」などの水産食料品製造業が約 6 割を占めている。

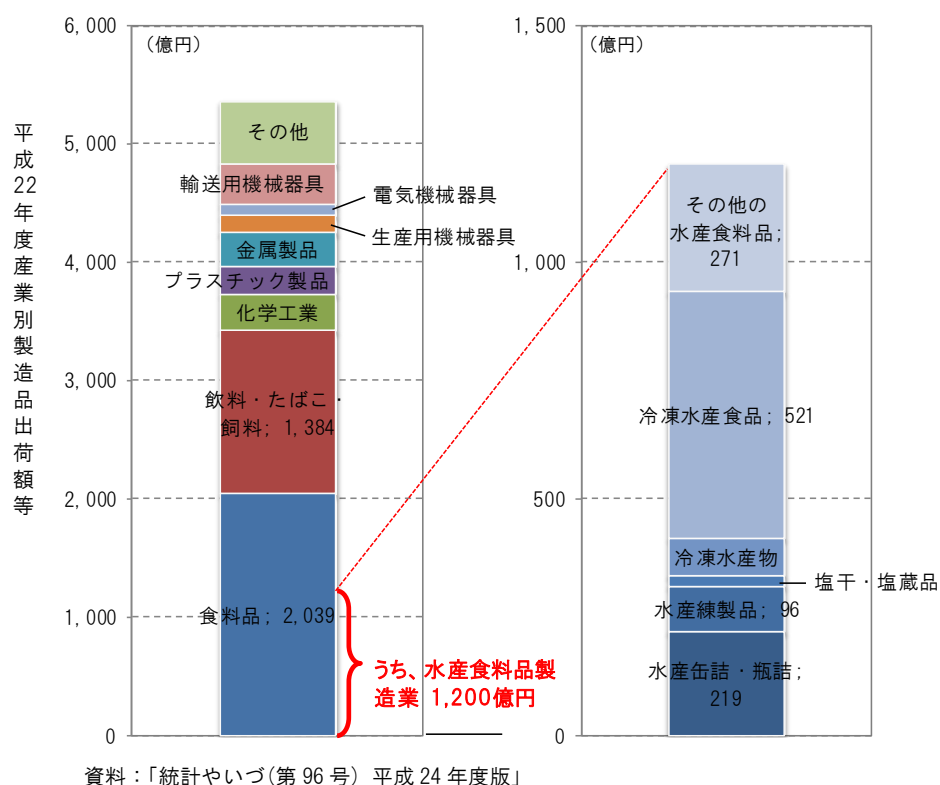


図 1.16 産業別製造品出荷額等（平成 22 年度）

(5) サプライチェーン

- 本市には、遠洋漁業の拠点である焼津漁港を中心に、水揚げから保管、運搬、加工、出荷まで一連の業種の事業所が沿岸部に集中立地し、多層的なサプライチェーンが形成されている。こうした集積が強みとなって、全国屈指の水揚げを獲得するとともに、水産市場での優位性を維持している。
- 各事業所の事業活動の基盤となる重要な施設・設備としては、漁港・港湾や道路等のインフラのほか、複数の事業所が共同で利用している施設・設備がある。
- 共同利用施設・設備の例として、水揚げや運搬用の自動化機器類、無線設備、冷凍・冷蔵庫、出荷品の包装・梱包のための設備、出荷用の特殊保冷車両等があり、多くは漁港・港湾の周辺に立地している。

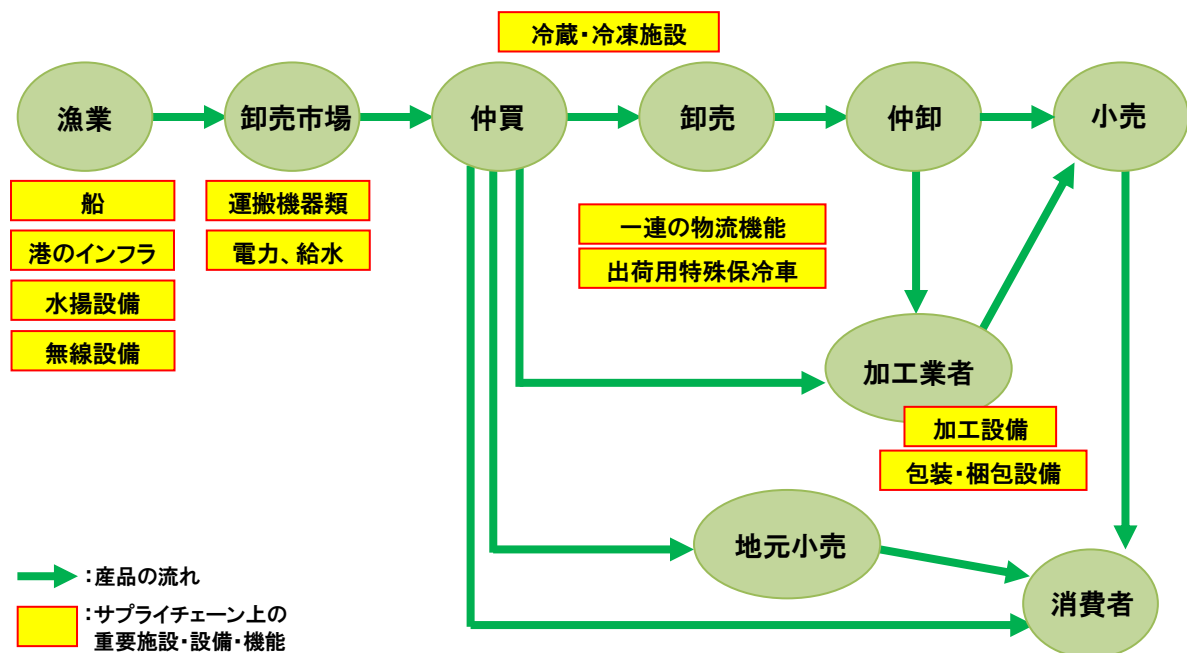


図 1.17 焼津市における水産業サプライチェーンのイメージ

参考：水産業界の地震・津波被災にかかる事業継続上の懸念・課題

（業界団体へのヒアリングより）

- 船が無事でなければ事業継続しようがない。【漁業】
- 物流機能や加工業者の操業が回復しなければ、魚は売れない。【漁業】
- 電力・給水確保が必須。（冷蔵庫、運搬機器等）【漁業、水産加工】
- 一度欠品すると、即取引停止につながりかねない。一方、港が復旧して水揚げが再開されないと、生産はできない。【水産加工、商工】
- 取引先への事業復旧状況の連絡が重要。【水産加工】
- 非常時に BCP に沿った具体的な行動がとれるか、懸念がある。【水産加工】

1.4.5. 農業

(1) 経営耕地面積

- 販売農家における経営耕地面積の状況は、約 9.8km² であり、市域全体の約 14%に相当する。経営耕地面積の約 4 割が大井川地区に位置する。

表 1.4 地区別経営耕地面積

(単位：a)

地区別	総数	田				畑					樹園地
		合計	稲	稲以外の作物	何も作らなかった	合計	普通畑	飼料用作物のみの畑	牧草専用 地	何も作らなかった	
2005 年総数	99,910	87,015	67,490	8,111	11,414	6,985	5,763	-	X	X	5,910
2010 年総数	97,748	86,642	69,183	7,294	10,165	5,787	4,296	X	-	X	5,319
焼 津	1,277	941	771	120	50	285	271	-	-	14	51
豊 田	6,070	5,298	4,103	485	710	342	264	-	-	78	430
大 富	21,841	20,769	17,659	1,394	1,716	811	622	-	-	189	261
和 田	10,883	9,711	8,067	245	1,399	895	601	-	-	294	277
小 川	4,274	4,036	3,707	X	254	213	213	-	-	-	X
東益津	9,885	6,617	5,851	487	279	631	557	-	-	74	2,637
越後島	584	456	314	X	121	82	77	-	-	X	46
大覚寺	959	796	645	107	44	156	104	-	-	X	X
大井川	41,975	38,018	28,066	4,360	5,592	2,372	1,587	X	-	X	1,585

資料：農林業センサス

(2) 農家数

- 地区別の農家数及び農家人口は以下のとおりであり、大井川地区の農家数及び販売農家人口率が高い。

表 1.5 地区別農家数

地区別	2010 年世界農林業センサス							
	農家数					人口		
	総世帯数	総農家数	販売農家	自給的農家	農家率	総人口	販売農家人口	販売農家人口率
総 数	51,436	2,441	1,294	1,147	4.7	143,430	5,899	4.1
焼 津	9,455	62	20	42	0.7	23,891	88	0.4
豊 田	8,053	164	84	80	2.0	21,288	360	1.7
大 富	7,734	475	306	169	6.1	22,606	1,426	6.3
和 田	5,744	311	174	137	5.4	16,340	815	5.0
小 川	8,082	134	49	85	1.7	22,311	242	1.1
東益津	3,896	249	104	145	6.4	10,810	466	4.3
越後島	322	24	10	14	7.5	903	39	4.3
大覚寺	844	22	13	9	2.6	2,193	55	2.5
大井川	7,306	1,000	534	466	13.7	23,088	2,408	10.4

注 1) 農家…経営耕地面積が 10a 以上又は調査期日前過去 1 年間における農産物の総販売額が 15 万円以上の規模の農業を行う世帯。なお、例外規模農家を含む。

2) 販売農家…農家のうち耕地面積が 30a 以上又は年間の農産物販売金額が 50 万円以上の農家

3) 総世帯数及び総人口は、調査年 1 月末現在の住民基本台帳世帯数である。

資料：農林業センサス

1.5. 土地利用、都市構造

1.5.1. 交通基盤(都市計画道路・幹線道路区間図)

- 本市の都市計画道路は、焼津地区を中心に格子状に計画されている。焼津地区内は整備が進んでいるものの、焼津地区と大井川地区を連絡する南北方向の幹線軸となる「志太東幹線」、「志太海岸線」、「志太中央幹線」はいずれも整備率が低い状況にある。

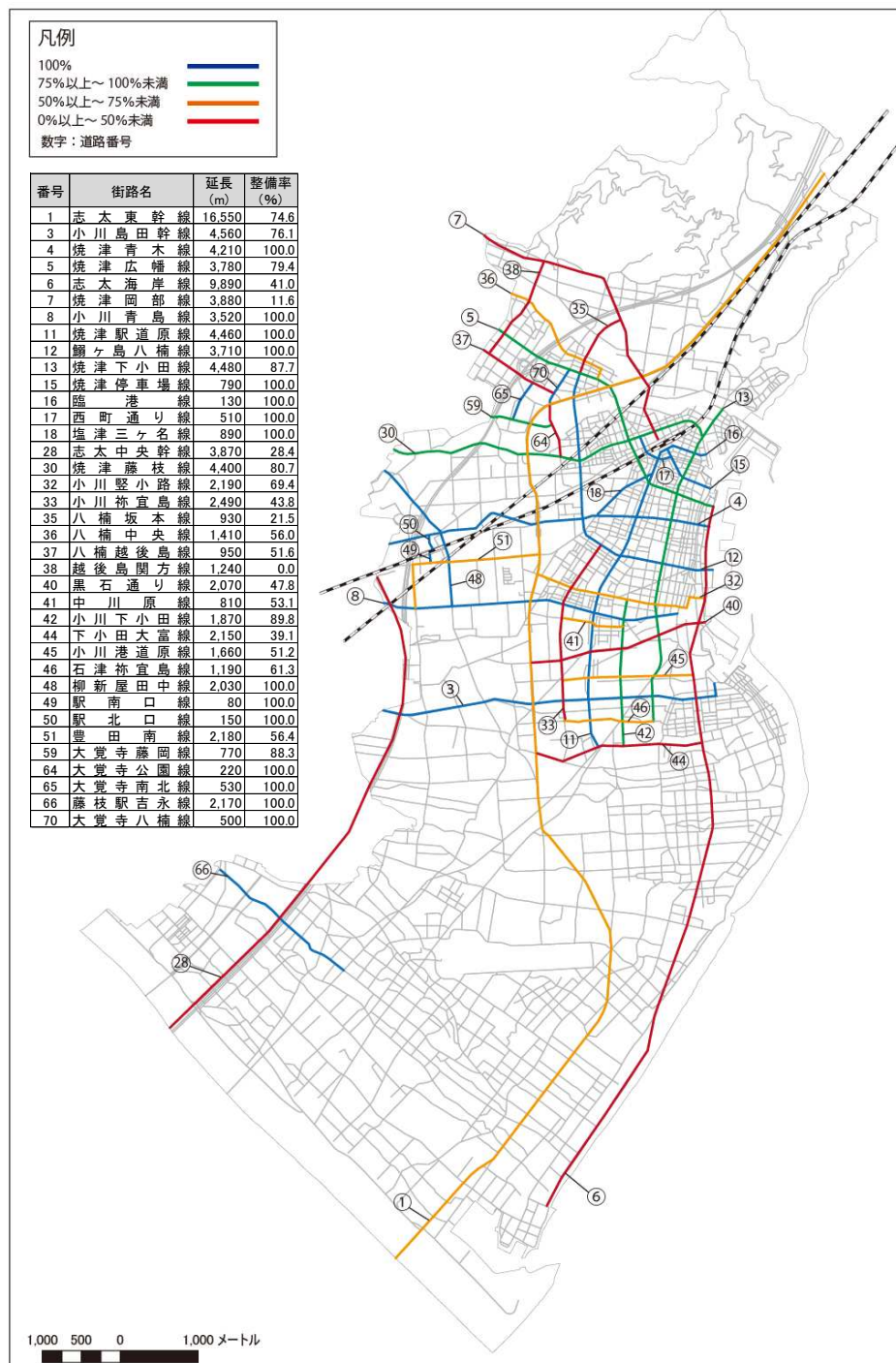


図 1.18 都市計画道路整備状況

1.5.2. 緊急輸送路の指定状況

- 緊急輸送路は以下のとおり指定されている。中でも、国道 150 号は静岡県緊急輸送路の 1 次緊急輸送路に指定されている。



図 1.19 緊急輸送路幅員

1.5.3. 都市計画区域、区域区分

- 本市全域が都市計画区域に指定されている。市街化区域は約 20.8km²（全市域の約 29％）が指定されている。

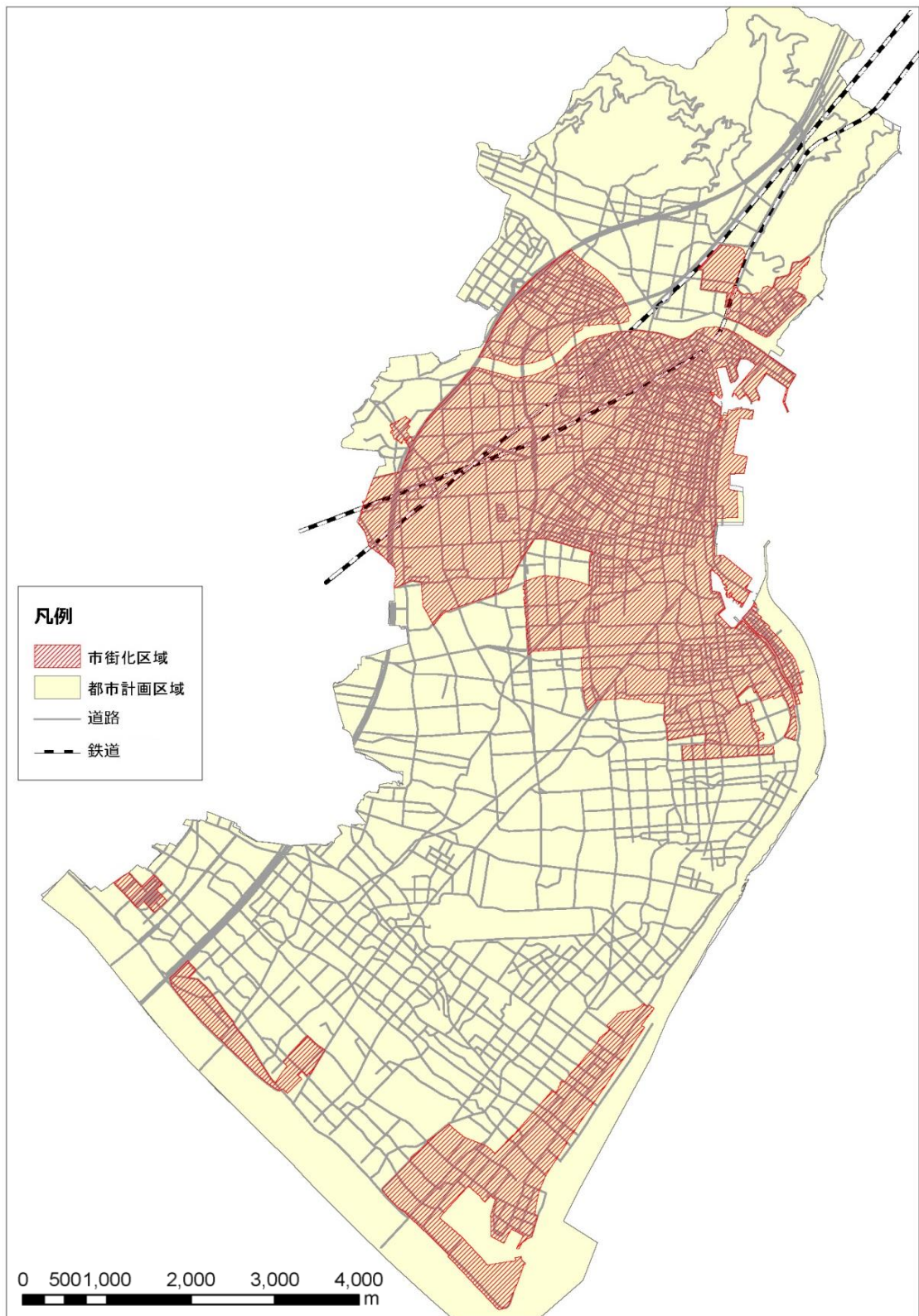


図 1.20 都市計画区域・区域区分

1.5.4. 法適用(森林法)

- 地域森林計画対象民有林が、市北部の山間部及び市南部の海岸線（保安林）に分布する。

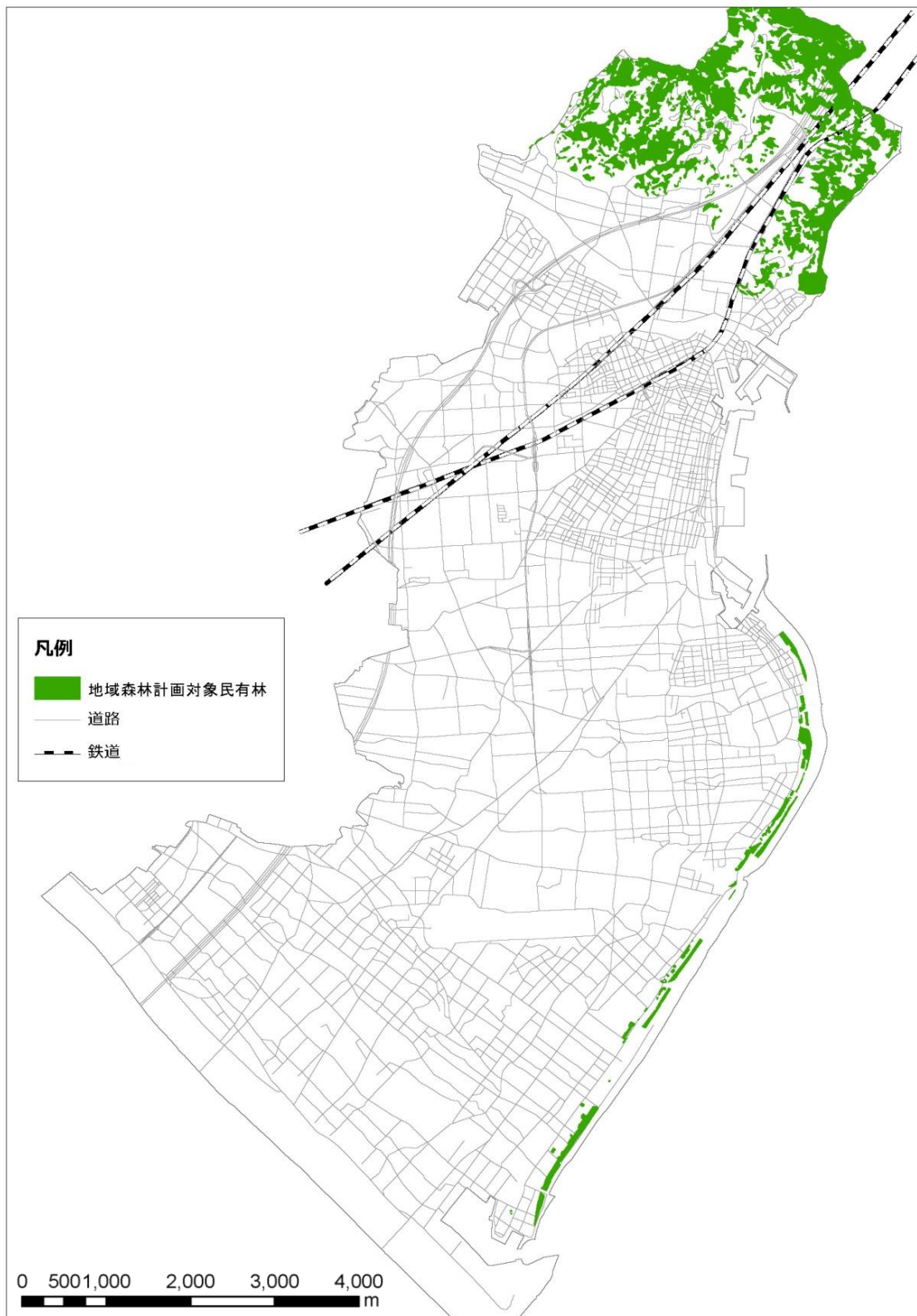


図 1.21 森林計画対象民有林分布図

1.5.5. 法適用(農業振興地域の整備に関する法律)

- 農用地区域は、市街化調整区域内にて、広く指定されている。

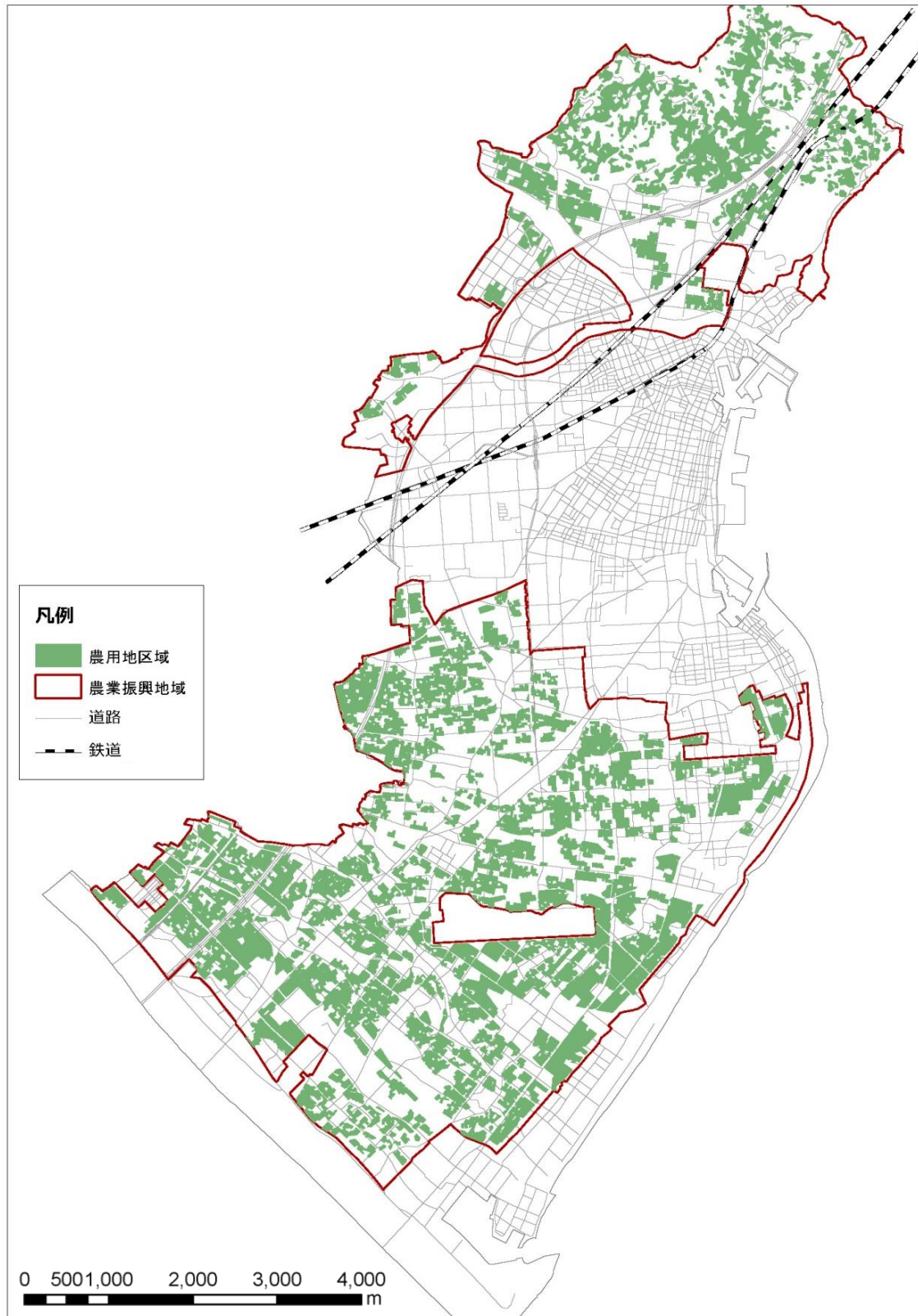


図 1.22 農用地区域図

1.5.6. 地区別特性

- 本市の人口・世帯、産業、土地利用について地区別特性を整理する。
- できるだけきめ細かく津波防災地域づくりの方針を決めるために、市を 11 地区に区分する。11 地区の構成は「旧焼津市都市計画マスタープラン（2001）」の地域区分 8 地区と大井川地区を小学校区で区分した 3 地区である。

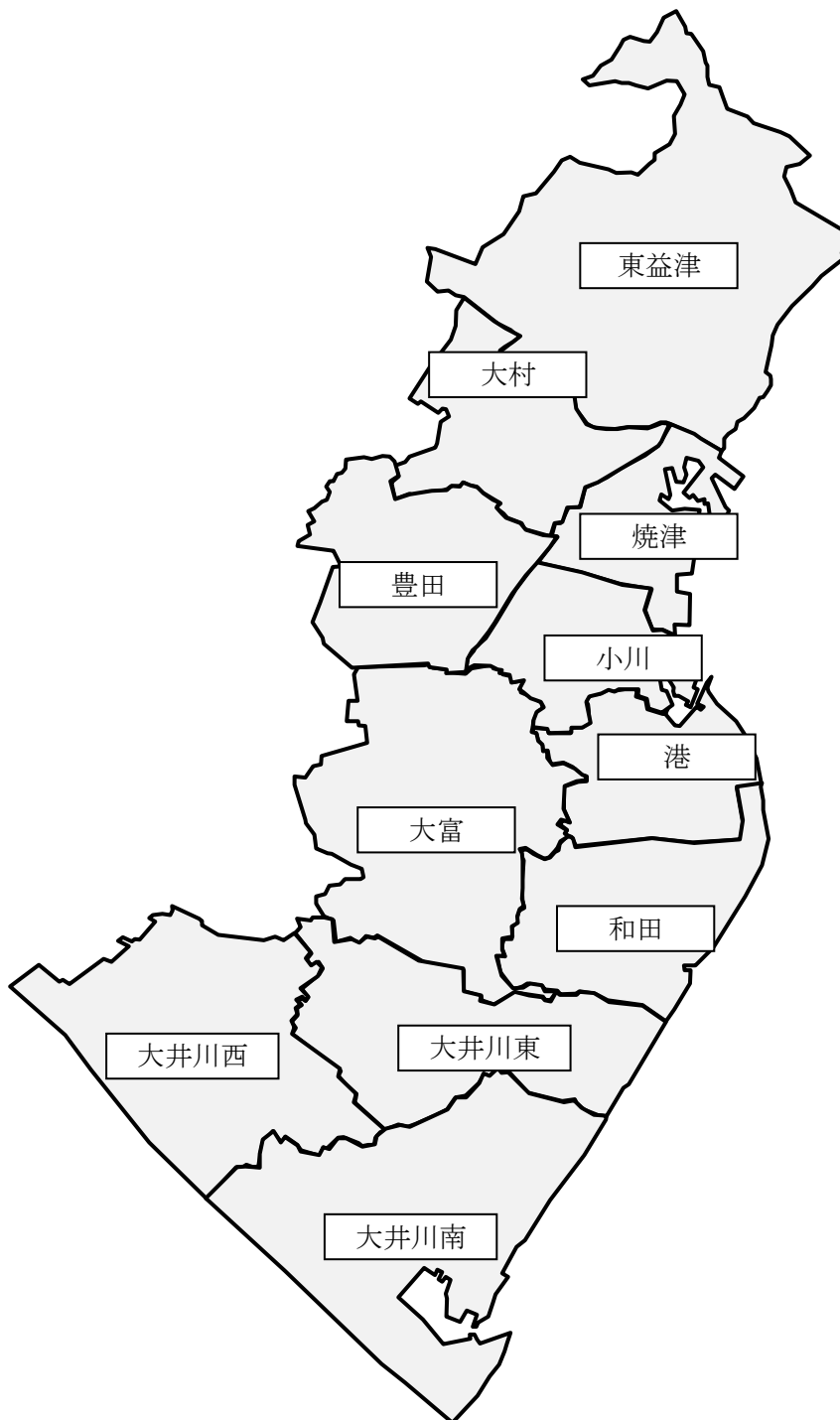


図 1.23 焼津市 11 地区

(1) 人口・世帯

- 人口は内陸部である豊田地区、大富地区で多いが、人口密度では焼津地区や小川地区で高く、必ずしも内陸部のみに人口が集中しているわけではない。
- 高齢化率は、東益津地区、焼津地区、小川地区、和田地区で市平均の 23.5%（平成 22 年国勢調査）より高くなっており、沿岸部にも多くの高齢者が住んでいる。

(2) 産業

- 焼津地区、大村地区、大富地区で、従業者数が多い。また、焼津漁港、大井川港を抱える焼津地区、大井川南地区では、第 1 次産業従業者数が比較的多い。第 2 次産業従業者割合は、大規模工業団地を抱える和田地区で高い。

(3) 土地利用

- 用途地域の指定状況をみると小川地区、港地区、豊田地区では住居系の占める割合が高くなっている。焼津地区では商業系、焼津地区、大村地区、豊田地区、大井川南地区では工業系の指定もみられる。

表 1.6 地区別概況

項目		浸水の可能性が高い地区								浸水の可能性が低い地区		
		東益津	焼津	小川	港	和田	大井川 東	大井川 南	大村	豊田	大富	大井川 西
人口・世帯	夜間人口（小地域）	10,701	11,635	14,972	15,449	8,612	6,640	9,137	15,119	21,279	22,684	7,021
	昼間人口（小地域）	9,714	13,842	12,223	9,258	8,780	6,226	9,922	14,975	15,296	18,042	8,913
	昼夜間人口比率（%）	90.8	119.0	81.6	59.9	102.0	93.8	108.6	99.1	71.9	79.5	126.9
	高齢者数（65 才以上人口）	3,109	3,454	3,883	3,535	2,204	1,448	2,016	3,200	4,076	5,177	1,570
	高齢化率（%）	29.1	29.7	25.9	22.9	25.6	21.8	22.1	21.2	19.2	22.8	22.4
	世帯数	4,203	5,823	5,219	5,275	2,847	2,056	2,842	6,207	7,808	7,446	2,141
	学生数（人）	1,696	4,244	2,349	2,429	2,623	1,031	1,165	2,691	4,799	6,062	2,166
	面積（km ² ）	12.6	2.4	3.2	3.8	5.2	5.8	10.0	4.5	5.2	9.3	8.2
	人口密度（人・km ² ）	847	4,829	4,674	4,078	1,643	1,154	917	3,354	4,082	2,438	853
産業	全従業者数	5,047	8,402	6,103	3,377	4,504	3,828	6,649	9,168	6,975	8,691	5,560
	第1次産業従業者数	25	434	16	104	4	144	185	4	67	106	22
	第2次産業従業者数	2,274	1,513	1,327	613	2,706	1,128	3,863	1,970	2,432	3,043	2,776
	第3次産業従業者数	2,748	6,455	4,760	2,660	1,794	2,556	2,601	7,194	4,476	5,542	2,762
	第1次産業従業者割合（%）	0.5	5.2	0.3	3.0	0.1	3.7	2.8	0.0	0.9	1.2	0.4
	第2次産業従業者割合（%）	45.1	18.0	21.7	18.2	60.1	29.5	58.1	21.5	34.9	35.0	49.9
	第3次産業従業者割合（%）	54.4	76.8	78.0	78.8	39.8	66.8	39.1	78.5	64.2	63.8	49.7
	1日当たり観光客数	72	370	0	0	487	181	23	5,676	802	0	0
土地利用	住居系面積（用途地域）(ha)	42	79	256	263	15	4	101	133	262	73	25
	商業系面積（用途地域）(ha)	0	73	19	1	0	0	3	6	0	0	0
	工業系面積（用途地域）(ha)	23	88	41	13	0	0	180	143	162	66	50
	その他面積（ha）	1,186	13	0	98	504	639	603	148	92	783	843
	住居系面積割合（用途地域）（%）	3.4	31.3	80.8	70.1	2.8	0.7	11.4	30.8	50.8	7.9	2.7
	商業系面積割合（用途地域）（%）	0.0	28.8	6.1	0.4	0.0	0.0	0.3	1.5	0.0	0.0	0.0
	工業系面積割合（用途地域）（%）	1.8	34.6	12.9	3.3	0.0	0.0	20.3	33.3	31.4	7.1	5.4
	その他面積割合（%）	94.8	5.3	0.2	26.2	97.2	99.3	68.0	34.4	17.8	85.0	91.9

1.6. 上位・関連計画の将来都市像と方針

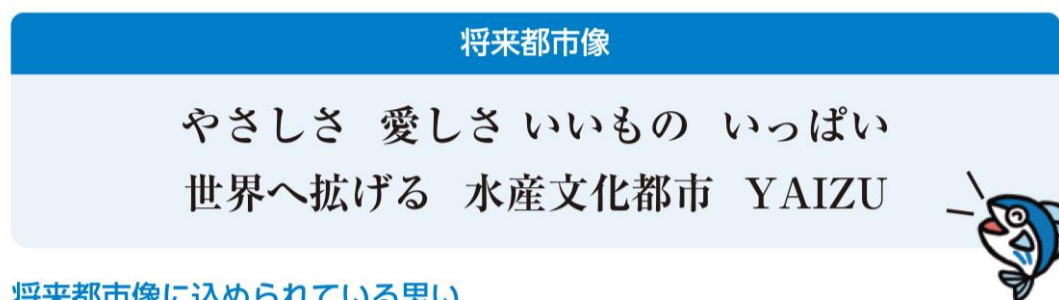
津波防災地域づくりにおいては、地域の防災力の向上を追求すると同時に地域の発展が見通せるよう、総合計画や都市計画マスタープラン等、上位・関連計画に示される市の将来ビジョンを踏まえ、総合的な視点に立って推進計画を検討する必要がある。

本市の上位・関連計画における市の将来像や防災の方針は、以下のとおりである。

1.6.1. 第6次焼津市総合計画 第2期基本計画(令和4年3月)[上位計画]

(1) 将来都市像

- 「やさしさ 愛しさ いいもの いっぱい 世界へ広げる 水産文化都市 YAIZU」を将来都市像として、将来都市像の実現に向けて諸施策を進めている。計画期間は、令和7年度までの8年間である。



将来都市像に込められている思い

- 市民が共に支え合いながら、安全で安心して暮らせる、誰にも、地球にも『やさしい』まちを目指します。
- 「焼津を忘れない気持ち」、「焼津への郷土愛」、「焼津を好きな気持ち」を『はぐくむ』・『つなげる』まちを目指します。
- 「水産業を起点に発展した文化」を大事につなぎ（継承し）ながら、焼津の軸となる水産を始め、豊富な地域資源を『活かし』、時代に合った新たな産業やにぎわいを創造し、地域として成長していきます。
- 市民、事業者、行政が共に、市内外から広くは世界へ「水産文化都市YAIZU」を発信し、人・モノ・情報が交流することで、「住み続けたい、住んでみたい、行ってみたいまち」をつくっていきます。

図 1.24 将来都市像

- 将来都市像を実現するために、6つの政策を掲げている。
 - * 共に支え合い豊かに暮らせるまちづくり
 - * 安心して子育てができ、子どもが心豊かに育つまちづくり
 - * 生きがいを持って暮らせるまちづくり
 - * 産業の振興と地域資源を活用したまちづくり
 - * 安全安心で快適に暮らせるまちづくり
 - * 市民と共に作り未来へつなぐまちづくり
- 政策の1つである「安全安心で快適に暮らせるまちづくり」を具体化するための施策として、「安全安心な暮らしの推進」、「暮らしを守り支える社会基盤の充実」、「良好な住環境の実現」、「環境にやさしい持続可能な社会の推進」の4つの施策を掲げ、防災分野に関して次のとおり施策の方針及び基本事業を示している。

(2) 施策の方針

- 防災出前講座の開催や防災学習室の活用などにより、地震・津波に関する知識の普及・啓発や防災・減災の意識の向上に努めます。
- 防災情報伝達手段の多様化を図るとともに、やいづ防災メールや焼津市 LINE 公式アカウントの周知に取り組みます。
- 市民一人ひとりが災害に備える「自助」の取組として、住宅の耐震化や家具の転倒防止対策などの普及・啓発の促進及び支援に取り組みます。
- 地域住民が互いに助け合う「共助」の取組を推進するため、自主防災活動の支援、防災リーダーの育成や活用、消防団員の確保による消防団活動の更なる強化など、地域防災力の向上に取り組みます。
- 新たな感染症など様々な危機事案に迅速かつ的確に対応できるよう、関係機関との連携や危機管理体制の充実を図ります。
- 関係機関や自治会などと連携して、交通安全や防犯に関する啓発活動を展開することにより、市民の交通安全意識・防犯意識の向上を図ります。
- 国・県と連携し、津波・高潮・土砂災害対策施設の整備を推進します。
- 国・県・関係自治体・市民等と連携した流域治水に取り組み、河川改修や雨水の流出抑制を推進するとともに、土砂災害ハザードマップ等の普及啓発により確実な避難行動を促します。

表 1.7 基本事業

基本事業名	主な内容
防災・減災意識の向上	市内小・中学生や高校生、自主防災会等への防災出前講座の開催、防災学習室の活用など
デジタルを活用した防災情報の多様化	やいづ防災メールや焼津市 LINE 公式アカウントの周知、防災情報システムの構築など
家庭内対策の促進	住宅の耐震化、家具の転倒防止対策、非常持出品・備蓄品の準備など
地域防災力の向上	自主防災会活動支援、消防団員の確保、防災リーダー育成と地域での活動支援、防災訓練の実施など
危機管理体制の充実	感染症、風水害・地震・津波など様々な事案に対する危機管理体制の充実
防災インフラの整備	津波・高潮対策ほか防災施設の整備など
治水対策の整備	準用河川・小河川・排水施設の整備や維持管理、雨水貯留浸透施設の推進、水防情報システムの拡充など

1.6.2. 第4次焼津市国土利用計画(平成30年3月)[上位計画]

- 土地利用の基本方針として、以下の5つが掲げられている。
 - * 自然環境を保全し、ふれあいとやすらぎのある土地利用
 - * 災害に強く安全安心の土地利用
 - * 生活利便性を高め、快適に暮らせる土地利用
 - * 地域産業振興を推進する土地利用
 - * 地域の特性を活かした土地利用
- 計画では、基本方針に基づき、総合的かつ計画的に土地利用を行うものとしており、利用区分別の基本方向及びエリア別の基本方向が示されている。

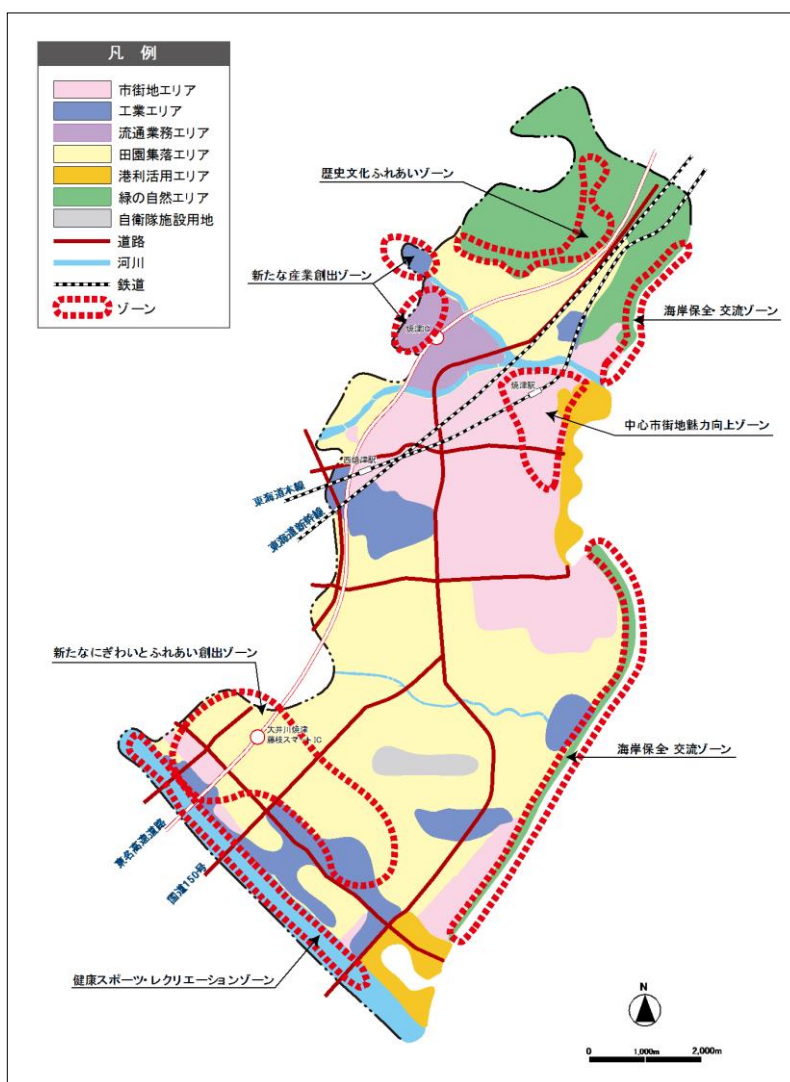


図 1.25 土地利用構想図

1.6.3. 焼津市国土強靱化地域計画(令和 6 年 6 月)[上位計画]

(1) 基本理念

- 防災・減災と地域成長を両立させる国土強靱化の趣旨を踏まえるとともに、誰もが未来に向けて安心でき、希望を持てる強い地域を創造するため、「誰もが住み続けた
い・住んでみたい・行ってみたいと思える、未来につなげる“強くてしなやかな”
地域づくり」を基本理念として定めている。
- 本市における国土強靱化の目標を以下のとおり設定している。
いかなる災害等が発生しようとも、
 - * 人命の保護が最大限図られること
 - * 市及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
 - * 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図ること
 - * 迅速な復旧復興を図ること

(2) 事前に備えるべき目標

- 基本目標の達成に向け、本市で起こり得る大規模災害と本市の地域特性を踏まえ、
以下のとおり 7 つの事前に備えるべき目標を設定するとともに、目標に対応するリ
スクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を設定している。
 - * あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
 - * 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環
境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
 - * 必要不可欠な行政機能は確保する
 - * 経済活動を機能不全に陥らせない
 - * 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク
等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
 - * 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する
 - * 防災・減災と地域成長を両立させた魅力ある地域づくり
- リスクシナリオを回避し、基本目標を達成するために、施策分野ごとの推進方針に
より、各施策に取り組むこととしている。

1.6.4. 焼津市地域防災計画(令和 7 年 2 月)[上位計画]

- 焼津市民の生命、身体及び財産を一般災害から保護するために、焼津市の地域に係る防災対策の大綱を定めており、津波対策編において、津波災害予防対策の推進として、以下のとおり定めている。

* 津波に強いまちづくり

- 津波から迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。
- 浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画の策定に努めるとともに、短時間で避難が可能となるよう計画的な避難施設の整備、民間施設の活用など、リスク軽減対策を講じながら、津波に強いまちの形成を図るものとする。
- 地域防災計画、都市計画、立地適正化計画等の作成に当たり、津波防災の観点を踏まえ、検討段階から共同で取り組むなど、計画相互の有機的な連携を図るものとする。
- 津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため、津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波災害特別警戒区域や建築基準法に基づく災害危険区域の指定について、検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。
- 津波による浸水実績及び津波浸水想定を公表し、安全な土地利用、津波発生時の警戒避難体制の整備を行う。
- 行政関連機関、要配慮者に係る施設については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫など施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所へ誘導を図るものとする。
- 最大クラスの津波に対して、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進めるものとする。
- 国土交通省、静岡県と連携を図り、海岸堤防を粘り強い構造に改良するとともに、柵山川から大井川港までの間について、潮風グリーンウォークの整備を進めるものとする。

1.6.5. 焼津市都市計画マスタープラン(平成 28 年 5 月)[関連計画]

(1) 将来都市像

- 少子高齢・人口減少社会の進展や大規模自然災害に対する危機意識の高まりなど、社会経済情勢の変化と、これに伴う長期的な国土づくりの基本的考え方を踏まえ、概ね 20 年後の都市像を「市民とともに「にぎわい」を創り、地域の「くらし」に必要な機能をコンパクトにまとめた住みやすいまち 焼津」としている。
- 将来都市像の実現に向けたまちづくりの基本的な考え方として、以下の 4 つが挙げられている。
 - * 誰もが安心して生き生きと暮らせるまちづくり
 - * 活力ある産業と活発な交流を生み出すまちづくり
 - * 環境にやさしいまちづくり
 - * 自然災害に強いまちづくり

(2) 分野別まちづくり方針

- 都市防災の分野におけるまちづくり方針において、以下の方針としている。
 - * 防災対策に関する方針
 - 生命を守るため、耐震性の劣る建築物の耐震化を促進するとともに、併せて、迅速かつ円滑に逃げるができるよう避難路を確保し、緊急輸送路の整備と主要橋梁の耐震化も促進します。
 - 津波による被害を軽減するため、粘り強い防潮堤と併せて、盛り土部に植林し、散策路を設ける「潮風グリーンウォーク」の整備を推進します。
 - 焼津漁港周辺の住民・従業者の生命・財産を守るとともに、漁業及び水産業の事業継続性を確保するため、漁港の管理者である県が実施する、防波堤等の粘り強い構造への改良などによる減災対策の取組を促進します。
 - 大井川港周辺の住民・従業者の生命・財産及び産業機能を津波被害から守るとともに、焼津漁港と併せて災害時における支援物資の受入拠点としての機能を確保するため、大井川港の津波防災対策施設の整備を推進します。
 - 台風や集中豪雨などに起因する水害の防止・軽減を図るため、総合的な治水対策を推進します。
 - 火災による密集住宅地の延焼拡大を防止するため、道路、公園などの基盤整備を検討するとともに、耐震性の劣る住宅の建替えを促進し、防災性の向上を図ります。
 - 東海地震など、発生が予想される大規模災害に対しては、市民・事業者・行政の危機認識の共有化と、まちの将来像の合意形成を図り、土地区画整理事業や地籍調査など事前復興の取組を推進します。

＊ 避難・防災活動の円滑化に関する方針

- 災害時に安全かつ迅速に避難することができるよう、地域の実情に応じた防災拠点、避難場所の適正な配置とともに、適切な避難誘導方法を検討していきます。
- 平時は子どもから高齢者まで誰もが利用できる広場として、また災害時には避難地及び復旧・復興の拠点として機能する（仮称）大井川防災広場の整備を進めます。
- 災害時において、迅速かつ円滑な救命・救急・復旧活動ができるよう、防災拠点等をネットワークする緊急輸送路の整備を促進するとともに、適正な維持管理に努めます。
- 民間の中高層建築物について、所有者や管理者の意向に配慮しながら、津波避難ビルの指定協力を推進し、津波避難場所を充実させていきます。

＊ 防災意識啓発の取組に関する方針

- 防災地図やハザードマップ等を活用し、意識啓発を図るとともに、実効性の高い防災訓練を実施し、行政・事業者・市民等の協働による防災・減災まちづくりを推進していきます。



図 1.26 都市防災の基本方針図

1.6.6. 焼津市立地適正化計画(令和 6 年 3 月)[関連計画]

(1) 将来都市像

- 「スマート新時代 豊かなくらしが未来へつながるまち 住まいる City Yaizu」を将来都市像に掲げ、人口減少時代に適応した、新たな都市マネジメントによる都市の持続的な発展と住みやすく豊かな市民生活の実現を目指すとしている。
- 将来都市像の実現に向けて、まちづくりの方針を以下のとおり設定している。
 - * 「人・もの」が集まり、活気に満ちた豊かな市民生活を支える拠点の形成
 - * 希望と喜びに満ちた、心安らぐ住環境の形成
 - * 移動しやすく、歩きたくなる快適なまち環境の形成

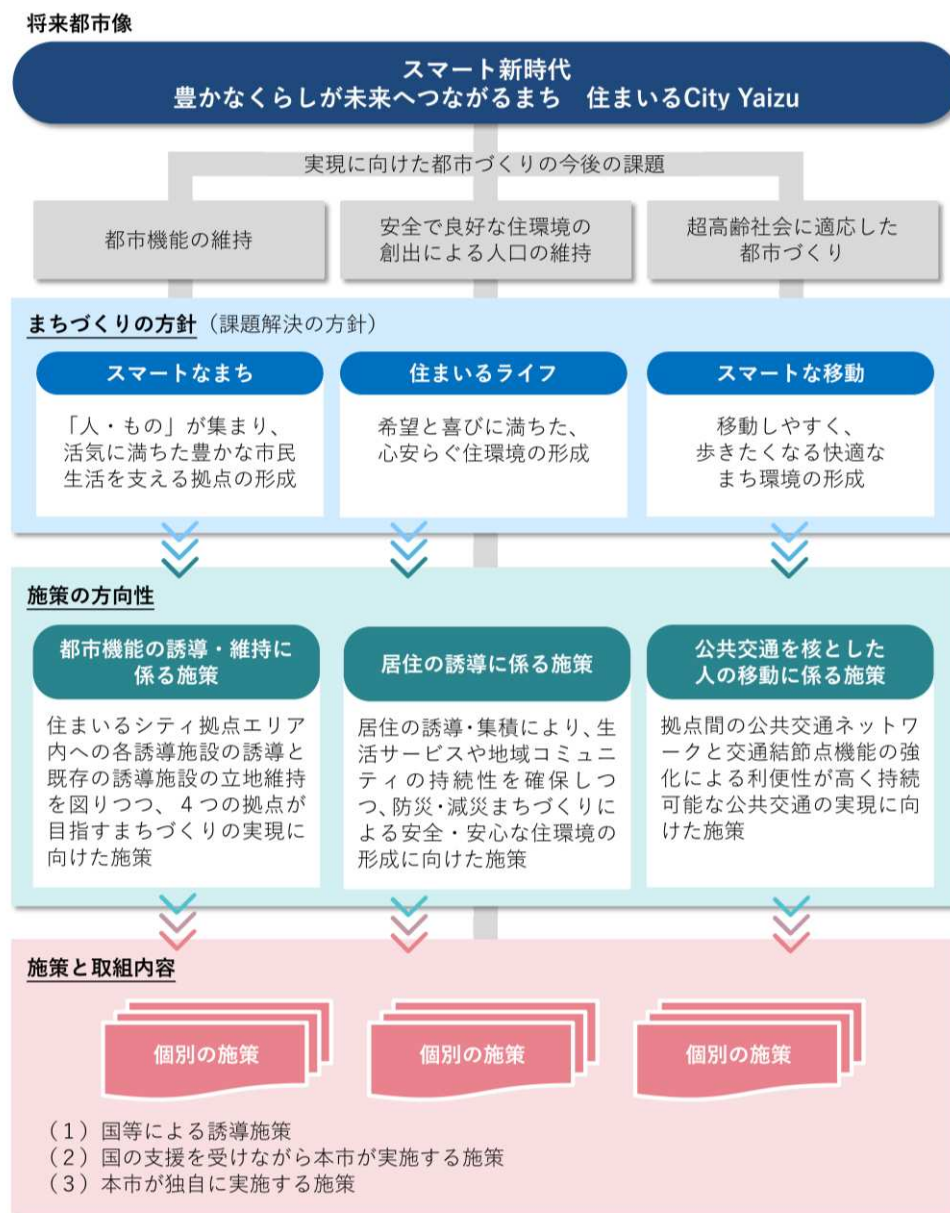


図 1.27 施策体系図

(2) 区域の設定

- 医療、福祉、商業等の都市機能の緩やかな誘導を促す区域（住まいるシティ拠点エリア）や居住の緩やかな誘導を促すエリア（住まいるエリア）を以下のとおり設定している。

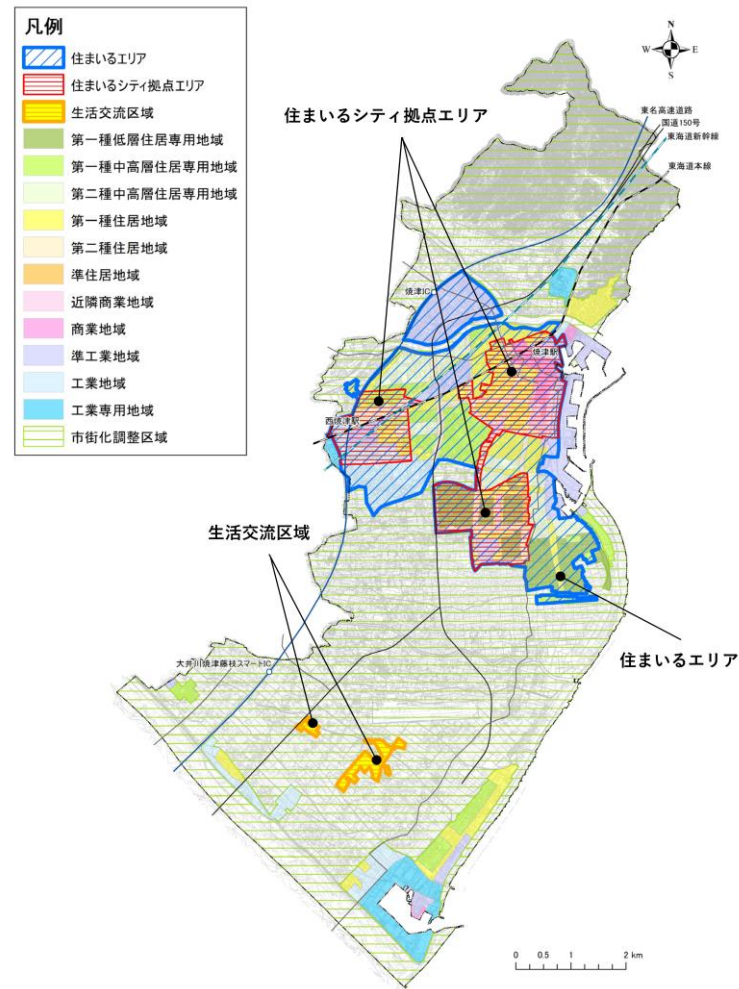


図 1.28 区域設定図

(3) 防災・減災まちづくり計画（防災指針）

- 本市が、海の恵みと共に発展した歴史的経緯を踏まえつつ、海を活かした産業、観光資源等の地域活力と安全・安心な暮らしが共存するまちづくりを目指し、立地適正化計画が目指すまちづくりと連動した、ハード・ソフトの多重防御の取組による居住地のさらなる安全性を高めるための、防災・減災まちづくりに取り組むとしている。
- 基本方針の「地域資源を活かし活力みなぎる地域と心安らぐ暮らしが共存する住まいる City Yaizu」の実現に向けて、身近に起こりえる自然災害のリスクと災害リスクの高い地域を継続的に把握し、自然災害に対して、「回避する」、「防ぐ・減らす」、「逃げる」、「備える」、「営む」取組を推進することとしている。

1.6.7. 焼津市地震・津波対策アクションプログラム 2023(令和 5 年 3 月)[関連計画]

- 基本理念を「被害の最小化・減災効果の持続化とともに、被災後も命と健康を守り、健全な生活を実現」としており、人命を守ることを最優先事項として可能な限り被害の最小化を図り、整備した施設の機能確保や市民の高い防災意識の維持などを行うハード・ソフト対策を充実するとともに、被災後の市民の命と健康を守り、健全な生活の実現を目指すこととしている。
- 基本目標として、以下の 3 つを掲げ、減災及び被災後に健全な生活を実現するため、取組を進めることとしている。
 - * 地震・津波から着実に命を守る
 - * 被災後の命と健康を守り、生活再建に繋げる
 - * 地域を迅速に復旧し、復興に繋げる
- 計画期間は、令和 5 年度から令和 14 年度までの 10 年間である。



図 1.29 基本目標及び施策分野

1.6.8. 焼津漁港マスタープラン(平成 23 年 4 月)[関連計画]

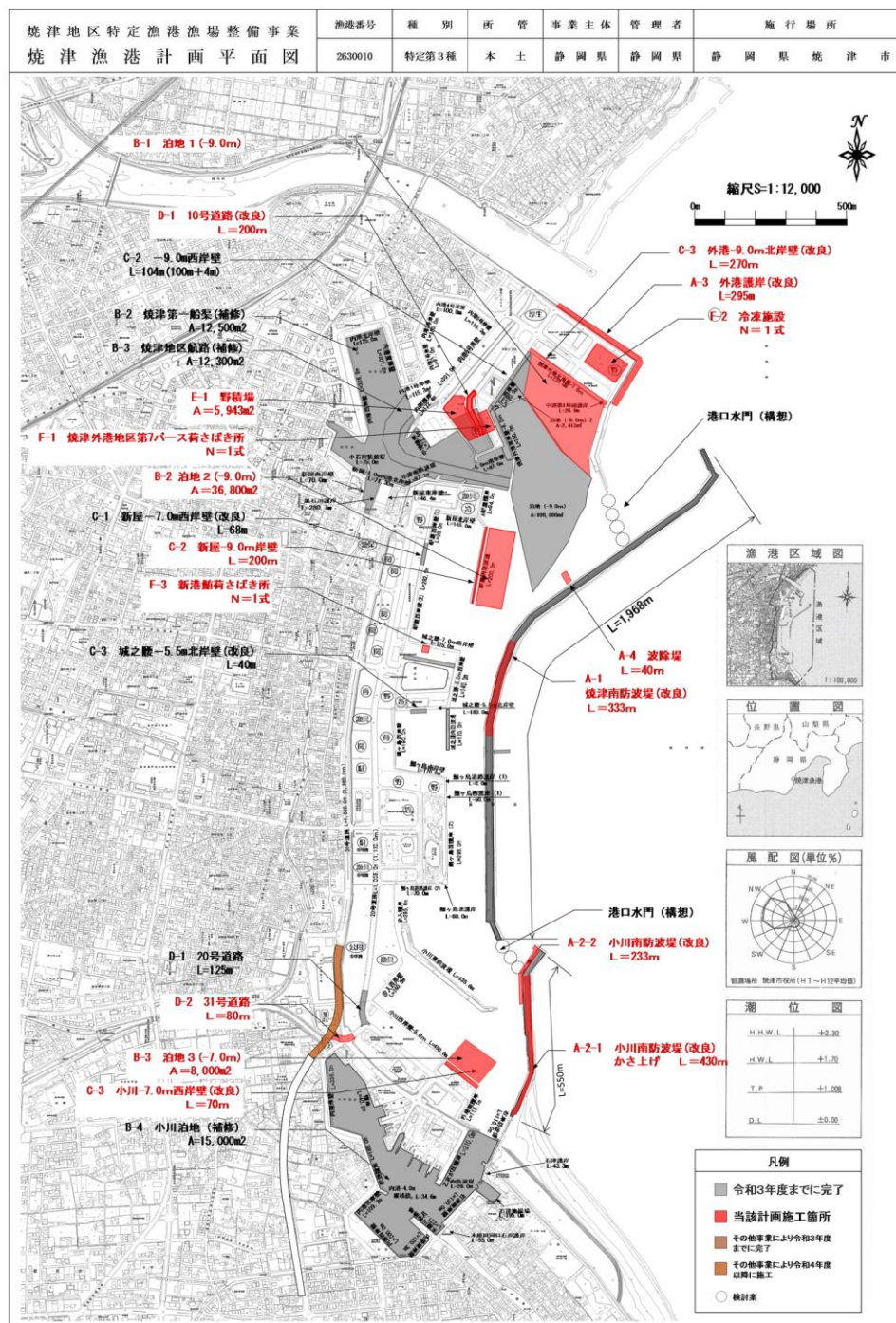
- 「焼津漁港マスタープラン」における、焼津漁港の土地利用計画（用地整備）は、以下のとおりである。



図 1.30 焼津漁港土地利用計画図

1.6.9. 焼津地区特定漁港整備計画書(令和4年6月)[関連計画]

- 大規模地震や津波等の災害発生後における生産・流通機能の維持・継続のほか、近年大型化する台風等の波浪や高潮による漁港施設や水産関連施設の浸水被害を防止するため、主要な防波堤の耐震・耐津波強化や嵩上げなどの改良を進めることとしている。



1.7. 焼津市がこれまで講じてきた地震・津波防災施策

1.7.1. 焼津市がこれまで講じてきた地震・津波防災施策

- 本市では、東日本大震災以降、ハード・ソフトの対策を展開してきた。
- しかしながら、静岡県第 4 次地震被害想定に照らすと、現対策では不十分な地域が広範に存在し、対策に係る基本的な考え方・方針の確立が必要である。
- 陸域の津波到達時間を遅らせる『減災対策』には、様々な関連主体との調整や合意形成が重要である。
- 効果的かつ効率的に対策を進めるためには、都市構造のあり方についての議論が不可避である。

表 1.8 地震・津波防災施策

対策種類	内 容	詳 細
津波避難場所の確保・整備	民間ビルへの協力要請	3 階以上 RC 造の民間ビルへ、一時避難受け入れ要請
	民間施設改修への補助	津波避難施設設置にあたり、避難面積に応じた補助
	津波避難タワーの建設	海拔 5m 未満の地域において、津波一時避難場所を確保
津波避難経路の整備	避難経路の整備	山や県道に駆け上がるための避難経路、手すり、照明灯設置
	階段手すりの設置	地域コミュニティ防災センターの屋外階段に手すり設置
	非常照明灯の設置	避難施設にソーラー発電式の LED 照明灯設置
円滑な避難に向けた支援策	市内全域での避難訓練の実施	市内全域を対象に 5 分以内の避難を意識した訓練を呼び掛け
	全自治会での避難地図作成	市内全 38 自治会において、会毎の津波避難地図を住民と協働で作成、全戸配布
	避難施設の進入口表示	小中学校等の公共施設の進入口に表示
	ライフハンマーの配備	施設進入口のガラスを割ることができるようハンマー配備
	1000 か所の海拔表示	日頃から地域の標高を認識し、津波災害に対する警戒意識を高めるとともに避難時の参考とするため、海拔を表示
	リヤカー購入補助	避難行動要支援者の避難及び支援活動を容易化するため、各自主防災会に配備を呼び掛け
	防災ラジオの有償配布	同報無線放送を受信できる防災ラジオ 8,300 台を有償配布
	防災メールの導入	気象警報・地震津波情報等を配信するサービスを開始
地域の防災力向上に向けた支援策	専門家の講演や指導	企業や自治会、一般市民も参加
	DIG や HUG の実践	ハザードマップを作成する「DIG」や避難所運営シミュレーション「HUG」など、実践を含めたカリキュラム実施
	避難行動要支援者を想定した訓練	自主防災会と民生委員が連携し、個別支援計画を作成
	地域の救助技術の向上	消防本部の特別救助隊や消防団を講師として講習会を開催

1.7.2. これまでの地震・津波防災施策に対する市民の認識

- 「総合計画（基本計画）に関する意識調査」（平成 25 年 1 月実施）の結果によると、非常時の食料や飲料の備蓄、家具類の固定、消火器具の配備等、自宅での災害に対する備えを行っている市民の割合は半数程度にとどまっている。
- 今後取り組んでいく必要があると考えている備えとしては、「避難場所や避難路の確認」や「必要物資の備蓄」については半数以上が認識しているのに対し、「建物の耐震化」や「防災訓練等の実施・参加」、「地域コミュニティの充実」については 20%前後であり、いまだこれらの必要性についての認識が十分に浸透していない。「自助」への意識の更なる向上が求められる。
- また、特に若年層においては、自主防災会や消防団等の防災活動について知らない割合が高く、より幅広い層を対象に「共助」の取組を広げていくことが課題となっている。

設問：あなたのお宅では、災害に対し、以下の備えをしていますか。

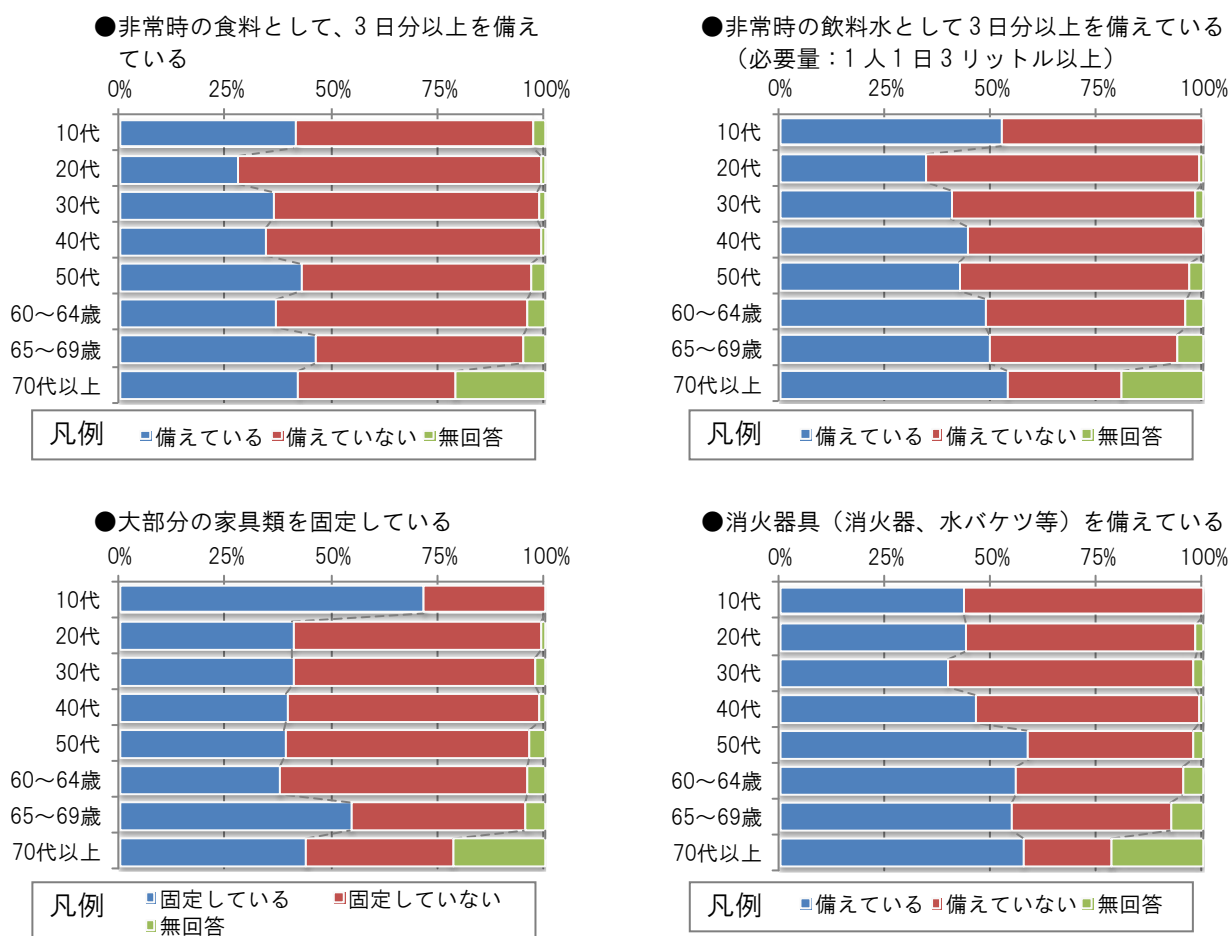


図 1.32 市民の自宅での備えに関する状況

（「総合計画（基本計画）に関する意識調査」より）

設問：あなたは、災害に備え、市民として今後特に取り組んでいく必要があるとお考えのこと
とはありますか。（複数回答・3つまで）

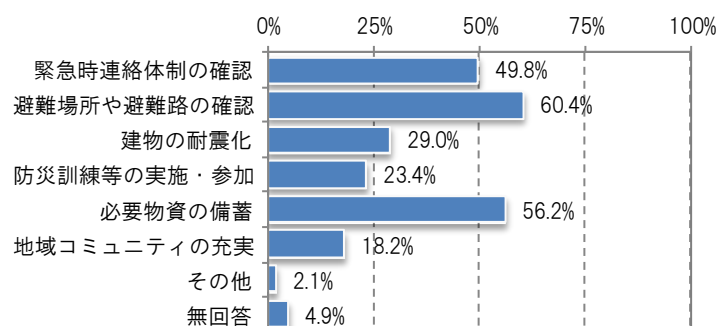
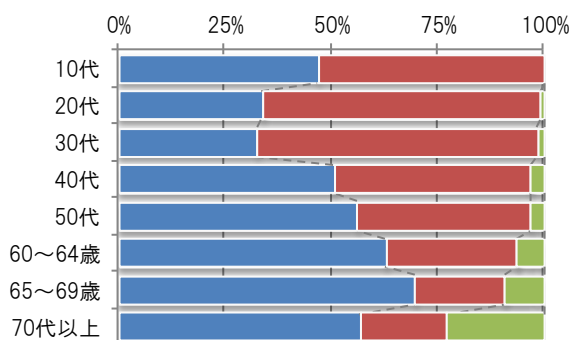


図 1.33 市民が今後取り組む必要があると考えている災害に対する備え

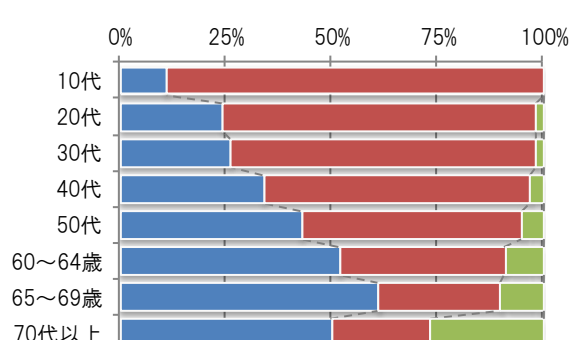
（「総合計画（基本計画）に関する意識調査」より）

設問：あなたが住む地域にある自主防災会や消防団等で、以下のような活動を行っているこ
とを知っていますか。（回答は抜粋）

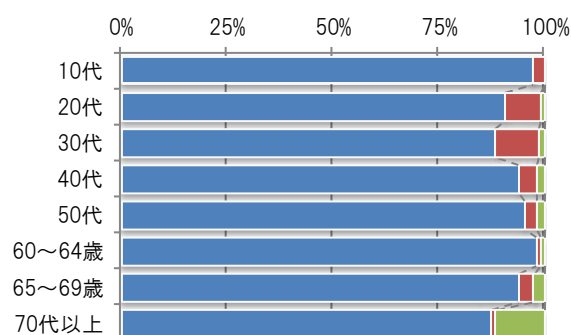
●火災や地震や風水害の知識、初期消火や
救助や応急手当の知識・技術などを身に
つけるための講習



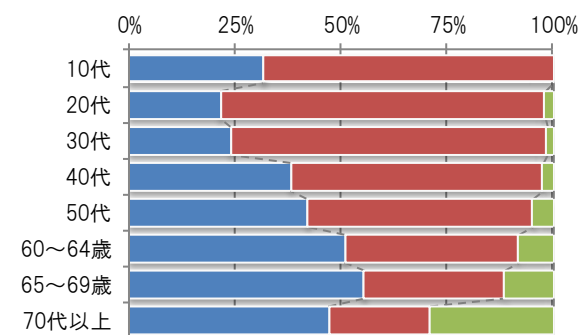
●地震時の住宅への被害を少なくするた
めの対策（耐震対策）を呼び掛ける活動



●地域の人々が参加する防災訓練



●災害時における地域の連絡体制



凡例 ■知っている ■知らない ■無回答

図 1.34 市民が認識している自主防災会等の活動

（「総合計画（基本計画）に関する意識調査」より）

第2章 想定される地震・津波災害

本章では、焼津市において想定される地震・津波災害を把握するとともに、災害発生時の避難に課題が生じる地域を整理する。

2.1. 地震・津波災害履歴

(1) 過去の顕著な地震災害

- 静岡県は有史以来たびたび地震、津波による災害に見舞われている。駿河湾から遠州灘にかけての海域には海洋プレートの境界を成す駿河トラフや南海トラフが存在し、巨大地震を繰り返し発生させてきた。
- 陸域には糸魚川―静岡構造線や中央構造線などの大きな地質構造線が存在し、また、富士川河口断層帯、伊豆半島に分布する断層など多くの活断層が存在し、内陸直下の被害地震を発生させてきた。
- 特に、1498 年明応地震、1707 年宝永地震、1854 年安政東海地震、1935 年静岡地震、1944 年東南海地震、1965 年の本市を震源とする直下型地震、2009 年駿河湾の地震、2011 年静岡県東部の地震、また 1978 年頃より始まった伊豆半島東方沖の一連の群発地震活動による地震災害が発生している。
- 県下で大被害を与えた地震、および県下で震度 5 以上が観測された地震の分布を示すと次の図のようになる。

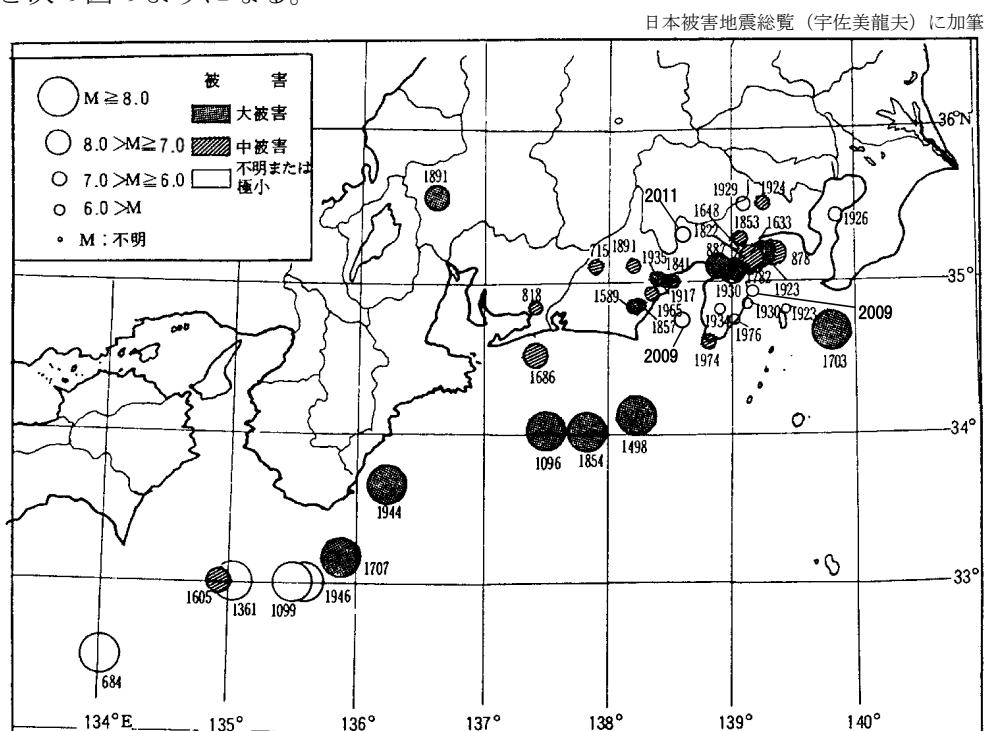


図 2.1 県下で震度 5 以上が観測された地震の分布図

(2) 過去の顕著な津波災害

- 古い記録によると、静岡県でも伊豆の沿岸でかなりの津波被害を受けている模様である。
- 安政東海地震では、県下全般に大きな津波があったものと考えられる。

表 2.1 津波の記録

	発生年月日	津波状況
明応地震	明応 7 年(1498 年) 9 月 20 日	小川で海長寺の堂・坊が津波に流され、会下ノ島・三ヶ名まで津波が到達したと言われる。
安政東海地震	安政元年(1854 年) 12 月 23 日	全県下に津波被害があった。焼津では、2.3～4mの高さの津波があった。
関東大地震	大正 12 年(1923 年) 9 月 1 日 11 時 58 分	伊豆地方で地震後 5 分～10 分ぐらいして前後 2 回押しよせた。波高は熱海で当時の海面より 6.5m、網代 2.7m、伊東 4.3m、多賀 5.6m、柿崎 4.6m、外浦 4.1m、稲取 3.6m を記録した。このため、伊豆東海岸では一瞬にして多数の家屋が流失し、水死者が続出した。
三陸沖強震	昭和 8 年(1933 年) 3 月 3 日 02 時 31 分	東北地方の海岸では最高 24m の津波が記録されたが、県下では清水で地震発生から 88 分後、周期 50 分、最大振幅 15cm ぐらいの波が観測された。内浦では最大振幅 30cm 位であったが、被害はなかった。
東南海大地震	昭和 19 年(1944 年) 12 月 7 日 13 時 35 分	熊野灘海岸では波高 10m に達したところもあるが、県では下田町柿崎で、地震後 30 分くらいで 2.5m の津波が押しよせた。清水では 30cm の退水を観測し、榛原郡相良港では波高 2m ぐらいであった。御前崎町遠州灘海岸でも波高 2m 位と推定された。焼津では、黒石川の底が見えるまで引いた程度で、陸上へは上がらなかった。津波の高さは 1.5m 程度である。
カムチャッカ半島沖地震	昭和 27 年(1952 年) 11 月 5 日 02 時 01 分	下田港付近では 5 日 8 時 40 分から津波がはじまり、推定波高 1.5m に達した。石廊崎付近でも 1.2m を観測した。内浦では振幅 30～40cm を記録し、清水港でも数回津波が来襲したが、全般に被害はなかった。
房総半島沖地震	昭和 28 年(1953 年) 11 月 26 日 02 時 48 分	伊東では地震後 18 分で振幅 14cm の津波が押しよせた。石廊崎で 60cm、内浦で 13cm、清水で 21cm が観測されたが被害はなかった。
チリ沖地震	昭和 35 年(1960 年) 5 月 23 日 04 時 11 分	大規模な地震で、津波は太平洋全域に達し、県下でも地震を感じてから 22 時間位して津波が押しよせた。伊東では 24 日 2 時 35 分に現れはじめ、最大振幅 140cm であった。内浦 214cm、清水 217cm、御前崎 380cm、舞阪 79cm が観測された。このため、県下の床下浸水 196 戸を数え、清水では、流木や養殖真珠に損害があった。焼津漁港の検潮器によると最高潮位は平均潮位上 1.20m であった。
チリ中部沿岸で発生した地震	平成 22 年(2010 年) 2 月 27 日 15 時 34 分頃	マグニチュード 8.8 の巨大地震で、津波は太平洋全域に達し、県下では地震発生から 23 時間位して津波が押しよせた。伊東では 28 日 14 時 25 分頃に現れはじめ、最大波高 18cm であった。下田港 43cm、内浦 32cm、清水 21cm、御前崎 54cm、舞阪 20cm が観測された。これにより、下田市で住家 8 棟が床下浸水した。
東北地方太平洋沖地震	平成 23 年(2011 年) 3 月 11 日 14 時 46 分	三陸沖を震源とするマグニチュード 9.0 の巨大地震で、東北地方の沿岸では 15m 以上の大津波が押し寄せ、岩手・宮城・福島県の沿岸部に壊滅的な被害を与えた。県下では、11 日 16 時 8 分に津波警報(大津波)が発表され、御前崎で最大波高 144cm、沼津市内浦で 135cm、清水 93cm、南伊豆町石廊崎で 74cm、舞阪 73cm、焼津 83cm を観測し、下田市では住家 7 棟・店舗 6 棟が浸水した。また、伊豆や浜名地域で小型漁船数隻が転覆・水没した。

2.2. 静岡県による被害想定及び対策

2.2.1. 静岡県第 4 次地震被害想定

(1) 静岡県第 4 次地震被害想定概要

1) 被害想定経緯と目的

- 東日本大震災は、従来の想定を大幅に上回る巨大な津波などにより東日本の太平洋沿岸に甚大な被害をもたらした。地震被害想定のある方に新たな課題を提起した。
- これまでの東海地震のように発生頻度が比較的高い地震・津波（レベル 1）に加え、発生頻度は極めて低い、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波（レベル 2）による被害を想定し、今後の地震対策の基礎資料とすることを目的として検討が行われた。

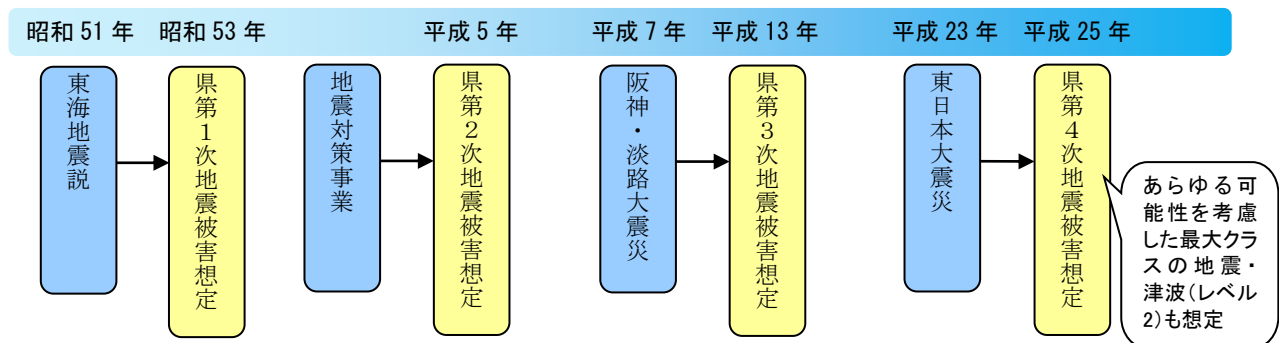


図 2.2 第 4 次地震被害想定経緯

2) 被害想定対象とする最大クラスの地震・津波（レベル 2）

- 地震動については、内閣府（2012）が示した 4 つのケースのうち、静岡県における被害が大きくなる 3 つのケース（基本ケース、陸側ケース、東側ケース）を対象としている。
- 津波については、内閣府（2012）が示した 11 のケースのうち、静岡県における被害が大きくなる 3 つのケース（ケース①、⑥、⑧）を対象としている。なお、本計画は、本市における浸水想定範囲が最も広くなるケース⑧を対象として検討を行っている。

3) 被害想定内容

- 本市における被害想定の結果を次ページ以降に示す。
- 最大クラスの地震・津波（レベル 2）を想定した場合、津波高さは平均 6m、最大 9～10m に達するが、中でも特徴的な点としては、海岸での水位上昇が 50cm を越えるまでの時間が最短で 2～3 分、最大津波が海岸に到達するまでの時間が最短で 17～25 分と、非常に短いことが挙げられる。

表 2.2 焼津市における静岡県第 4 次地震被害想定の結果（地震動）

区分	想定地震	強震断層モデル	震度区分の面積割合（％）				液状化可能性別の面積割合（％）					揺れによる建物被害（棟） （冬、深夜）		建物倒壊による死者数（人） （冬、深夜、呼びかけなし）	
			震度 7	震度 6 強	震度 6 弱	震度 5 強	大	中	小	なし	対象外	全壊	半壊		うち屋内
レベル 1	東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震	南海トラフ巨大地震基本ケース	44.2	55.3	0.5	0	8.1	15.6	8.1	17.0	51.2	約 11,000	約 6,600	約 500	約 60
	大正型関東地震	神奈川県（2009）の改変モデル	震度 5 強以下で 100％構成				0.0	2.1	4.2	12.2	81.5	0	約 20	—	—
レベル 2	南海トラフ巨大地震	南海トラフ巨大地震基本ケース	44.2	55.3	0.5	0	8.1	15.6	8.1	17.0	51.2	約 11,000	約 6,500	約 500	約 60
		南海トラフ巨大地震陸側ケース	0	31.8	67.5	0.7	6.0	12.2	12.8	17.8	51.2	約 2,300	約 6,700	約 60	約 10
		南海トラフ巨大地震東側ケース	1.5	96.7	1.8	0	7.0	14.8	9.7	17.3	51.2	約 5,400	約 8,400	約 100	約 20
	元禄型関東地震	東京都（2012）のモデル	震度 5 強以下で 100％構成				0.1	2.2	4.9	20.5	72.2	0	約 20	—	—

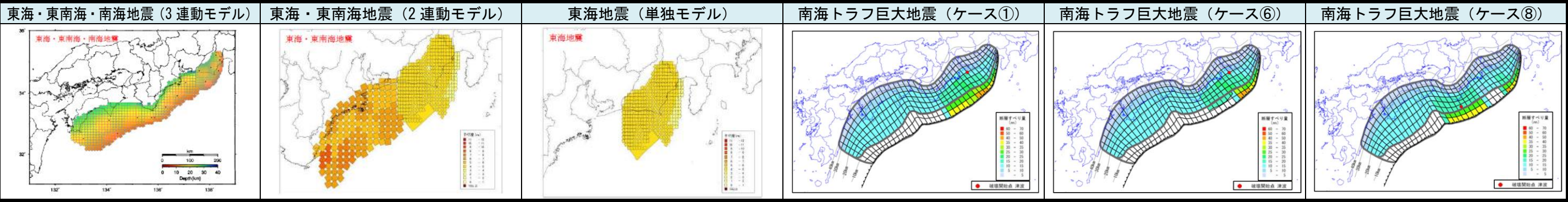
表 2.3 焼津市における静岡県第 4 次地震被害想定の結果（津波）

区分	想定地震	津波断層モデル	前提条件 構造物の破壊・越流条件	津波高さ（m）		最短到達時間（分）		浸水域（km ² ）	津波による建物被害（棟） （冬、深夜）		津波による死者数（人） （冬、深夜、呼びかけなし）	
				最大	平均	+50cm	最大津波	浸水深 1cm 以上	全壊	半壊	自力脱出困難	逃げ遅れ
レベル 1	東海・東南海・南海地震（3 連動）	中央防災会議モデル（2003）	土堤：震度 6 弱以上で 75％沈下。越流破堤。 土堤（直轄）：耐震性を考慮。越流破壊。 防波堤（県）：1.0m 沈下。越流破堤しない。 防波堤（直轄）：個別に沈下量を設定。越流破堤しない。 胸壁等 Co 構造物：震度 6 弱以上で破壊。 胸壁等 Co 構造物（直轄）：震度 6 弱以上で破壊しない。越流破壊。	6	4	2	19	1.5	約 10	約 100	約 30	約 60
	東海・東南海地震（2 連動）			6	4	2	19	—				
	東海地震			6	4	2	19	—				
	大正型関東地震	行谷ほか（2011）の改変モデル		2	2	36	42	0.1	—	—	—	—
レベル 2	南海トラフ巨大地震	ケース① （2012 内閣府）	土堤：震度 6 弱以上で、75％沈下。越流破堤。 防波堤・胸壁等：震度 6 弱以上で破壊。 水門：震度 6 弱以上で、破壊しない。越流破壊。	10	6	2	25	13.7	約 600	約 4,100	約 400	約 10,000
		ケース⑥ （2012 内閣府）		10	6	2	25	13.7	—	—	—	—
		ケース⑧ （2012 内閣府）		9	6	3	17	14.3	—	—	—	—
	元禄型関東地震	行谷ほか（2011）の改変モデル		4	2	34	45	0.6	約 10	約 100	—	—

表 2.4 静岡県第 4 次地震被害想定と内閣府による南海トラフ巨大地震の被害想定、県第 3 次地震被害想定との比較表

地 震 動 編			内閣府中央防災会議 南海トラフ巨大地震の被害想定(第二次報告)2012			静岡県第 4 次地震被害想定(第一次報告)2013			<参考>静岡県第 3 次地震被害想定 2001				
モデル	強震断層モデル		基本ケース (2012 内閣府)	陸側ケース (2012 内閣府)	東側ケース (2012 内閣府)	基本ケース (2012 内閣府)	陸側ケース (2012 内閣府)	東側ケース (2012 内閣府)	石橋モデル（1976）と中央防災災害会議モデル（1978）の重ね合わせ				
結果	震 度 区 分 の 面 積 割 合（％）	震 度 7	市町村別に割合は算出しておらず、最大震度のみ算出 基本ケース：7 陸側ケース：6 強 東側ケース：6 強			44.2	0	1.5	焼津市	9.8	大井川町	4.3	
		震度 6 強				55.3	31.8	96.7				74.1	95.7
		震度 6 弱				0.5	67.5	1.8				16.1	0
		震度 5 強				0	0.7	0				0	0
	建 物 被 害 （棟）	全壊	※都道府県別で算出 静岡県 約 208,000（基本ケース）			約 11,000	約 2,300	約 5,400				3,261	643
		半壊	—			約 6,500	約 6,700	約 8,400				8,015	1,738
	死者数（人）		※都道府県別で算出 静岡県 約 13,000（内 1,200 屋内） （冬、深夜、陸側ケース）			約 500（（内 60 屋内） （冬、深夜）	約 60（内 10 屋内） （冬、深夜）	約 100（内 20 屋内） （冬、深夜）	18（焼津市 15 大井川町 3） （冬、5 時、予知なし）				
津 波 編			内閣府中央防災会議 南海トラフ巨大地震の被害想定(第二次報告)2012			静岡県第 4 次地震被害想定(第一次報告)2013			<参考>静岡県第 3 次地震被害想定 2001				
モデル・条件	津波断層モデル		ケース①（2012 内閣府）	ケース⑥（2012 内閣府）	ケース⑧（2012 内閣府）	ケース①（2012 内閣府）	ケース⑥（2012 内閣府）	ケース⑧（2012 内閣府）	東海地震（1976 石橋）				
	潮位条件		満潮位（平成 24 年気象庁潮位表 各地の年間最高潮位） 津波高は東京湾平均海面（TP）からの高さ			朔望平均満潮位（平成 15 年～平成 23 年 気象庁潮位観測データ）			朔望平均潮位相当を十分含む最大満潮位 （TP+1.0m,浜名湖周辺で 0.7m）に基準 潮位を設定				
	避難ビル活用の 考え方		収容力：全国平均 配 置：各市町のビルが最適に配置されたと仮定			収容力：実際の収容数 配 置：実際の配置			—				
	構造物の破壊条件 越流条件		堤防（水門を含む）：震度 6 弱以上の揺れで、地震発生から 3 分後に破壊。 越流破堤。			土 堤：震度 6 弱以上の揺れで、75%沈下。越流破堤。 防波堤：震度 6 弱以上の揺れで、破壊。 胸壁等：Co 構造物：震度 6 弱以上の揺れで、破壊。 水 門：震度 6 弱以上の揺れで、破壊しない。越流破壊。			—				
結果	津波高（m）	最大	10	11	10	10	10	9	焼津市	3.6	大井川町	5	
		平均	6	6	6	6	6	6				—	
	津 波 到 達 時 間（分）	+50cm	—	—	—	2	2	3				13	8
		+1m	2	2	3	2	2	3				—	—
		最大津波	—	—	—	25	25	17				—	—
	浸水域：1cm 以上（km ² ）		11.1	11.1	11.5	13.7	13.7	14.3				2.10	1.97
	建 物 被 害 （棟）	全壊	※都道府県別で算出 静岡県 約 30,000（ケース①）			約 600（ケース①のみ算出）						0	0
		半壊	—			約 4,100（ケース①のみ算出）						1,050	10
	死者数（人）		※都道府県別で算出 静岡県 約 95,000 （冬、深夜、ケース①）			約 10,400（逃げ遅れ 10,000 自力脱出困難 400） （冬、深夜、呼びかけなし、ケース①のみ算出）			248（焼津市 217 大井川町 31） （冬、5 時、予知なし）				

表 2.5 静岡県第 4 次地震被害想定における津波断層モデル



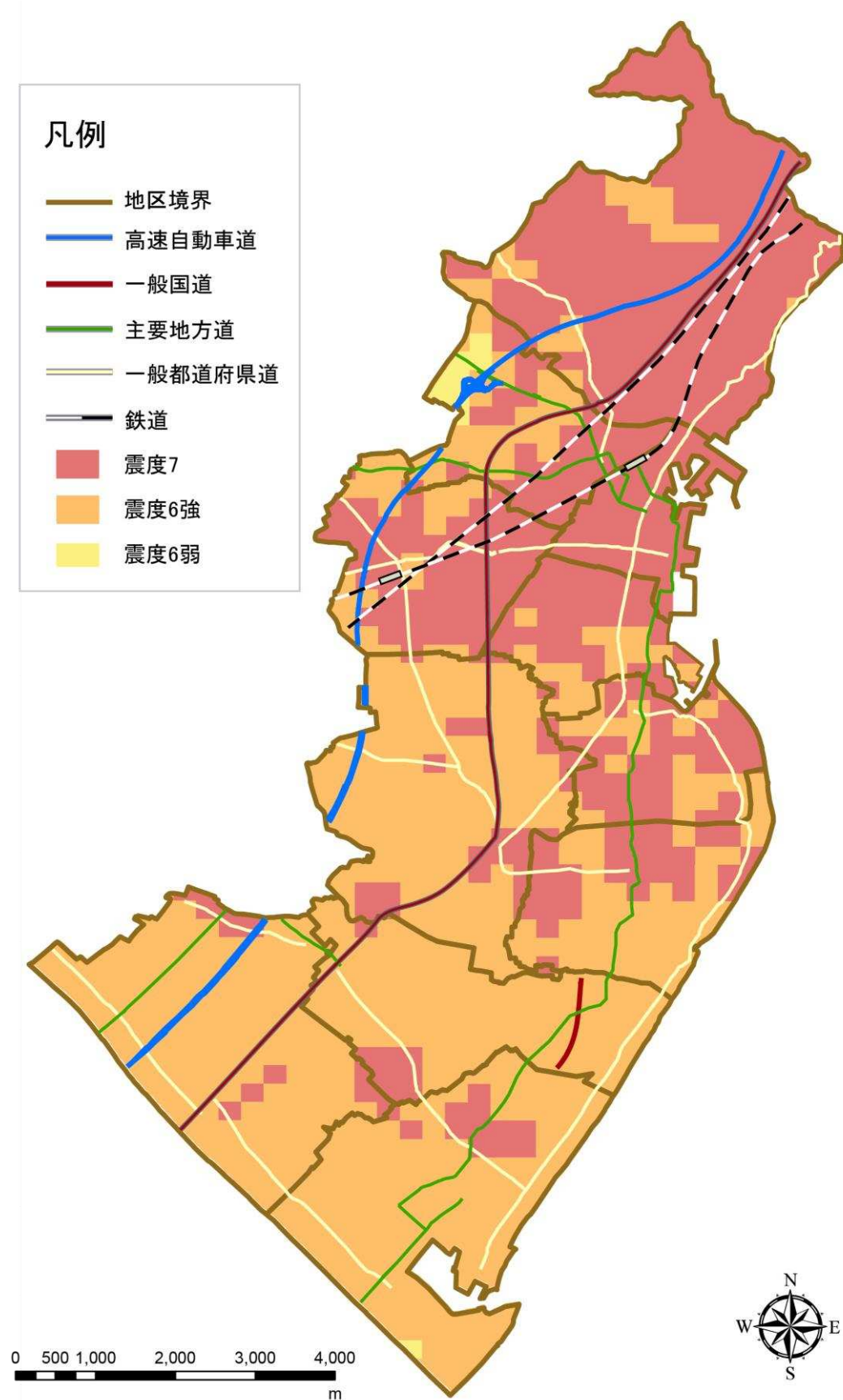


図 2.3 震度分布（静岡県第4次地震被害想定 基本ケース）

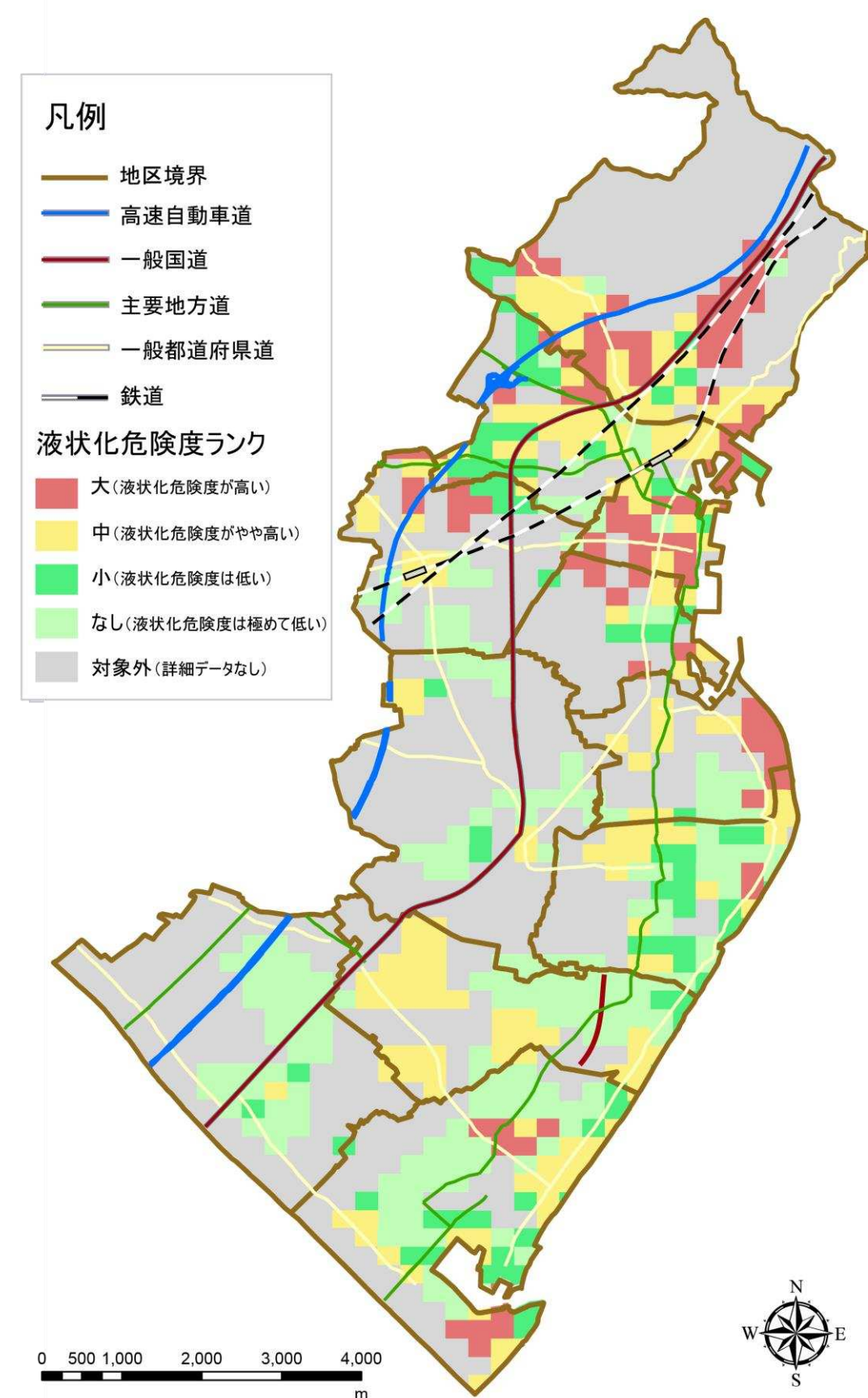
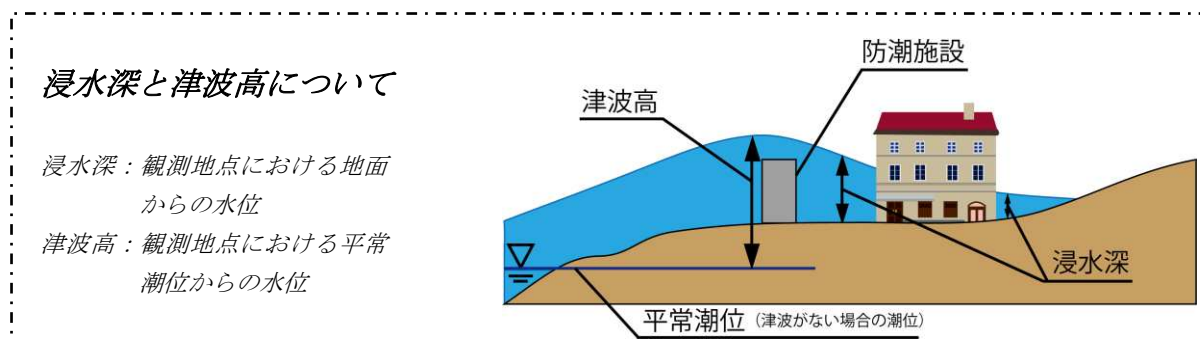


図 2.4 液状化危険度（静岡県第4次地震被害想定 基本ケース）

表 2.6 静岡県第4次地震被害想定市内主要施設「浸水深・1cm 津波到達時間」目安一覧表

施設名		発生頻度が比較的高い 地震・津波（レベル1）		最大クラスの地震・津波 （レベル2）	
		浸水深 (m)	1cm 到達 時間(分)	浸水深 (m)	1cm 到達 時間(分)
1	浜当目コミュニティ防災センター	—	—	1.3	7～8
2	第5コミュニティ防災センター	—	—	0.6	8～9
3	新屋コミュニティ防災センター	—	—	1.6	6～7
4	三区コミュニティ防災センター	—	—	1.9	5～6
5	四区コミュニティ防災センター	—	—	0.8	10～15
6	二区コミュニティ防災センター	—	—	1.2	6～7
7	小川新地コミュニティ防災センター	—	—	1.4	6～7
8	石津コミュニティ防災センター	—	—	—	—
9	小川第13コミュニティ防災センター	—	—	0.5	8～9
10	下小杉コミュニティ防災センター	—	—	—	—
11	藤守コミュニティ防災センター	—	—	1.5	6～7
12	高新田東コミュニティ防災センター	—	—	0.8	10～15
13	高新田コミュニティ防災センター	—	—	1.3	7～8
14	吉永コミュニティ防災センター	—	—	1.2	7～8
15	利右衛門コミュニティ防災センター	—	—	1.5	7～8
16	斎場	—	—	0.6	20～25
17	サンライフ焼津	0.1	10～15	2.8	6～7
18	市役所正面	—	—	1.6	6～7
19	焼津東小学校	—	—	1.0	9～10
20	焼津駅南口広場	—	—	0.9	9～10
21	焼津駅北口広場	—	—	0.4	10～15
22	保健センター	—	—	0.1	25～
23	焼津水産高校	—	—	0.5	10～15
24	港小学校	—	—	0.9	8～9
25	港中学校	—	—	0.5	15～20
26	ディスカバリーパーク焼津	—	—	0.5	4～5
27	大井川港管理事務所	0.4	20～25	3.0	6～7

※津波の浸水深や到達時間は、どのような地震が起こるかなどの条件次第で大きく変わります。
ここで挙げた数字はあくまでもひとつの参考情報として受け止めてください。



※津波の浸水深や到達時間は、どのような地震が起こるかなどの条件次第で大きく変わります。
ここで挙げた数字はあくまでもひとつの参考情報として受け止めてください。

静岡県第4次地震被害想定
発生頻度が比較的高い地震・津波（レベル1）

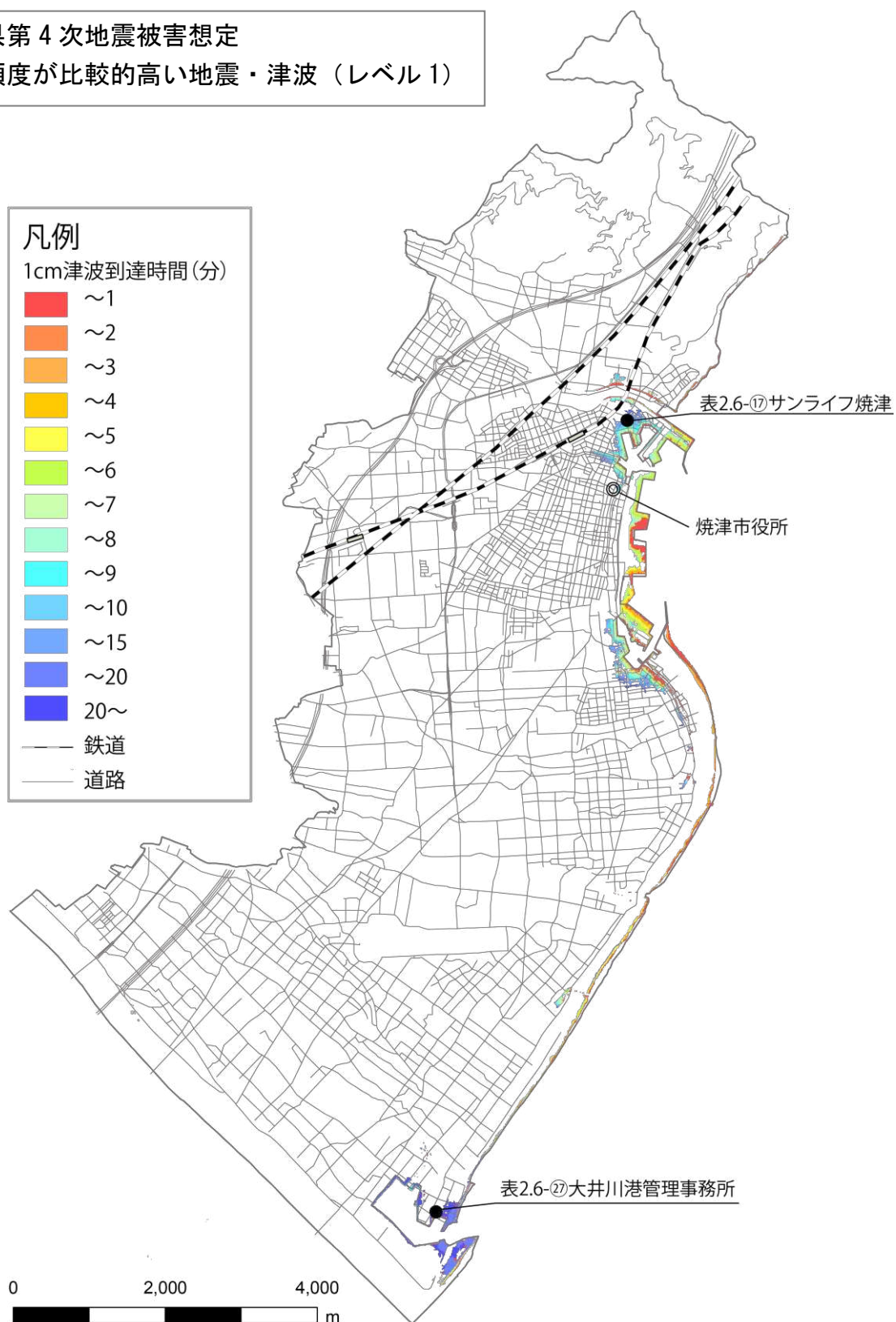


図 2.5 発生頻度が比較的高い地震・津波（レベル1）の津波到達時間

※津波の浸水深や到達時間は、どのような地震が起こるかなどの条件次第で大きく変わります。
ここで挙げた数字はあくまでもひとつの参考情報として受け止めてください。

静岡県第4次地震被害想定
発生頻度が比較的高い地震・津波（レベル1）

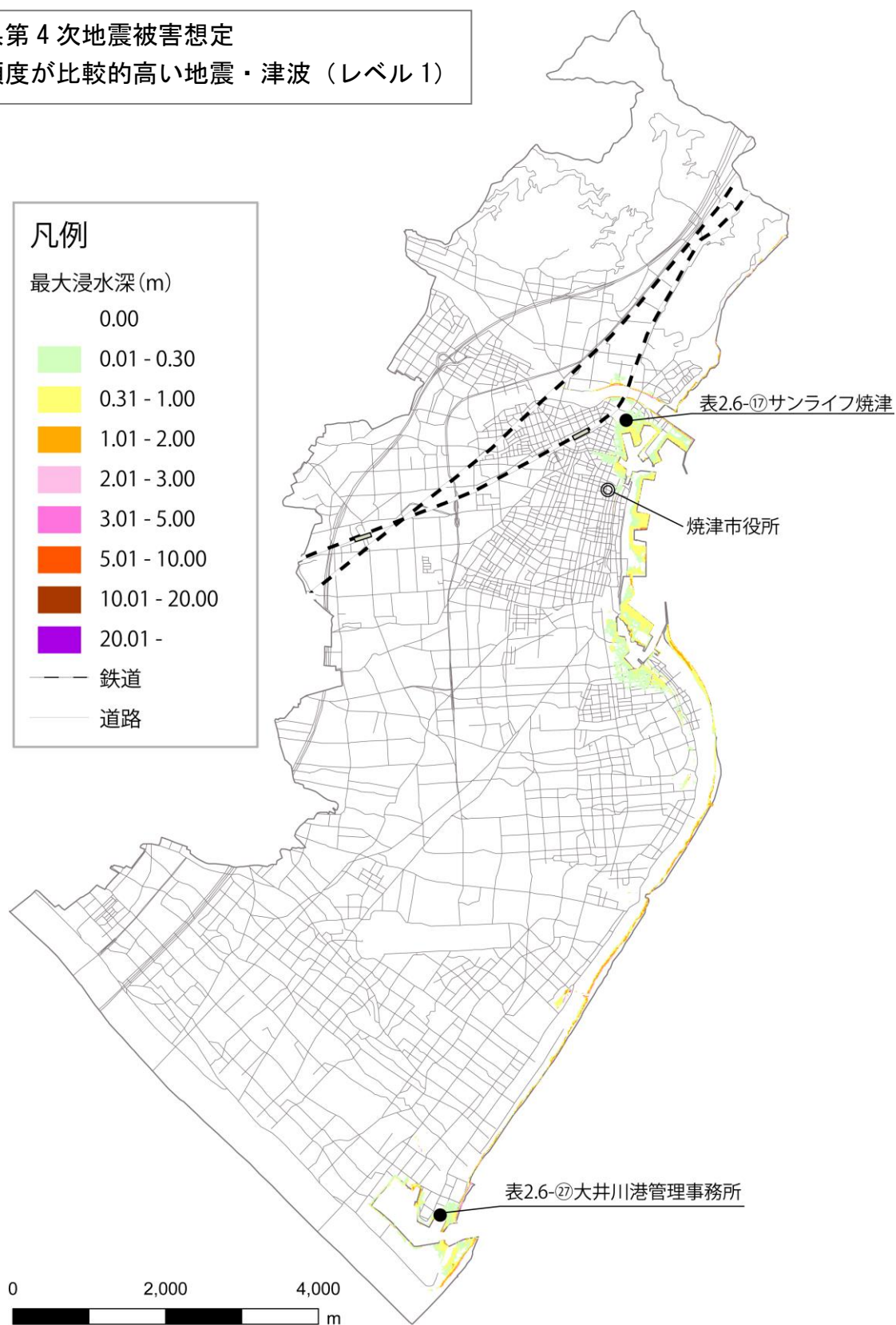


図 2.6 発生頻度が比較的高い地震・津波（レベル1）の最大浸水深

※津波の浸水深や到達時間は、どのような地震が起こるかなどの条件次第で大きく変わります。
ここで挙げた数字はあくまでもひとつの参考情報として受け止めてください。

静岡県第4次地震被害想定
最大クラスの地震・津波（レベル2）

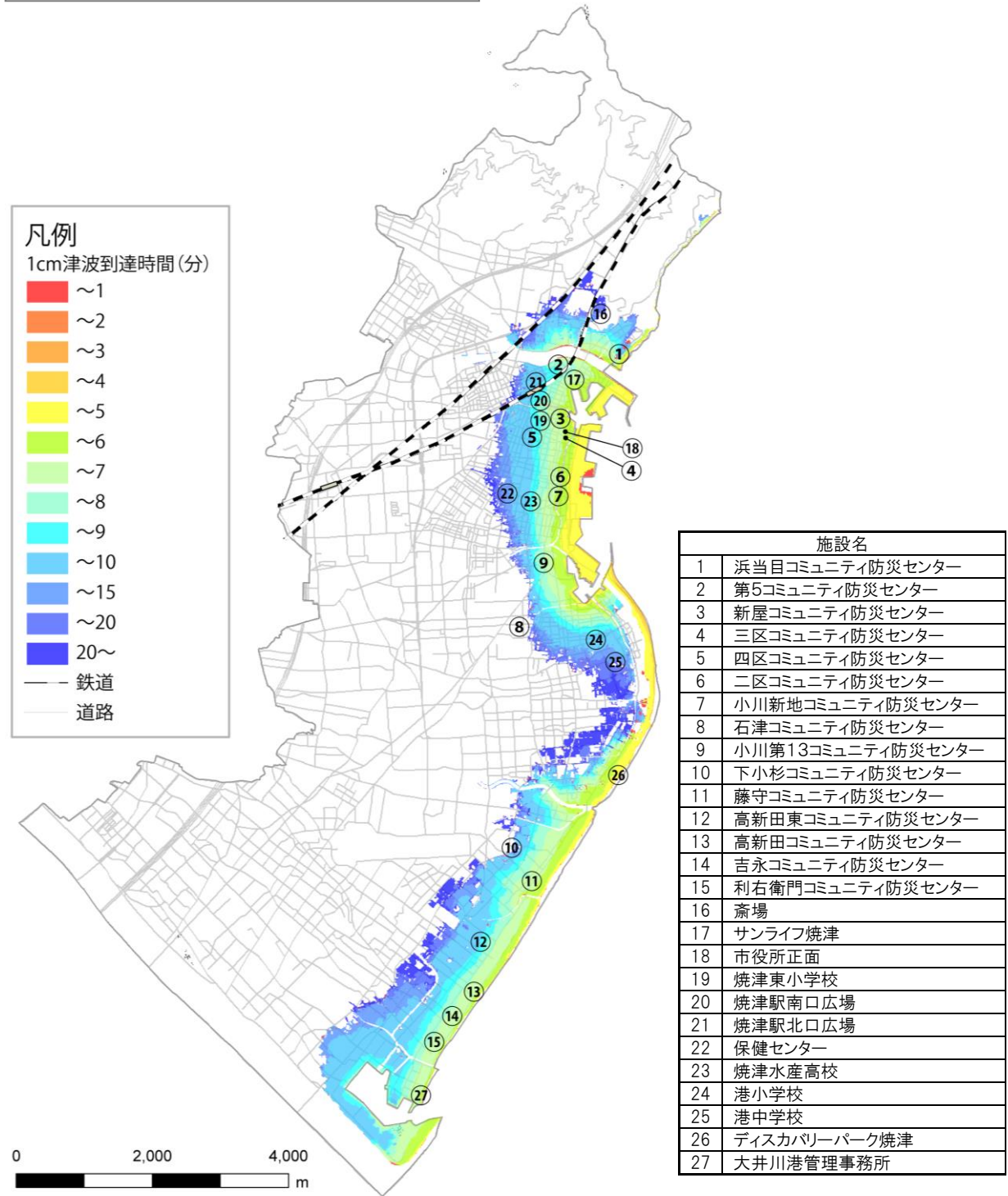


図 2.7 最大クラスの地震・津波（レベル2）の津波到達時間

※津波の浸水深や到達時間は、どのような地震が起こるかなどの条件次第で大きく変わります。
ここで挙げた数字はあくまでもひとつの参考情報として受け止めてください。

静岡県第4次地震被害想定
最大クラスの地震・津波（レベル2）

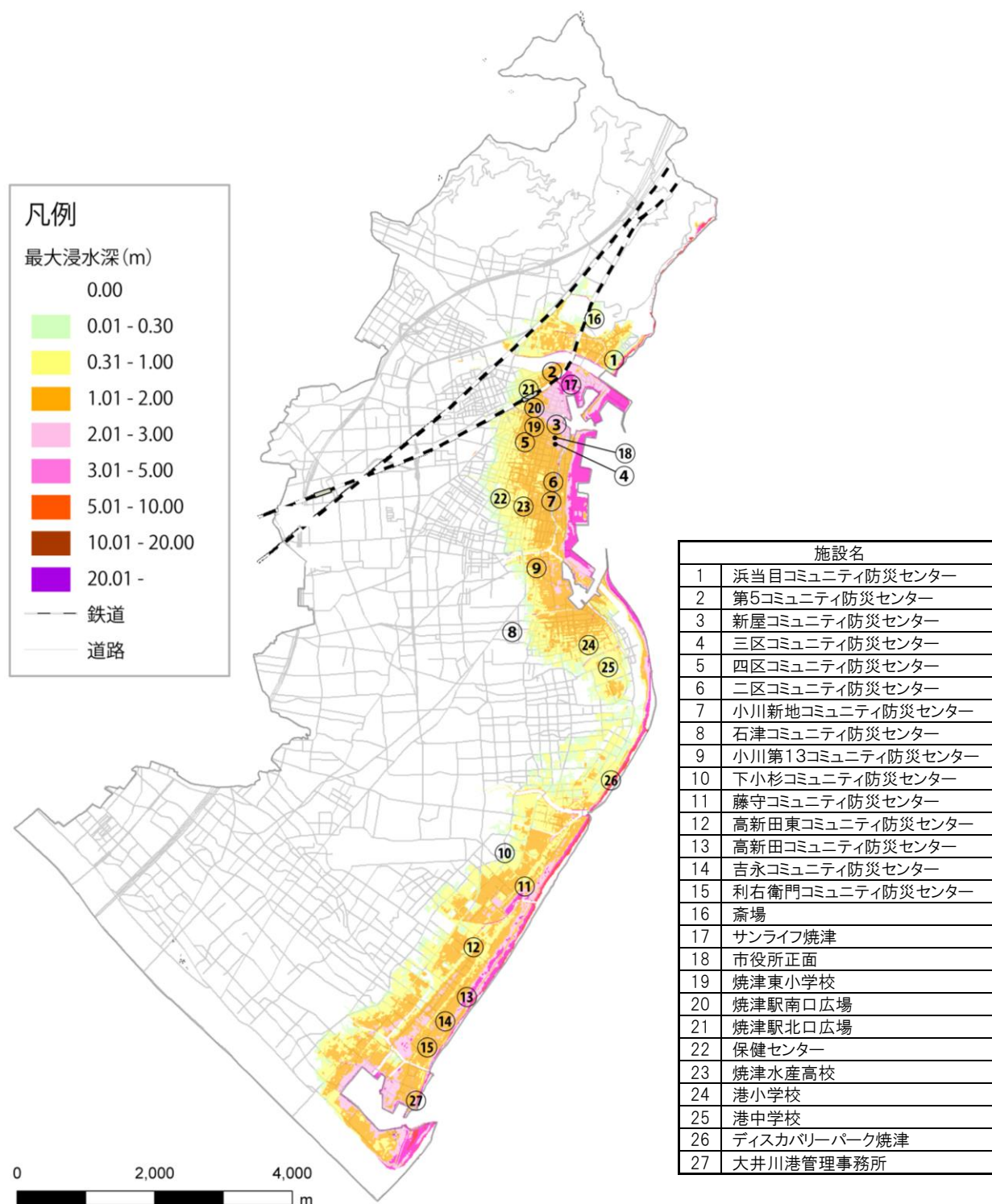


図 2.8 最大クラスの地震・津波（レベル2）の最大浸水深

2.2.2. 静岡県地震・津波対策アクションプログラム 2023(令和 5 年 3 月)[関連計画]

静岡県では、「静岡県第4次地震被害想定」において推計された犠牲者を8割減少させることを減災目標として「静岡県地震・津波対策アクションプログラム 2013」（以下「AP2013」という。）を策定し、ハード・ソフト両面の対策を推進してきた。

AP2013 での令和4年度末までの成果を踏まえ、静岡県では、引き続き、想定犠牲者を一人でも多く減らしていくために、「静岡県地震・津波対策アクションプログラム 2023」（以下「県 AP2023」という。）を策定し、静岡県第4次地震被害想定で推計される犠牲者の更なる減少を図るための対策に加え、被災後の県民生活の健全化にも重点を置き、県内市町と連携して、ハード・ソフト両面から防災・減災対策を推進している。

(1) 基本方針

基本理念： 犠牲者の最小化・減災効果の持続化とともに、被災後も命と健康を守り、健全に生活できる社会を実現。

基本目標： 1 地震・津波から着実に命を守る
2 被災後も命と健康を守り、生活再建に繋げる
3 地域を迅速に復旧し、復興に繋げる

(2) 計画期間等

- * 令和5年度から令和14年度までの10年間
- * 減災及び被災後も健全に生活できる社会の実現を達成するため、139 のアクションの取組を進めている
- * アクションごとに具体的な取組及び達成すべき数値目標を定めている

(3) 焼津市内における津波対策

表 2.7 海岸の津波対策施設の整備箇所

海岸名	嵩上げ対策	液状化対策	粘り強い構造への対策
焼津大崩海岸			○
焼津田尻海岸			○

※ 凡例なし。すべて○で表記。

資料：津波対策施設の整備（ハード対策）の概要 静岡県

表 2.8 河川の津波対策施設の整備箇所

河川名	高さ確保			質的強化		
	堤防 嵩上げ	水門		堤防		水門
		新設	改良	耐震化	粘り強い	耐震化
瀬戸川				●		●
小石川		○			○	
黒石川	○				○	
木屋川		○		○	○	
枋山川						●
志太田中川	○				○	

※ ○：要対策箇所 ●：AP2013 期間に整備

資料：津波対策施設の整備（ハード対策）の概要 静岡県

表 2.9 漁港の津波対策施設の整備箇所

漁港・港湾名	嵩上げ対策	液状化対策	粘り強い構造への対策
焼津漁港	●	●	●

※ ●：AP2013 期間中に着手

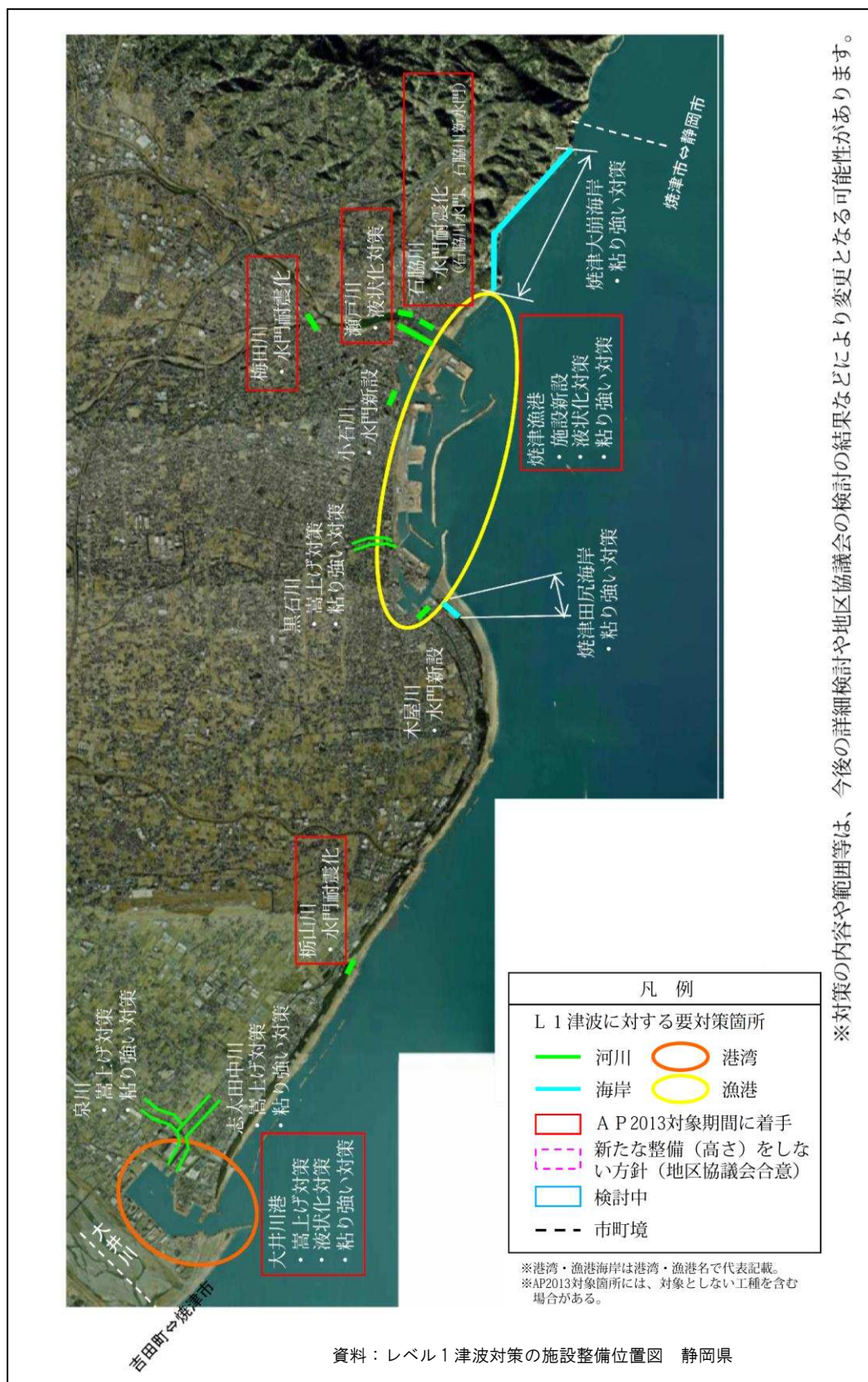


図 2.9 レベル1 津波対策の施設整備位置図

県 AP2023 では、地震・津波に対し、「静岡方式」により、防潮堤等の整備を確実に進めるとともに、早期避難意識の更なる向上や要配慮者の支援体制の強化に重点をおき、ハード・ソフトの両面を組み合わせた取組を着実に推進するとしている。

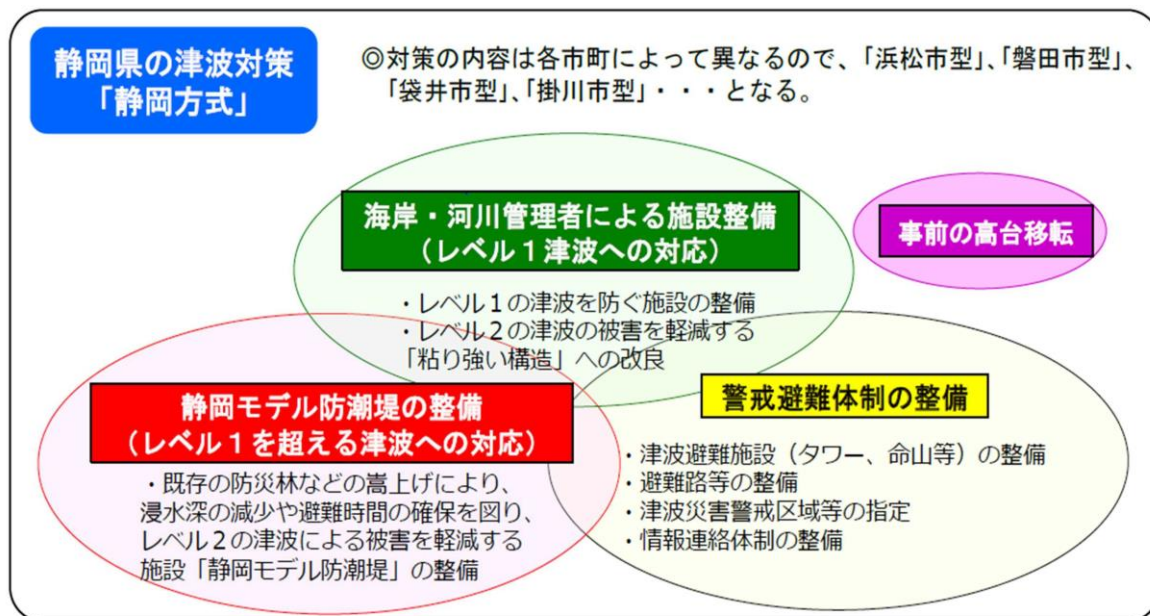
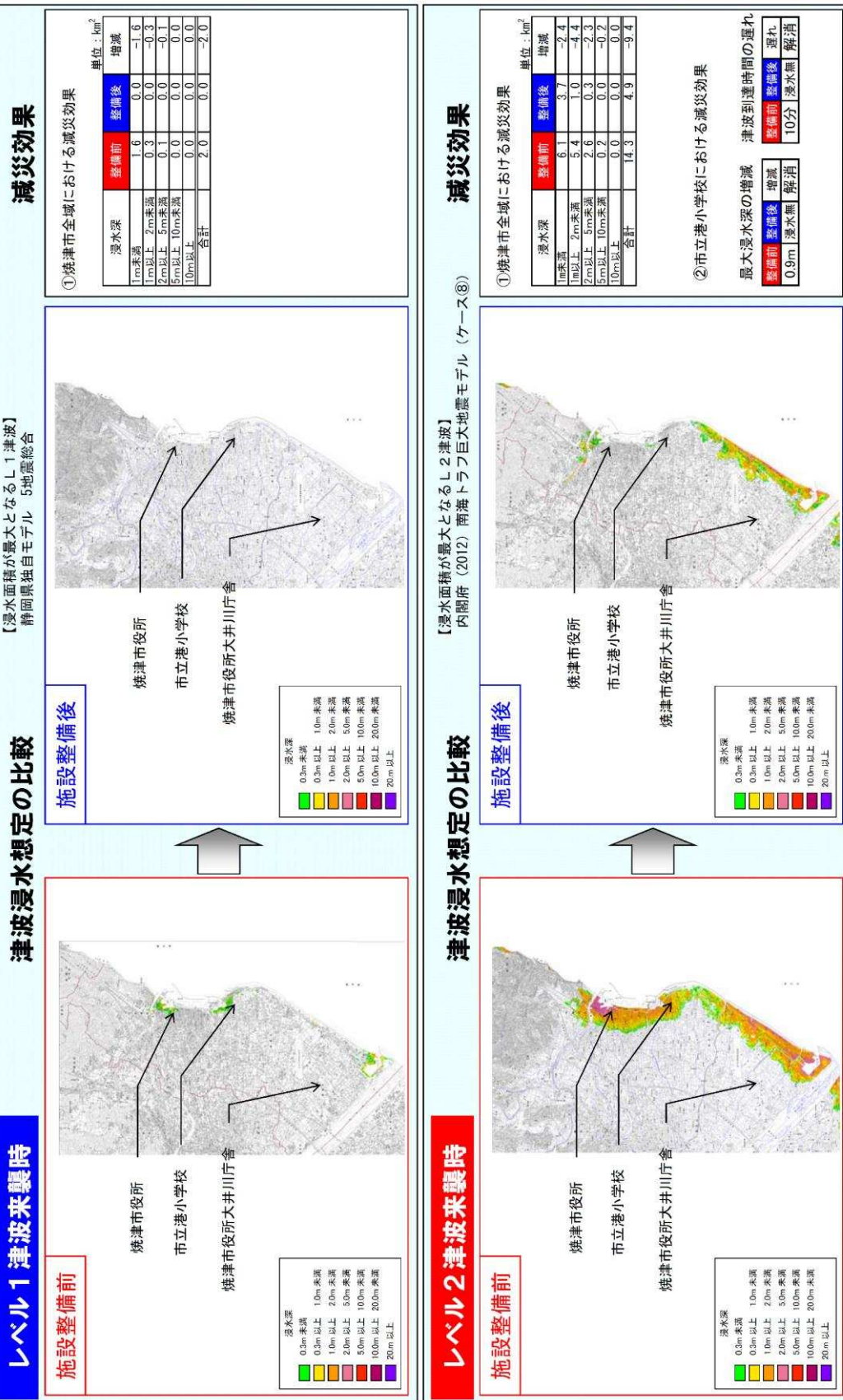


図 2.10 静岡県の津波対策「静岡方式」のイメージ図

<参考>レベル1 津波対策の施設整備による減災効果 12 焼津市

資料：レベル1 津波対策の施設整備による減災効果 静岡県



※本資料は、レベル1津波対策施設の高さが津波来襲時においても維持され、その効果が最大限発揮された場合の評価を静岡県が独自に行ったものであり、今後、国土交通省等から新たな知見が示された場合には、必要に応じて見直しを行います。(本資料の活用には留意事項をご確認下さい。)

図 2.11 <参考>レベル1 津波対策の施設整備による減災効果 (焼津市)

2.3. 津波による避難が困難な地域

2.3.1. 検討手法

(1) 検討手順および避難シミュレーションの条件設定

静岡県第4次地震被害想定や津波防災まちづくりの計画策定に係る指針（第1版）を参考に、避難先、避難経路、歩行速度、避難の方向、避難開始時間等を設定し、「特定避難困難地域」を算出する。

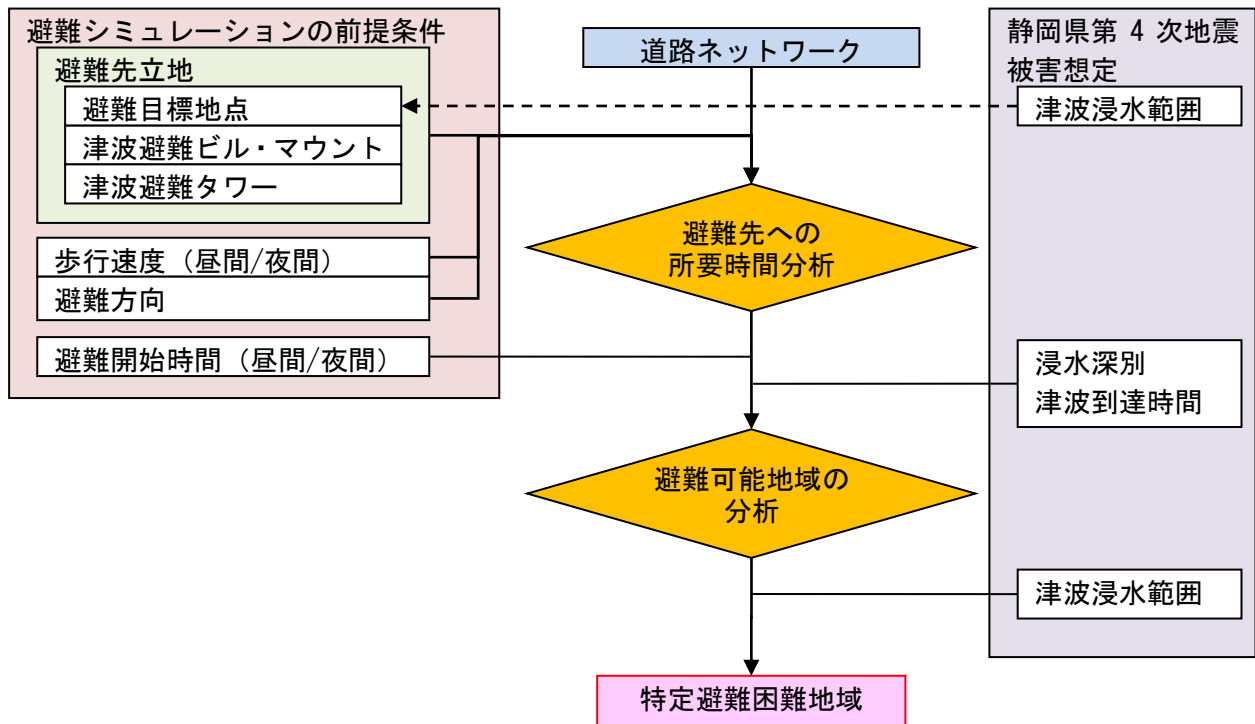


図 2.12 検討手順

表 2.10 避難シミュレーションの前提条件（最大クラスの地震・津波（レベル2）での検討）

項目	設定内容	備考
避難先立地	避難目標地点、津波避難ビル・マウント、津波避難タワー	平成25年度末時点での立地状況 避難目標地点は、浸水範囲外にある車道幅員5.5m以上の道路上 ⇒※1
道路ネットワーク	車道幅員3.0m以上の道路 自治会別津波避難地図に示されている主要な避難経路	平成25年度時点
歩行速度	60m/分（昼間） 48m/分（夜間＜昼間の80%＞）	津波防災まちづくりの計画策定に係る指針 津波避難ビル等に係るガイドライン ⇒※2
避難方向	海から陸地方向へ避難	ただし、海岸線から約1km以内は、沿岸部での津波避難先立地の実態も考慮し、海方向への避難も可能
避難開始時間	発災5分後（昼間） 発災10分後（夜間）	静岡県第4次地震被害想定における直接避難者の定義 ⇒※3 避難開始時間は、地震発生時を0とする時間

表 2.10 に係る解説

※1 避難目標地点の設定に関して

道路閉塞により歩行者の通行が困難になる可能性の低い道路上（道路構造令における車道の最小幅員＝2.75m であり、車道幅員 5.5m 以上の場合おおむね 2 車線以上確保されている道路）、かつ、浸水範囲外に最短時間で到達できる場所とした。

※2 避難時の歩行速度に関して＜津波防災まちづくりの計画策定に係る指針より抜粋＞

「津波避難ビル等に係るガイドライン」では歩行速度を 1.0m/秒（60m/分）と想定することとされている。

一方、東日本大震災後に実施した「津波避難を想定した避難路、避難施設の配置及び避難誘導について」によれば、地震が発生した場所から避難した場所に到達した際の平均的な避難速度（途中の立ち止まりや迷い等があったと想定される）は、それよりも大幅に低い 2.24km/h（37m/分）となっていることが確認されている。

速度の設定に当たっては、地元住民の津波避難に対する意識の程度等を考慮し、避難に対する意識が低い場合には、平均的な歩行速度である 3.6km/h

（60m/分）を用いるよりも、立ち止まりや迷い、避難路の混雑度合いなどを勘案した避難速度を用いることが望ましい。値の設定にあたっては、過去の実績を参考にしたり、避難訓練や社会実験等を実施した際の避難速度を計測したりする等によって、適切に設定することが望ましい。なお避難速度は、避難訓練等により予め避難先や避難経路等を把握しておき、地震発生後にはまっすぐ避難先に向かうことができれば、平均的な歩行速度である 1.0m/秒（60m/分）に近づけると考えられる。ただし、避難訓練をすれば歩行速度は際限なく上昇するわけではないことから、身体的な歩行速度を上回るような値を設定しないように留意すべきである。

※3 避難開始時刻に関して＜静岡県第 4 次地震被害想定より抜粋＞

津波による人的被害

○本想定における基本的な考え方は、中央防災会議（2012）と同じであるが、レベル 1 の津波に対する避難開始時間の設定や、高層階避難、津波避難ビル、自力脱出困難者の考慮の方法が異なっている。

【避難開始時間の設定】

○中央防災会議（2012）では、レベル 2 の地震・津波においては直接避難者で発災 5 分後、用事後避難者で 15 分後とし、切迫避難者は各要避難メッシュに津波が到達してから避難するものとした。

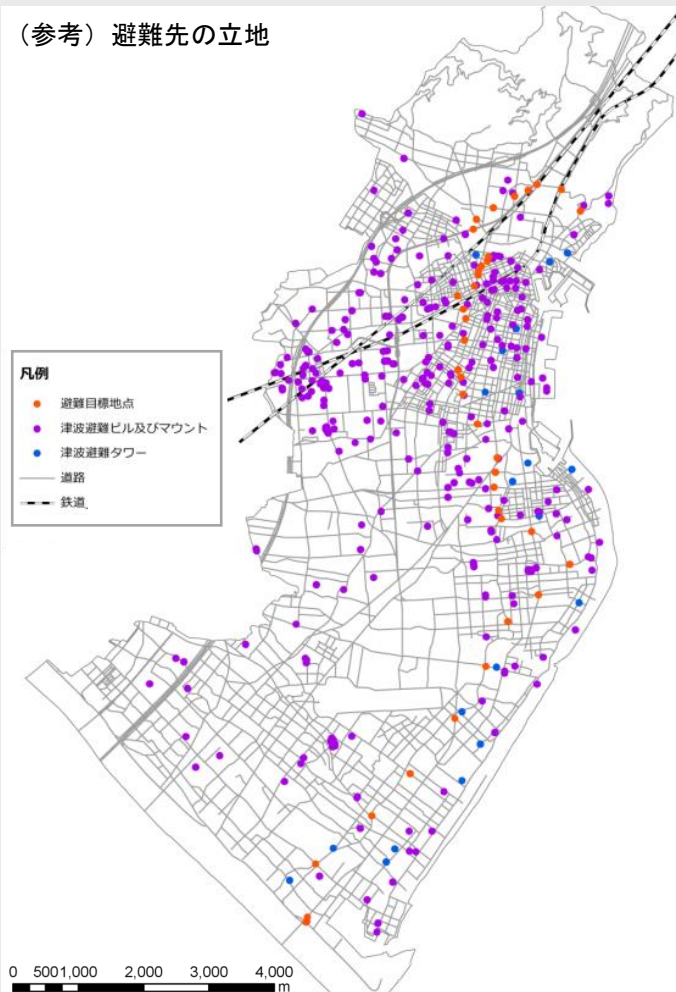
○本想定でのレベル 1 の地震・津波においては、直接避難者で発災 3 分後、用事後避難者で 13 分後とした。夜間の場合には、中央防災会議（2012）と同様、避難開始は昼間に比べてさらに 5 分準備に時間がかかると仮定するとともに、避難速度も昼間の 80%に低下するものと仮定した。

直接避難：避難開始時間は発災 5 分後（昼間）、10 分後（夜間）

用事後避難：避難開始時間は発災 15 分後（昼間）、20 分後（夜間）

切迫避難：津波を見てから避難

（参考）避難先の立地



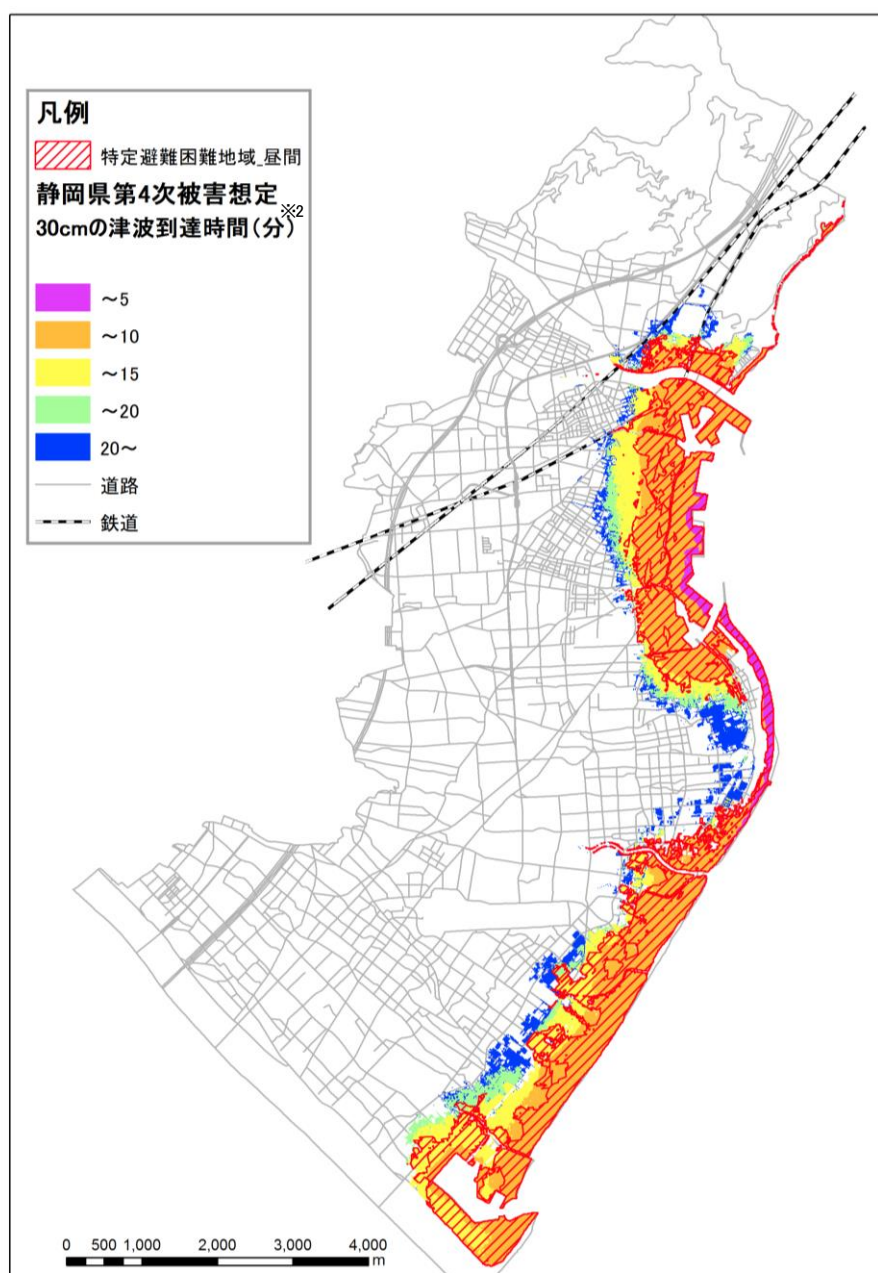
2.3.2. 特定避難困難地域

(1) 特定避難困難地域

1) 昼間に発災した場合

- 特定避難困難地域※¹ 面積は、焼津市面積の 10.7%、30cm 以上浸水範囲(12.0km²)の 63.0%となる 7.56km²
- 焼津漁港・大井川港の漁港・港湾部周辺地区など、沿岸部の多くの地域が特定避難困難地域となる

特定避難困難地域	焼津市面積	焼津市面積に占める 特定避難困難地域の割合
7.56km ²	70.62km ²	10.7%



※1 特定避難困難地域：津波の到達時間までに、避難対象地域外、または避難対象地域内の津波避難施設に避難することが困難な地域

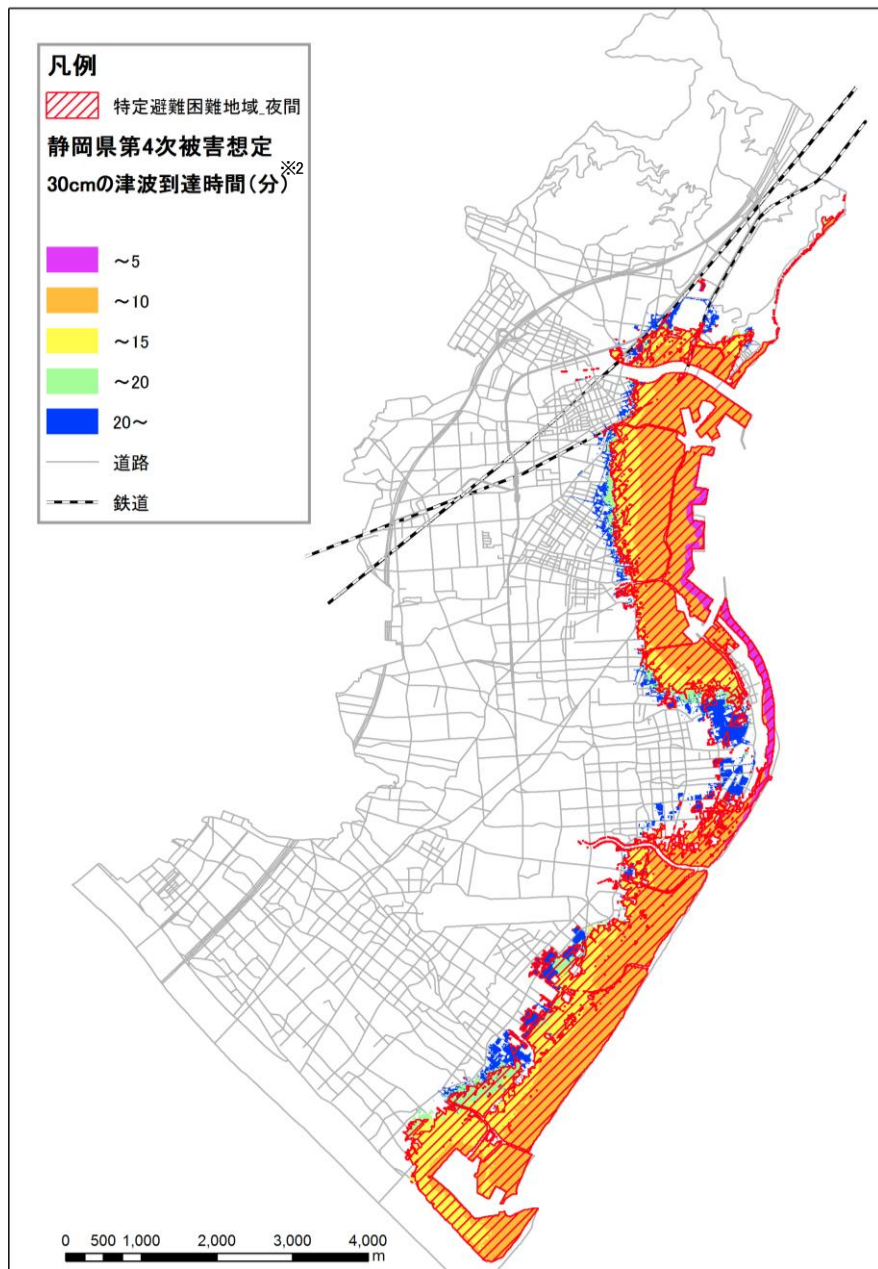
※2 南海トラフ巨大地震モデル検討会（第2次報告）によると「浸水深 30cm 以上で避難行動がとれなく（動くことができない）なる」とされているため、30cm の津波を対象とした。（図 4.3 (p. 60)）

図 2.13 特定避難困難地域（昼間）

2) 夜間に発災した場合

- 特定避難困難地域※¹面積は、焼津市面積の 15.6%、30cm 以上浸水範囲(12.0km²)の 91.6%となる 10.99km²
- 避難開始よりも早く津波が到達する地域が大半であり、30cm 以上の津波が到達する多くの地域が特定避難困難地域となる

特定避難困難地域	焼津市面積	焼津市面積に占める 特定避難困難地域の割合
10.99km ²	70.62km ²	15.6%



※¹ 特定避難困難地域：津波の到達時間までに、避難対象地域外、または避難対象地域内の津波避難施設に避難することが困難な地域

※² 南海トラフ巨大地震モデル検討会（第2次報告）によると「浸水深 30cm 以上で避難行動がとれなく（動くことができなく）なる」とされているため、30cmの津波を対象とした。（図 4.3(p. 60)）

図 2.14 特定避難困難地域（夜間）

第3章 推進計画区域

本章では、本計画が対象とする区域の設定について示す。

3.1. 推進計画区域の定義

推進計画区域は、計画の区域として必ず定める必要がある項目である。

設定にあたっては、浸水想定区域外において行われる事業等もあること、推進計画区域内において土地区画整理事業に関する特例、津波避難建築物の容積率の特例及び集団移転促進事業に関する特例が適用されること、津波防護施設の整備に関する事項を推進計画に定めることができること等に留意しつつ、地域の実情に応じて定めることができる。

3.2. 本市における推進計画区域の設定

南海トラフを震源とする巨大地震が発生した場合、震度 7 及び震度 6 強の揺れが想定されている。また、最大クラスの地震・津波（レベル 2）発生時の浸水想定範囲は最大で 14.3km² となり、市域全体の約 2 割、市街化区域の約 7 割に相当し浸水区域が広範囲に及ぶことが懸念される。そのため、地震対策と一体となった津波防災に取り組むこと、また、将来的な内陸部を活用した都市づくりの可能性を内包すること等に鑑み、本市全域を推進計画区域として設定する。

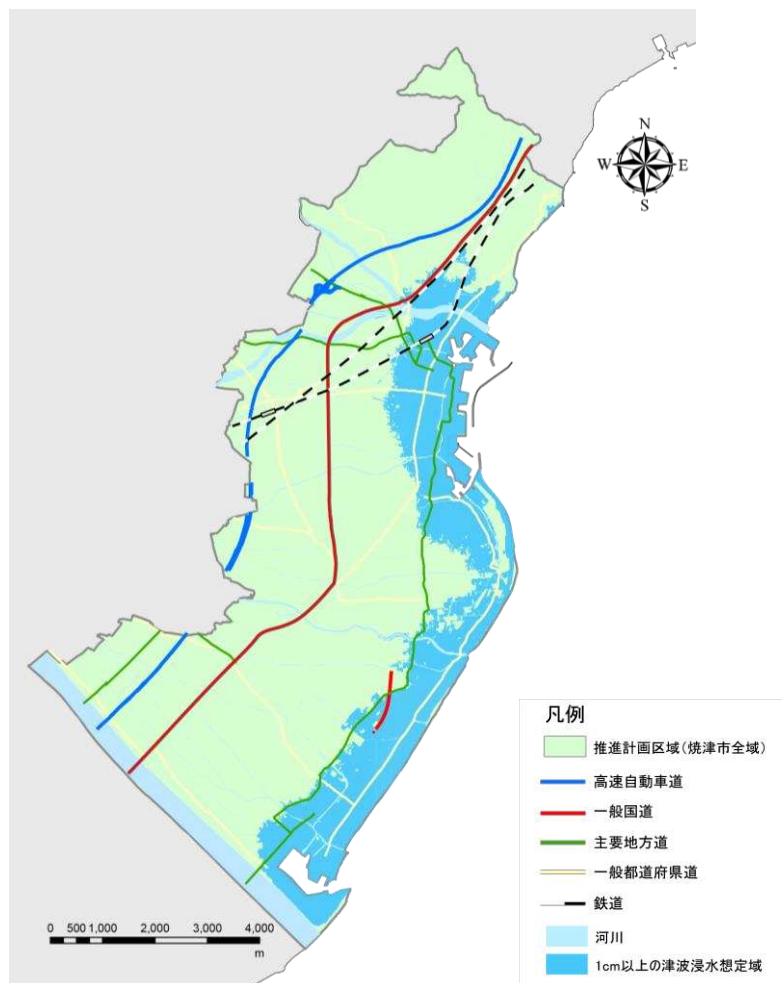


図 3.1 推進計画区域の設定

第4章 地震・津波災害に強い

まちづくりに向けた基本的な考え方

焼津市の現状や地震・津波災害の想定を踏まえ、本章では、地域特性を活かしたまちづくりの方針を示す。

4.1. 地震・津波災害に強いまちづくりの基本方針

本計画の基本方針

**海を活かした地域活力と安全・安心な暮らしが
共存するまちづくり**

本市は、海の恵みと共に発展した歴史的経緯を有しており、市民の暮らし、産業活動、観光資源等が沿岸部に高密度に集積している。

また、焼津市第5次総合計画では「人がキラリ 海がキラリ まちをキラリ ～活力と自然の恵みに満ちたまち 焼津～」を将来都市像に掲げ、「みんなが安心して暮らせるまちづくり」、「安全で快適なまちづくり」、「活力ある産業とにぎわいあるまちづくり」、「人と自然が調和するまちづくり」等を施策の大綱として位置付けてまちづくりを進めている。

一方、静岡県第4次地震被害想定では、最大クラスの地震・津波（レベル2）が発生した場合に沿岸部を中心に甚大な被害が想定されており、市民の生命・財産を守る観点での対策が急務である。

以上の点から、総合計画に示される本市の有する地域特性を活かした将来都市像の実現に向けて、地域の防災力の向上の追求と地域の持続的な発展の両立を図るため、「海を活かした地域活力と安全・安心な暮らしが共存するまちづくり」を本計画の基本方針に位置付ける。

4.2. 実現に向けた取組方針

地震・津波災害に強いまちづくりの実現に向けて、以下の4つの取組方針を設定する。

防ぐ・減らす

地震・津波から人命・財産・産業活動を守るためのハード対策を推進する。

逃げる

最大クラスの地震・津波（レベル2）が発生した際に、人命を守る観点から、迅速かつ円滑に避難することができる警戒避難体制の整備を図るとともに地震対策を推進する。

営む

「日常の暮らし・産業活動」と「災害時の人命・財産の保護」との両立を考慮した、土地利用を検討する。

備える

「自助」・「共助」の取り組みを広く市民に浸透させ、市民が主体となった地域全体の防災力の向上を図り、災害への備えを強化する。

(1) 防ぐ・減らす：地震・津波を想定したハード対策の推進

大地震の発生時には、まず、強い揺れから市民の生命・財産・産業活動を守ることが不可欠である。住宅・建築物やインフラの耐震化を促進し、地震に強いまちの形成を進める。

また、発生頻度が比較的高い地震・津波（レベル1）で想定される津波を防御できる高さを確保した海岸保全施設等のハード施設の整備を推進する。最大クラスの地震・津波（レベル2）に対しては、津波が施設を乗り越えた場合にも津波による浸水域や浸水深の減少等の減災効果を発揮する粘り強い構造への改良を推進する。また、海岸防災林と海岸の近辺に整備されている施設等を一体的に整備することにより、津波等による背後地の被害の軽減効果を一層向上させることができるため、防災・減災対策に関わる事業者間の調整を進める。

(2) 逃げる：最大クラスの地震・津波（レベル2）発生時を想定した警戒避難体制の整備・地震対策の推進

最大クラスの地震・津波（レベル2）が発生した際にも「なんとしても人命を守る」観点から、強震動や津波浸水による影響を回避・軽減し、迅速かつ円滑に逃げることができるよう、耐震化の促進、避難誘導サインの設置、避難経路整備事業等を展開することにより推進する。

(3) 営む：「日常の暮らし・産業活動」と「災害時の人命・財産の保護」との両立を考慮した土地利用の検討

本市は海と共に発展し、水産業が地域経済をけん引してきた経緯を有しており、現在も、市民の暮らし、産業が共に海と密接なつながりを有し、沿岸部を中心に土地利用が展開されている。

将来に向けて海と共に発展する本市のまちづくり方針を具現化するため、沿岸部に暮らす市民の生活や産業活動を維持・継続させる観点から、本市における「日常の暮らし・産業活動」と「災害時の人命・財産の保護」との両立を考慮し、長期的視点から土地利用を検討する。

(4) 備える：市民自らが主体となった防災・減災対策の推進

大規模災害が発生した際には、まず、自分の生命や財産を自分で守る「自助」が不可欠である。発災時に適切な「自助」の行動をとるためには、日頃から災害に対する正しい知識を身につけるとともに、家庭や職場、学校などで災害に対し備えておくことが必要である。

また、阪神・淡路大震災や東日本大震災などこれまでの災害では、地震発生直後に隣近所や友人同士の助け合いによって、多くの命が救われている。発災時に一人でも多くの命を守るためには、地域や身近にいる人同士が助け合う「共助」の取組みも重要となる。

これを踏まえ、市民自らの生命・財産を守るための「自助」・「共助」の取組みを市全体に広く普及・浸透させ、市民が主体となった地域全体の防災力の向上を図り、災害への備えを強化する。

4.3. 土地利用及び警戒避難体制の整備

4.3.1. 土地利用に関する方針

本市の津波防災地域づくりにおける「土地利用に関する基本的な考え方」を以下に示す。

なお、今後、静岡県による津波災害警戒区域等の指定、AP2013 及び焼津市地震・津波対策事業の進展及び浸水被害想定の見直し等、地震・津波防災を取り巻く状況変化に応じて適宜見直しを図るものとする。

4.3.1.1 地域づくりの方針

本市の地域づくりは、海と共に暮らす「現在の都市構造」をベースに進めることを基本方針とする。

(1) 焼津市の地域の発展過程

国内最大級の遠洋漁業の基地となる焼津漁港は、漁港水揚げ金額が全国主要 32 港中、第 1 位（H24）であり、本市は全国有数の港町として発展した経緯がある。また、焼津漁港、大井川港の背後地及び沿岸部には、水産加工業を中心に製造業が集積し、本市の産業をけん引している。

一方、市街地は、旧焼津市側は焼津漁港を中心に放射状に展開し、旧大井川町側は大井川港から駿河海岸沿岸に広がっており、いずれも「海」と近接した暮らしが営まれている。

(2) 焼津市の将来都市像

焼津市第 5 次総合計画では、「人がキラリ、海がキラリ、まちをキラリ ～活力と自然の恵みに満ちたまち 焼津～」を将来都市像に設定し、豊かな海洋資源・自然資源、地理的特性を活かしたまちづくりを推進している。

(3) 地域づくりの方針

本市は、焼津漁港・大井川港を中心とする都市的土地利用の発展及び産業集積が進み、焼津漁港を中心に駿河湾の海洋資源との密接な関係を有する都市構造を形成しており、今後の地域の発展においてもこの地理的優位性を活かしたまちづくりが必要である。

このため、地震・津波災害に強いまちづくりに向けた「防ぐ・減らす」「逃げる」「営む」「備える」取り組みを推進することにより、海と共に暮らす「現在の都市構造」をベースに地域づくりを進めることを基本方針とする。

4.3.1.2 津波に対する危険性

静岡県第4次地震被害想定における最大クラスの地震・津波（レベル2）による最大浸水深の想定では、焼津地区、大井川東地区、大井川南地区を中心に浸水深2m以上の区域が存在し、その背後地には、浸水深1～2m未満の区域が広がる。

こうした津波の想定浸水深における建物被害の状況を既存の調査結果等から把握し、本市における津波に対する危険性を検証する。

(1) 津波の浸水深と津波被害の関係

1) 浸水深と建物被害との関係

国土交通省が東日本大震災の津波被災市街地で実施した調査の結果によれば、浸水深2m前後で建物被害の状況に大きな差が生じ、浸水深2m以下の場合には建物が全壊となる割合は大幅に低下する傾向にある。以上のことから、浸水深2m以上のエリアについては、人命を守る観点で危険性を有すると考えられる。

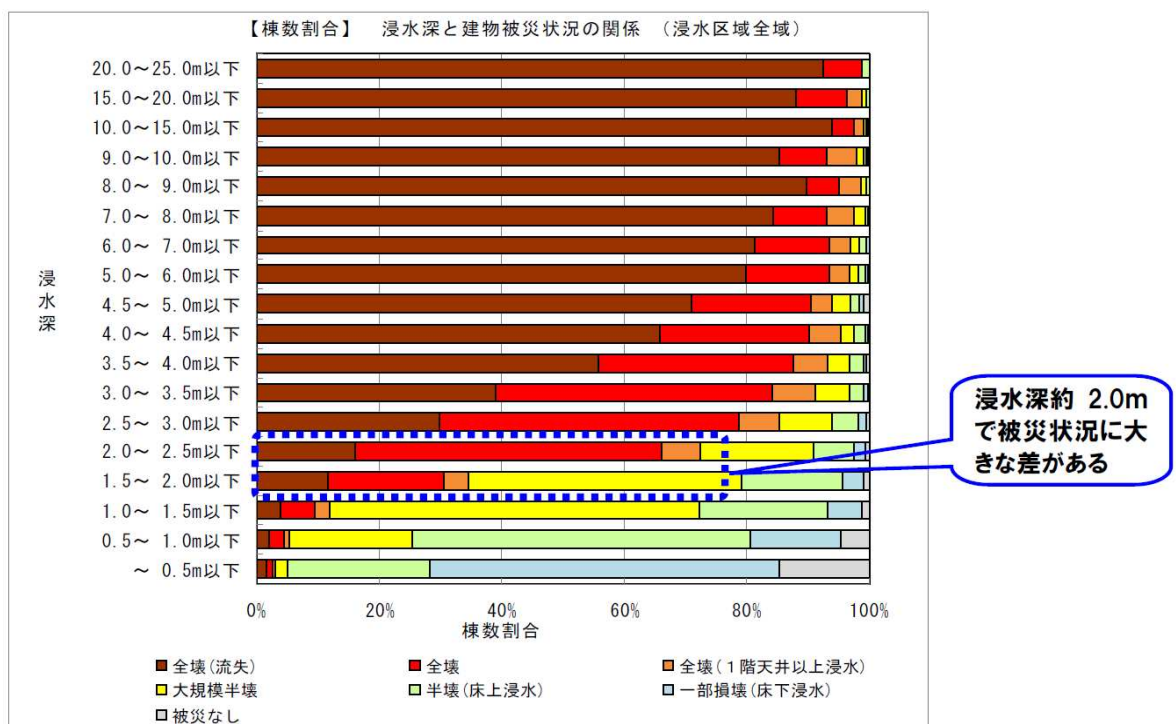
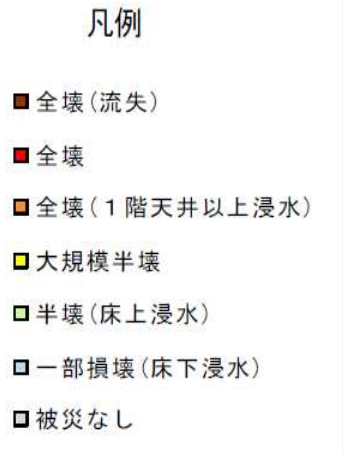
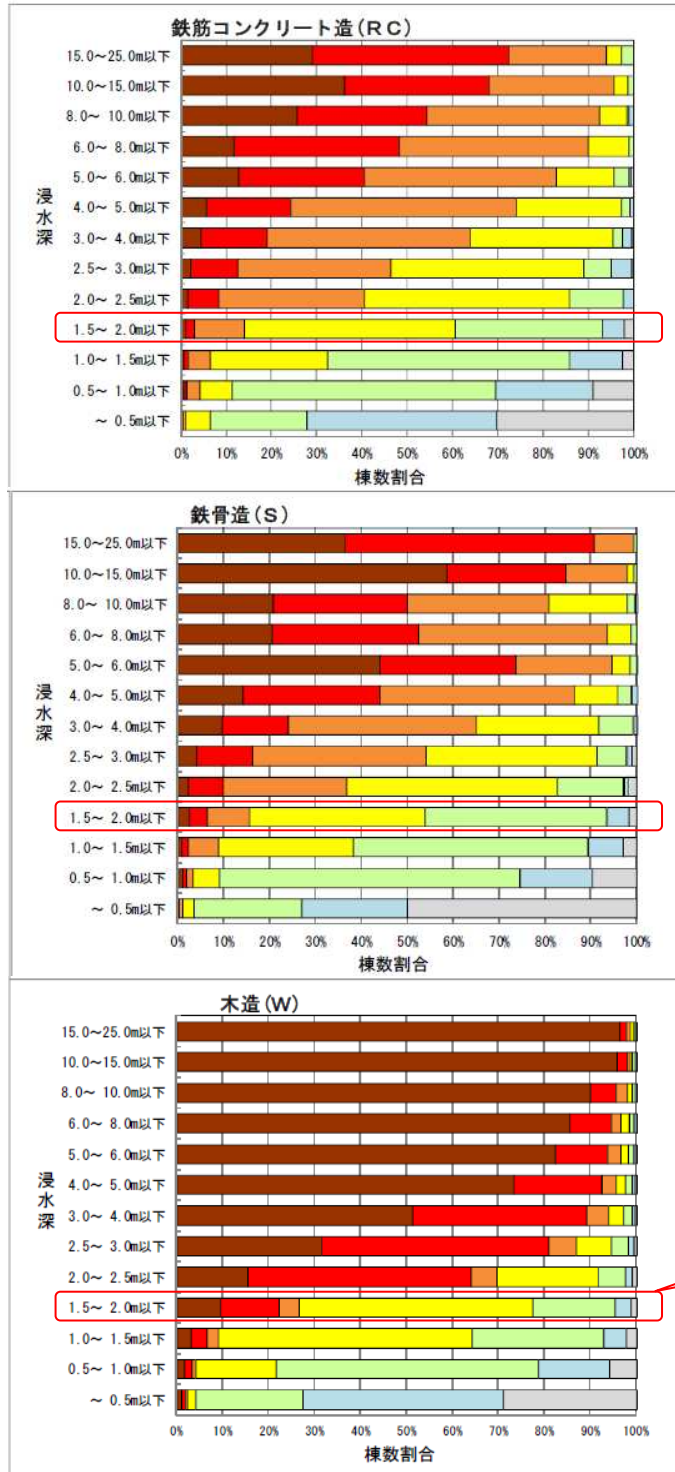


図 4.1 浸水深と建物被災状況の関係

2) 構造別にみた浸水深と建物被害との関係

浸水深 1.5～2m 未満の場合、木造は、全壊する割合が 20%強を占め、高い傾向にある。鉄筋コンクリート造や鉄骨造は、浸水深 2m 未満の場合には全壊する割合は低くなる。以上のことから、木造を中心とする「普通建物※」が立地する場合は、1.5m 以上の浸水深にも留意する必要があると考えられる。

※ 普通建物：焼津市都市計画基礎調査で用いられている構造分類のひとつで、3 階未満の建物及び 3 階以上の木造等で建築された建物



木造は、他構造に比べて、全壊(■・■)の占める割合が高い

資料：「津波被災市街地復興手法検討調査(とりまとめ)」(平成 24 年 4 月 国土交通省都市局)

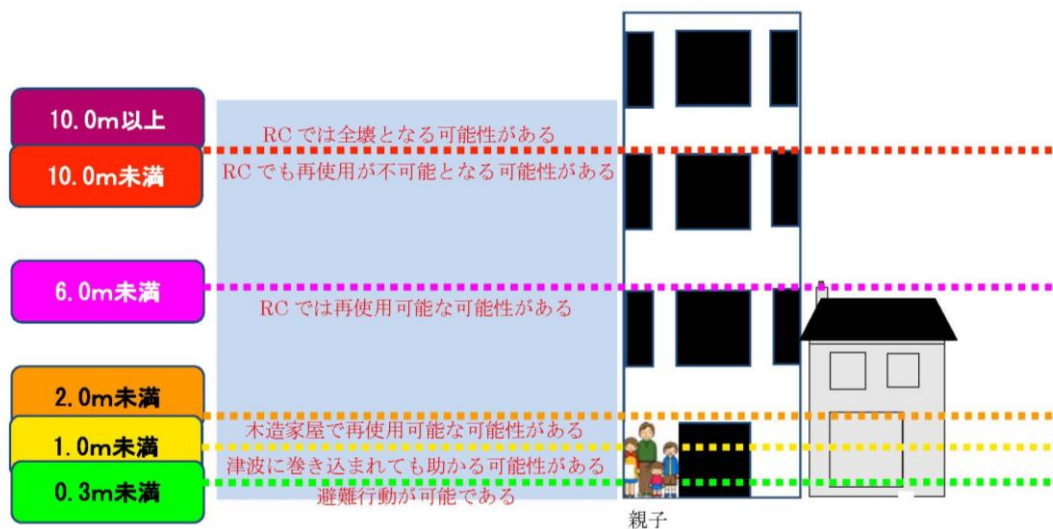
図 4.2 構造別に見た浸水深と建物被災状況の関係

3) 津波の浸水深と人的被害及び建物被害の関係

国土交通省による東日本大震災の被害状況調査結果（pp.58-59）や、中央防災会議南海トラフの巨大地震対策検討ワーキンググループが公表した南海トラフの巨大地震建物被害・人的被害の被害想定項目及び手法の概要より、津波による人的被害・建物被害と津波の浸水深の関係をまとめると、以下のように示される。

【津波の浸水深と津波被害の関係】

- 0.3m 未満：避難行動が可能である
- 1.0m 未満：津波に巻き込まれても助かる可能性がある
- 2.0m 未満：木造家屋では再使用の可能性がある
- 6.0m 未満：RC 造建物では再使用の可能性がある
- 10.0m 未満：RC 造建物でも再使用が不可能となる
- 10.0m 以上：RC 造建物では全壊となる可能性がある



資料：「地震・津波災害に強いまちづくりガイドライン」（平成 26 年 2 月 国土交通省中部地方整備局）

図 4.3 津波の浸水深と津波被害の関係

(2) 現状の危険性

静岡県第4次地震被害想定における最大クラスの地震・津波（レベル2）による最大浸水深の想定（施設整備前）では、駿河海岸に沿って浸水区域が広範に広がり、全市域の約2割相当となる14.3km²に及ぶ。

この中で、浸水深2m以上の区域（約2.8km²）のうち、大井川東地区、大井川南地区には、住居系や軽工業の「普通建物」が多く立地している。焼津地区は、他地区に比べて「普通建物」の占める割合は低いものの、業務、軽工業、住居系の施設が混在する水産関連機能の集積地区となっている。津波による建物被害の危険性が大きい区域である。

浸水深1～2m未満の区域のうち、東益津地区、小川地区、港地区、大井川東地区及び大井川南地区においては、住居系を中心とする「普通建物」が多くを占めていることから、木造建築物に関しては危険性を有する状況にある。

4.3.1.3 土地利用の基本的な考え方

海と共に発展してきた本市の地域特性を踏まえ、現行の土地利用の維持を基本とする。

ただし、現状及び本計画に位置付けられた施設整備後の津波浸水想定を踏まえ、人命を守る観点から特に浸水深が高いエリアにおいて限定的な土地利用の見直しを検討するものとする。

なお、浸水想定区域からの移転を希望する住民、企業等もあることから、市街化区域における住宅団地の開発支援や市街化調整区域における移転先用地確保のための土地利用を推進する。

(1) 現行の土地利用の維持

AP2013 においては、発生頻度が比較的高い地震・津波（レベル 1）発生時に浸水を防ぐためのハード対策が位置付けられ、その整備により浸水被害の減少が期待される。

これを考慮するとともに、海と共に発展してきた本市の地域特性を踏まえ、浸水想定区域内の避難の迅速化を図り、現行の土地利用の維持を基本とする。

(2) 限定的な土地利用の見直し

最大クラスの地震・津波（レベル 2）での浸水深 2m 以上のエリアに対し、本計画に位置付けられた施設整備後において、浸水しないことが期待されるエリアについては、特に人命を守る観点で配慮が必要な施設に限定した土地利用の見直しを検討する。

一方、本計画に位置付けられた施設整備後においても、浸水深 2m 以上の浸水が懸念されるエリアについては、人命・財産を守る観点から土地利用の見直しを図るものとする。

ただし、土地利用の見直しについては、既存の建物現況、施設特性に応じた現在地の立地メリット等を勘案し、用途に応じた対応を図るものとする。

(3) 長期的な都市構造・土地利用のあり方の検討

本市の長期的な将来都市像を検討する上では、防災・減災の視点に加え、地域振興、都市機能配置等の様々な視点で市民・関係機関の意見を取り入れながら検討する必要がある。

一方、浸水想定区域からの移転を希望する住民、企業等もあることから、移転先を確保するため、市街化区域における住宅団地の開発支援や市街化調整区域における移転先用地確保のための土地利用を推進する。

4.3.2. 警戒避難体制に関する方針

「焼津市地域防災計画 津波対策編」に示される避難対策の基本方針（下記参照）及び「土地利用の基本的な考え方（p.62）」に基づき、現行の津波浸水想定に合わせた津波に対する警戒避難体制を構築する。

＜津波からの避難対策における基本方針＞

津波災害発生時においては、津波の危険予想地域の市民等は、的確に状況を把握し、安全で効率的な避難活動を行う必要がある。また、危険予想地域外においても、建物倒壊その他の要因により、避難が必要となる場合がある。このため市は、迅速、的確な避難活動を行う必要があり、可能な限りの措置をとることにより住民等の生命、身体、安全確保に努める。

出典：「焼津市地域防災計画 津波対策編」より抜粋

なお、今後静岡県により津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域が指定された場合には、以下に示す警戒避難体制も適宜見直しを図るものとする。

4.3.2.1 避難経路、避難施設等の整備・確保

強い地震の発生を感じたときには、津波避難施設、津波避難タワー、標高の高い高台等へ即座に避難を開始するものとする。避難の対象者は、津波浸水想定区域内及び周辺に居住する住民だけでなく、通勤・通学者、観光客も含めて対象とし、より迅速かつ確実な避難となることを目指す。

地震の発生時には、強震動による家屋の倒壊、落下物、液状化やそれらに伴う道路の損傷、交通事故が発生するおそれがあることから、避難は徒歩によることを原則とする。

集落と津波避難施設を結ぶ主要な区間について、周辺の土地利用状況等を踏まえつつ狭隘箇所の改善や路面補修等の整備を進め、円滑な避難行動が可能となる避難経路を確保する。

津波浸水想定区域にあつては、今後も指定津波避難ビル及び津波避難協力ビルの指定に努めるとともに、津波避難タワー、高台などの避難施設の拡充を図り、避難困難地域の解消を目指す。

4.3.2.2 避難誘導標識等の整備

主に観光客や従業者など土地勘の低い避難対象者が多く存在する地区や、津波の到達時間が短く、また浸水深が比較的深い一方で狭隘道路が密集しているため避難がしにくい地区を重点的に、避難が迅速に図れるよう、避難経路における避難方向や避難施設までの距離を示す標識を整備する。

また、日頃から地域の標高（海拔）を意識し、津波災害に対する警戒と防災意識を高めるとともに、災害時の迅速かつ適切な避難行動に資するため、海拔表示板等を設置する。

4.3.2.3 焼津市津波避難計画の策定

本市は、静岡県が策定済みの「避難計画策定指針」や消防庁の「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」等に基づき、地震・津波の発生直後から津波が終息するまで間の市民の生命や身体の安全を確保するための避難対策について検討し、津波避難計画を策定する。

4.3.2.4 自治会ごとの津波避難地図の作成

東日本大震災の被害を目の当たりにし、津波から命を守るために自分たちで出来ることから始めようという機運が高まり、平成 23 年度に各自治会で津波避難地図を作成した。

今後は、作成後に公表された静岡県第4次地震被害想定や本市が策定する津波避難計画を踏まえ、地域住民等と市が協力して避難上の課題等を整理・検討し、主要な避難経路の見直し等を行い、津波避難地図を改訂する。

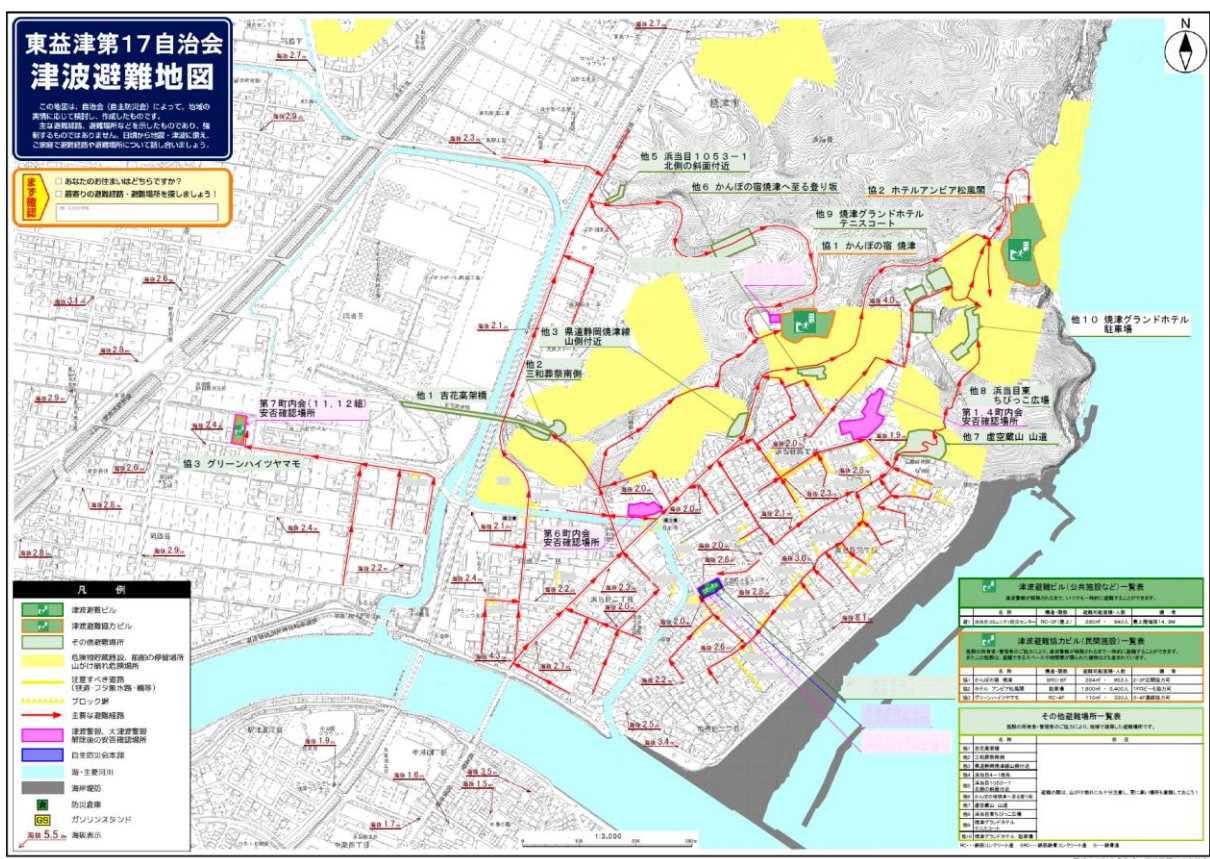


図 4.4 既存の津波避難地図の例

4.3.2.5 津波避難訓練の実施

上記の取り組みの実効性を高めるため、総合防災訓練、地域防災訓練、津波避難訓練及び幼稚園や保育園、学校、事業所ごとでの訓練を実施する。訓練は、過去の災害から得た教訓を踏まえ、昼間だけでなく夜間に行うなど、あらゆる条件を想定して実施する。その際は、これまでに経験したことのないような強い揺れや、弱くても長い揺れの地震があったときには、津波警報等の情報を待たず、自らが避難行動をとれるよう、「揺れを感じたらすぐに逃げる」ことを意識づける訓練とする。避難訓練を繰り返し行うことで、実際の災害時にも迅速な避難ができるようになる。

なお、訓練実施にあたっては、津波に対する主体的な避難行動となる「自助」の観点、地域や民間企業、民間団体等が連携を図る「共助」の観点を踏まえ、地域の防災力を高めることを意識することが一人でも多くの命を守ることへとつながっていく。

第5章 地震・津波災害に強いまちづくりの 推進のために行う事業又は事務

本章では、「4 章 地震・津波災害に強いまちづくりに向けた基本的な考え方」に示した今後のまちづくりの方針にもとづき地震・津波に強いまちづくりを進めていくため、推進計画区域内において実施する事業及び事務を示す。

なお、ここで記載した事業又は事務は、策定時点で関係機関等と本計画に記載することについて調整が整ったものについて記載したものであり、今後の調整状況により、逐次、事業又は事務を見直すものとする。

5.1. 課題の抽出

必要な事業及び事務を選定するため、地震・津波に強いまちづくりの推進に向けて本市が現在抱えている課題を整理する。

5.1.1. 地区別の課題

(1) 東益津地区

東益津地区の課題のまとめ

- ・地区内では、想定されるハザード(津波・揺れ・液状化・火災・土砂災害)と建物の建築年代・高齢化率・道路幅などの状況を考慮すると、浜当目が最も脆弱である。
- ・地区別では、土砂災害の危険性がある唯一の地区であり、また液状化による全壊建物数が最も多い地区である。
- ・夏に災害が発生した場合は、浜当目を訪れる観光客が被災する可能性がある。

※静岡県第4次地震被害想定において現在の科学的知見に基づき推計したのですが、自然災害を完全に把握することは困難です。個々の地点の推計結果にとらわれず、地域全体の傾向を示したものとして、報告を受けとめてください。

地域特性にみる課題

人的被害

- ① 津波による避難困難者の発生: 浜当目、岡当目に避難困難者が発生すると想定される。
- ② 建物倒壊による人的被害・避難経路の途絶: 昭和57年以降に建設された建物割合が市内で2番目に低い地区であり、特に浜当目で低い。想定される震度7の揺れの発生時には、建物倒壊による人的被害が懸念される。
- ③ 液状化による人的被害・避難経路の途絶: 坂本の南部、中里、石脇下、野秋、浜当目を中心に液状化危険度ランク大が分布しており、人的被害が懸念される。
- ④ 土砂災害による人的被害・避難経路の途絶: 山の麓に土砂災害の危険箇所が存在し、災害時に孤立集落や避難経路閉塞が発生する可能性がある。
- ⑤ 狭隘な避難経路: 浜当目において狭隘な道路が多く、海岸部からの避難が困難となる可能性がある。
- ⑥ 高い高齢化率: 高齢化率は、市内で最も高い約30%(市平均23.5%)であり、迅速な避難が困難となる可能性がある。
- ⑦ 浸水域にある観光地: 「浜当目海水浴場」には、営業期間(7、8月)に一日当たり約350人の観光客が来訪する。海岸部からの避難誘導を検討する必要がある。

建物・交通施設被害

- ⑧ 津波による建物倒壊: 浜当目、岡当目中心に浸水域が分布しており、津波による全壊建物数は約30棟と想定される。
- ⑨ 地震動による建物倒壊: ほぼ全域で震度7の揺れが想定されている。揺れによる建物全壊数は約1520棟で、地区の約半数の建物が全壊すると想定される。
- ⑩ 液状化による建物倒壊: 坂本の南部、中里、石脇下、野秋、浜当目を中心に液状化危険度ランク大が分布しており、液状化による全壊建物数は約30棟と市内で最も多くなることが想定される。
- ⑪ 土砂災害による建物倒壊: 市内で唯一土砂災害の危険性がある地区であり、土砂災害による全壊建物数は約40棟と想定される。

産業・経済的被害

- ⑫ 浸水域に立地する工場: 地区内にある建物の半分程度が浸水すると想定される。特に浜当目では鉄道沿いに工場が点在している。地区内の第2次産業従業者割合は約50%と市内で3番目に高い(市平均約40%)状況であり、経済的被害が懸念される。

課題図

凡例

- 浸水域に立地する工場
- 狭隘な避難経路
- 地区境界
- 鉄道

道路種別

- 高速自動車道
- 一般国道
- 主要地方道
- 一般都道府県道
- 河川
- 1cm以上の津波浸水域(レベル2)

急傾斜地崩壊危険区域

土石流危険区域

土砂災害危険箇所

土砂災害危険箇所

土砂災害危険箇所

土砂災害危険箇所

土砂災害危険箇所

土砂災害危険箇所

土砂災害危険箇所

土砂災害危険箇所

土砂災害危険箇所

土砂災害危険箇所

土砂災害危険箇所

土砂災害危険箇所

土砂災害危険箇所

土砂災害危険箇所

土砂災害危険箇所

土砂災害危険箇所

土砂災害危険箇所

土砂災害危険箇所

土砂災害危険箇所

土砂災害危険箇所

土砂災害危険箇所

土砂災害危険箇所

土砂災害危険箇所

土砂災害危険箇所

土砂災害危険箇所

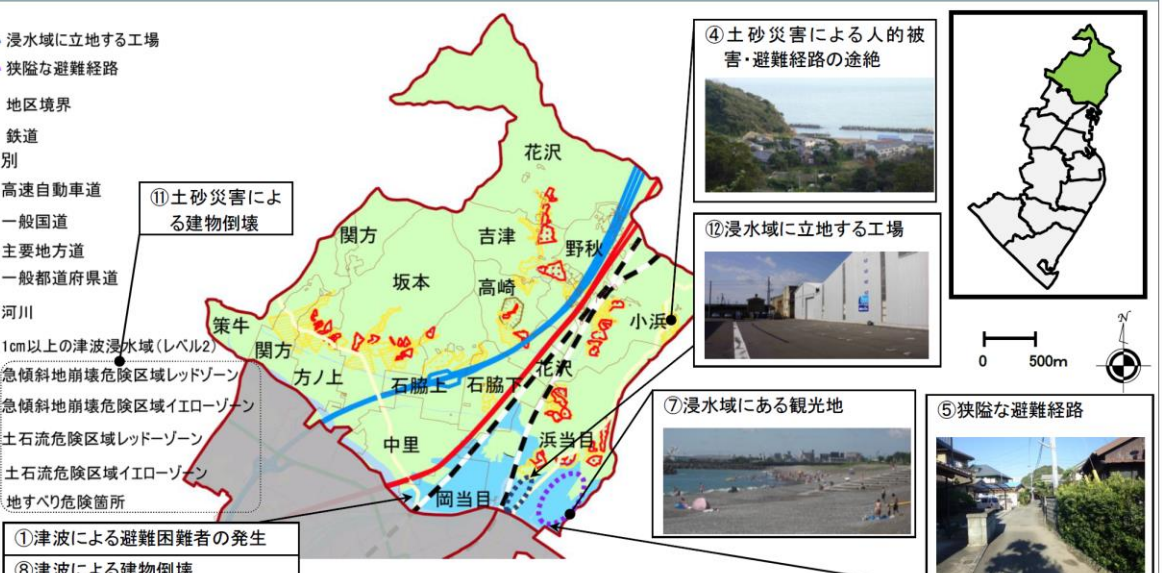
土砂災害危険箇所

土砂災害危険箇所

土砂災害危険箇所

土砂災害危険箇所

土砂災害危険箇所



①津波による避難困難者の発生

⑧津波による建物倒壊

震度分布

②建物倒壊による人的被害・避難経路の途絶

⑨地震動による建物倒壊

凡例

南海トラフ巨大地震 基本ケース

震度階級

7

6強

6弱

6弱

6弱

6弱

6弱

6弱

6弱

6弱

6弱

6弱

6弱

6弱

液状化危険度

③液状化による人的被害・避難経路の途絶

⑩液状化による建物倒壊

凡例

南海トラフ巨大地震 基本ケース

液状化危険度ランク

大(液状化危険度が高い)

中(液状化危険度がやや高い)

小(液状化危険度は低い)

なし(液状化危険度は極めて低い)

対象外(詳細データなし)

対象外(詳細データなし)

対象外(詳細データなし)

対象外(詳細データなし)

対象外(詳細データなし)

対象外(詳細データなし)

対象外(詳細データなし)

対象外(詳細データなし)

対象外(詳細データなし)

対象外(詳細データなし)

※静岡県第4次地震被害想定において現在の科学的知見に基づき推計したのですが、自然災害を完全に把握することは困難です。
個々の地点の推計結果にとらわれず、地域全体の傾向を示したものととして、報告を受けとめてください。

(2) 焼津地区

焼津地区の課題のまとめ

- ・地区内では、想定されるハザード(津波・揺れ・液状化・火災)と木造建物の割合・道路幅などを考慮すると本町が脆弱であるが、震度7の分布状況や浸水域の状況を考慮すると全域が脆弱である。
- ・地区別では、震度7のエリアが最も広く揺れによる全壊建物数が最も多く、地区のほとんどが浸水想定域となっている地区である。
- ・焼津漁港、焼津市役所、焼津駅、漁業・水産加工関連工場、商店街が立地している市の中心部であるが、大部分が浸水する。

地域特性にみる課題

人的被害

- ① 津波による避難困難者の発生: 全域で避難困難者が発生すると想定される。
- ② 建物倒壊による人的被害・避難経路の途絶: 昭和57年以降に建設された建物割合が最も低い地区であり、特に中港で低い。想定される震度7の揺れの発生時には、建物倒壊による人的被害が懸念される。
- ③ 液状化による人的被害・避難経路の途絶: ほぼ全域に液状化の危険性がある。特に焼津、本町に液状化危険度ランク大が分布しており、人的被害が懸念される。
- ④ 延焼火災による人的被害・避難経路の途絶: 本町は住宅が密集しており、地震発生後の延焼火災による人的被害や避難経路の途絶が懸念される。
- ⑤ 狭隘な避難経路: 本町において狭隘な道路が多く、海岸部からの避難が困難となる可能性がある。
- ⑥ 高い高齢化率: 高齢化率は、市内で2番目に高い約29%(市平均23.5%)であり、迅速な避難が困難となる可能性がある。
- ⑦ 浸水域に立地する観光施設: 「うみえ〜焼津」「サンライフ焼津」「焼津市深層水ミュージアム」「アクアスやいづ」は年間を通して観光客が来訪する。観光客の避難誘導を検討する必要がある。

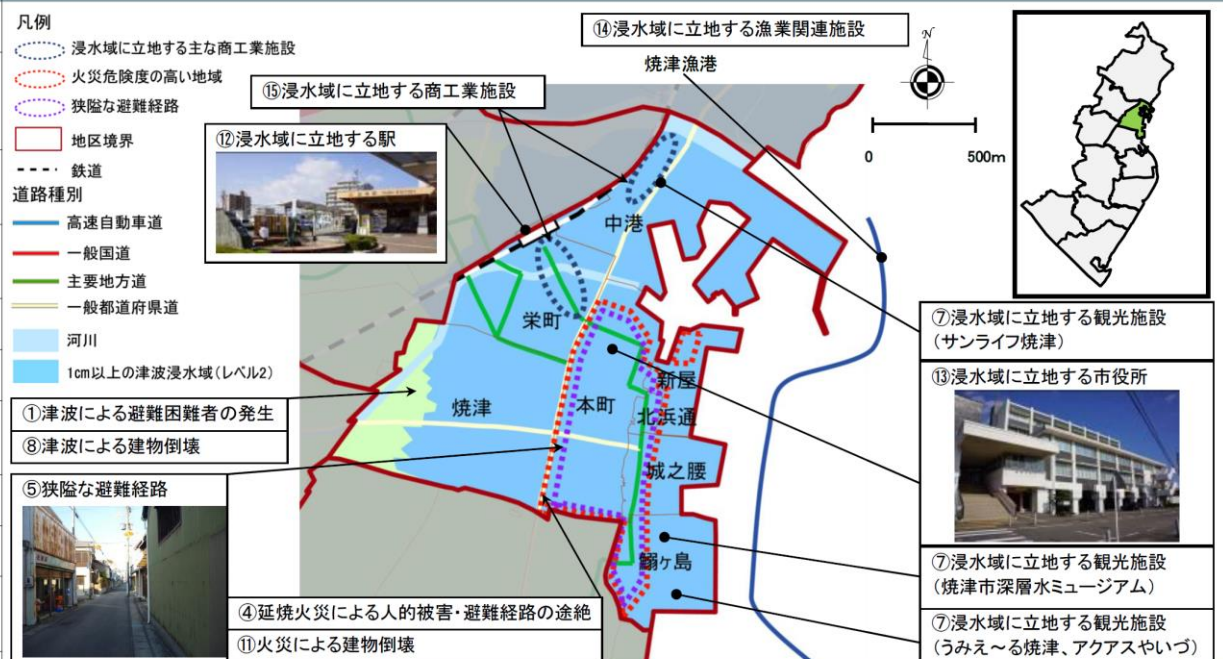
建物・交通施設被害

- ⑧ 津波による建物倒壊: 全域に浸水域が分布し、津波による全壊建物数は、市内で2番目に多い約230棟と想定される。
- ⑨ 地震動による建物倒壊: 全域で震度7の揺れが想定されている。揺れによる建物全壊数は、約1650棟と想定される。
- ⑩ 液状化による建物倒壊: ほぼ全域で液状化の危険性がある。特に焼津、本町に液状化危険度ランク大が分布しており、液状化による全壊建物数は市内で2番目に多い約20棟と想定される。
- ⑪ 火災による建物倒壊: 火災による全壊建物数は市内で2番目に多い約230棟と想定される。焼津漁港内港には漁船用の石油タンクが立地しており、地震・津波発生後の火災など2次災害の危険性がある。
- ⑫ 浸水域に立地する駅: 一日当たりの乗車人員が約1万人である焼津駅が浸水域に立地する。
- ⑬ 浸水域に立地する市役所: 災害時に防災拠点となる焼津市役所が浸水域に立地する。

産業・経済被害

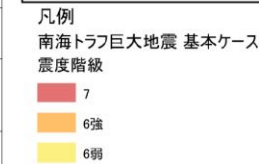
- ⑭ 浸水域に立地する漁業関連施設: 特定第3種漁港であるとともに市民や観光客に親しまれる整備が進められている焼津漁港が浸水域に立地しており、経済的被害が懸念される。
- ⑮ 浸水域に立地する商業施設: 地区内にある建物の約80%が浸水すると想定されている。駅前には店舗併用住宅、中港には軽工業施設が立地しており、経済的被害が懸念される。

課題図



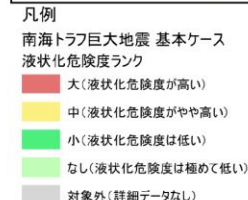
震度分布

- ② 建物倒壊による人的被害・避難経路の途絶
- ⑨ 地震動による建物倒壊



液状化危険度

- ③ 液状化による人的被害・避難経路の途絶
- ⑩ 液状化による建物倒壊



(3) 小川地区

※静岡県第4次地震被害想定において現在の科学的知見に基づき推計したのですが、自然災害を完全に把握することは困難です。個々の地点の推計結果にとらわれず、地域全体の傾向を示したものととして、報告を受けとめてください。

小川地区の課題のまとめ

- ・地区内では、想定されるハザード(津波・揺れ・液状化・火災)と高齢化率・木造建物の割合・道路幅などを考慮すると、小川新町が最も脆弱である。
- ・地区別では、火災による全壊建物数・全壊建物割合が最も多い地区であり、津波による全壊建物数は3番目に多い地区である。
- ・沿岸漁業を主体とし市民や観光客に親しまれる整備が進められている焼津漁港小川地区が浸水域に立地するため、利用者及び漁港関連施設が被災する可能性がある。

地域特性にみる課題

人的被害

- ① 津波による避難困難者の発生:小川新町、県道静岡焼津線以東の小川で、避難困難者が発生すると想定される。
- ② 建物倒壊による人的被害・避難経路の途絶:昭和57年以降に建設された建物割合が市の平均より低く、特に小川新町は低く、部分的に震度7が想定されており、人的被害が懸念される。
- ③ 液状化による人的被害・避難経路の途絶:西小川、東小川は部分的に液状化危険度ランク大が分布しており、人的被害が懸念される。
- ④ 延焼火災による人的被害・避難経路の途絶:小川新町は住宅が密集しており、地震発生後の延焼火災による人的被害や避難経路の途絶が懸念される。
- ⑤ 狭い避難経路:小川新町において狭い道路が多く、海岸部からの避難が困難となる可能性がある。
- ⑥ 高い高齢化率:高齢化率は、約26%(市平均23.5%)である。特に小川新町で高齢化率が高く、迅速な避難が困難となる可能性がある。
- ⑦ 浸水域に立地する観光施設:焼津漁港小川地区外港には卸売市場が立地し、観光客も訪れるエリアとなっている。観光客の避難誘導を検討する必要がある。

建物・交通施設被害

- ⑧ 津波による建物倒壊:東部に浸水域が分布しており、津波による全壊建物数は、市内で3番目に多い約80棟と想定される。
- ⑨ 地震動による建物倒壊:西小川、東小川の一部で震度7の揺れが想定されているほか、全域で震度6強以上となる。揺れによる建物全壊数は、約980棟と想定される。
- ⑩ 液状化による建物倒壊:西小川、東小川の一部に液状化危険度ランク大が分布しており、数は少ないながらも、液状化によって全壊する建物も想定されている。
- ⑪ 火災による建物倒壊:火災による全壊建物数は、市内で最も多い約460棟であると想定される。

産業・経済被害

- ⑫ 浸水域に立地する漁港関連施設:焼津漁港小川地区内港は小型漁船や遊漁船が係留されているほか、造船所において常に大型漁船の点検・整備が行われている。漁港関連施設・設備の被害が懸念される。

課題図

凡例

- 浸水域に立地する漁港関連施設
- 火災危険度の高い地域
- 狭い避難経路
- 地区境界
- 鉄道
- 道路種別
 - 高速自動車道
 - 一般国道
 - 主要地方道
 - 一般都道府県道
- 河川
- 1cm以上の津波浸水域(レベル2)



⑫浸水域に立地する漁港関連施設



⑦浸水域に立地する観光施設



⑤狭い避難経路

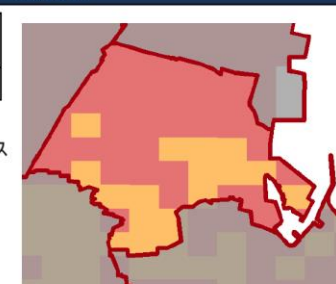


震度分布

- ② 建物倒壊による人的被害・避難経路の途絶
- ⑨ 地震動による建物倒壊

凡例

- 南海トラフ巨大地震 基本ケース
- 震度階級
 - 7
 - 6強
 - 6弱

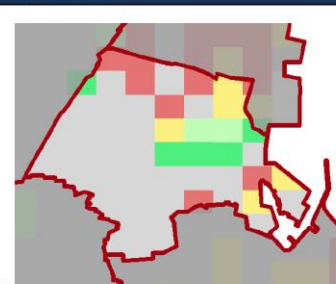


液状化危険度

- ③ 液状化による人的被害・避難経路の途絶
- ⑩ 液状化による建物倒壊

凡例

- 南海トラフ巨大地震 基本ケース
- 液状化危険度ランク
 - 大(液状化危険度が高い)
 - 中(液状化危険度がやや高い)
 - 小(液状化危険度は低い)
 - なし(液状化危険度は極めて低い)
- 対象外(詳細データなし)



(4) 港地区

※静岡県第4次地震被害想定において、現在の科学的知見に基づき推計したのですが、自然災害を完全に把握することは困難です。個々の地点の推計結果にとらわれず、地域全体の傾向を示したものととして、報告を受けとめてください。

港地区の課題のまとめ

- ・地区内では、想定されるハザード(津波・揺れ・液状化・火災)と木造建物の割合・道路幅などを考慮すると、石津浜地区が最も脆弱である。
- ・地区別では、木造建物割合が最も高い地区であり、揺れによる全壊建物割合が高い地区である。

地域特性にみる課題

人的被害

- ① 津波による避難困難者の発生: 主要地方道焼津榛原線以東の石津、石津向町、石津中町、石津港町、田尻北の北東部で避難困難者が発生すると想定される。
- ② 建物倒壊による人的被害・避難経路の途絶: 昭和57年以降に建設された建物割合が市の平均より低く、特に石津で低い。想定される震度7の揺れの発生時には、建物倒壊による人的被害が懸念される。
- ③ 液状化による人的被害・避難経路の途絶: 石津浜地区、田尻北の東部に液状化危険度ランク大が分布しており、人的被害が懸念される。
- ④ 延焼火災による人的被害・避難経路の途絶: 石津(海岸側)・田尻北(海岸側)は住宅が密集しており、地震発生後の延焼火災による人的被害や避難経路の途絶が懸念される。
- ⑤ 狭隘な避難経路: 石津(海岸)において狭隘な道路が多く、海岸部からの避難が困難となる可能性がある。
- ⑥ 高い高齢化率: 高齢化率は約23%(市平均23.5%)であるが、石津港町、石津向町では市の平均を超えている。迅速な避難が困難となる可能性がある。

建物・交通施設被害

- ⑦ 津波による建物倒壊: 石津、石津向町、石津中町、石津港町、田尻北の東部に浸水域が分布しており、津波による全壊建物数は約40棟と想定される。
- ⑧ 地震動による建物倒壊: 全域で震度6以上の揺れが想定されている。揺れによる建物全壊数は、約1100棟と想定される。
- ⑨ 液状化による建物倒壊: 石津港町、田尻北の東部に液状化危険度ランク大が分布しており、数は少ないながらも、液状化によって全壊する建物も想定されている。
- ⑩ 火災による建物倒壊: 火災による全壊建物数は、約140棟と想定される。

産業・経済被害

- ⑪ 浸水域に立地する商工業施設: 浸水域である石津の東部に工業施設、石津中町に商業施設が立地しており、経済的被害が懸念される。

課題図

凡例

- 浸水域に立地する主な商工業施設
- 火災危険度の高い地域
- 狭隘な避難経路
- 高い高齢化率
- 地区境界
- 鉄道

道路種別

- 高速自動車道
- 一般国道
- 主要地方道
- 一般都道府県道
- 河川
- 1cm以上の津波浸水域(レベル2)

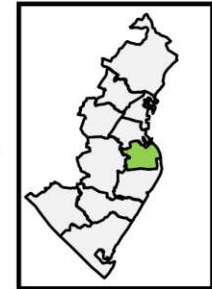
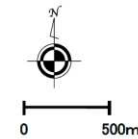
⑪ 浸水域に立地する商工業施設



- ④ 延焼火災による人的被害・避難経路の途絶
- ⑩ 火災による建物倒壊



- ① 津波による避難困難者の発生
- ⑦ 津波による建物倒壊



⑤ 狭隘な避難経路



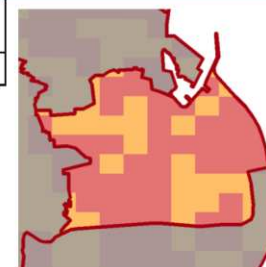
⑥ 高い高齢化率

震度分布

- ② 建物倒壊による人的被害・避難経路の途絶
- ⑧ 地震動による建物倒壊

凡例

- 南海トラフ巨大地震 基本ケース
- 震度階級
- 7
- 6強
- 6弱

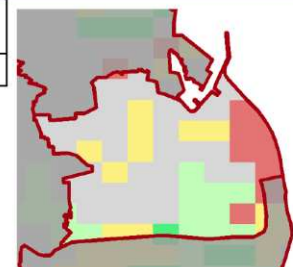


液状化危険度

- ③ 液状化による人的被害・避難経路の途絶
- ⑨ 液状化による建物倒壊

凡例

- 南海トラフ巨大地震 基本ケース
- 液状化危険度ランク
- 大(液状化危険度が高い)
- 中(液状化危険度がやや高い)
- 小(液状化危険度は低い)
- なし(液状化危険度は極めて低い)
- 対象外(詳細データなし)



(5) 和田地区

※静岡県第4次地震被害想定において、現在の科学的知見に基づき推計したのですが、自然災害を完全に把握することは困難です。個々の地点の推計結果にとらわれず、地域全体の傾向を示したものとして、報告を受けとめてください。

和田地区の課題のまとめ

- ・地区内では、想定されるハザード(津波・揺れ・火災)と高齢化率・木造建物の割合・道路幅などを考慮すると、一色が最も脆弱である。
- ・田尻南東部、惣右衛門東部の浸水域内に市の主要産業である水産加工業を中心とした工業団地が立地しており、経済的被害が懸念される。

地域特性にみる課題

人的被害

- ① 津波による避難困難者の発生: 田尻南東部、惣右衛門東部、一色で避難困難者が発生すると想定される。
- ② 建物倒壊による人的被害・避難経路の途絶: 昭和57年以降に建設された建物割合が市内で3番目に低い地区であり、特にすみれ台で低い。想定される震度7の揺れの発生時には、建物倒壊による人的被害が懸念される。
- ③ 液状化による人的被害・避難経路の途絶: 田尻の東部に液状化危険度ランク大が分布しており、人的被害が懸念される。
- ④ 狭隘な避難経路: 海岸部において狭隘な道路が多く、海岸部からの避難が困難となる可能性がある。
- ⑤ 高い高齢化率: 高齢化率は約26%(市平均23.5%)であり、特に一色で高い。迅速な避難が困難となる可能性がある。
- ⑥ 浸水域に立地する観光施設: 「ディスカバリーパーク焼津」は通年で観光客が一日当たり約490人来訪する。施設周辺にいる観光客の避難誘導を検討する必要がある。

建物・交通施設被害

- ⑦ 津波による建物倒壊: 田尻南東部、惣右衛門東部、一色に浸水域が分布しており、津波による全壊建物数は約20棟と想定される。
- ⑧ 地震動による建物倒壊: 全域で震度6強以上の揺れが想定されている。揺れによる建物全壊数は、約740棟と想定される。
- ⑨ 液状化による建物倒壊: 田尻の東部に液状化危険度ランク大が分布しており、数は少ないながらも、液状化によって全壊する建物も想定されている。

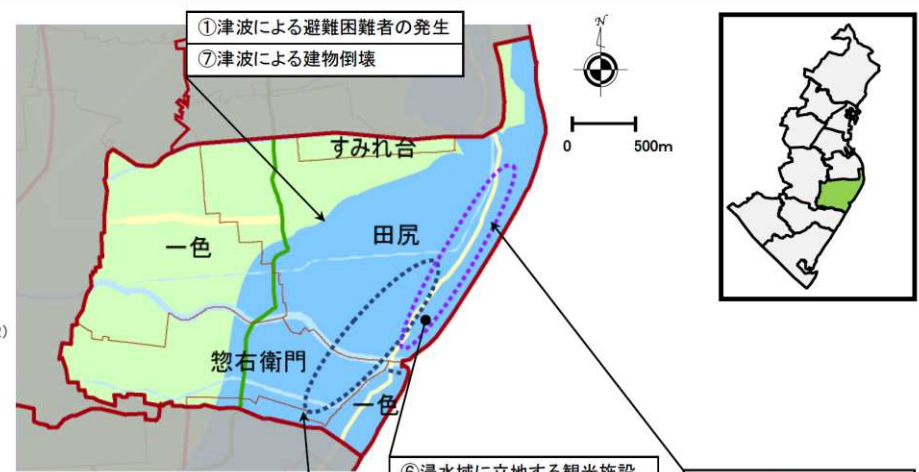
産業・経済被害

- ⑩ 浸水域に立地する工業施設: 田尻南東部、惣右衛門東部の浸水域内に市の主要産業である水産加工業を中心とした工業団地が形成されており、経済的被害が懸念される。

課題図

凡例

- 浸水域に立地する工業施設
- 狭隘な避難経路
- 地区境界
- 鉄道
- 道路種別
- 高速自動車道
- 一般国道
- 主要地方道
- 一般都道府県道
- 河川
- 1cm以上の津波浸水域(レベル2)



⑩ 浸水域に立地する工業施設

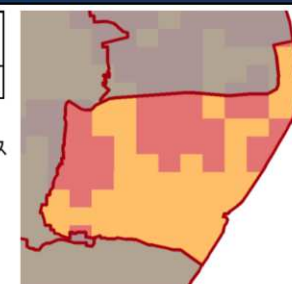


震度分布

- ② 建物倒壊による人的被害・避難経路の途絶
- ⑧ 地震動による建物倒壊

凡例

- 南海トラフ巨大地震 基本ケース
- 震度階級
- 7
- 6強
- 6弱



⑥ 浸水域に立地する観光施設



④ 狭隘な避難経路

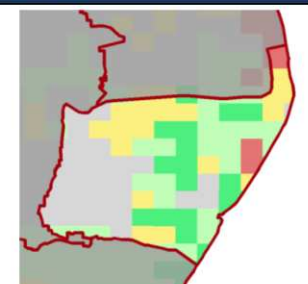


液状化危険度

- ③ 液状化による人的被害・避難経路の途絶
- ⑨ 液状化による建物倒壊

凡例

- 南海トラフ巨大地震 基本ケース
- 液状化危険度ランク
- 大(液状化危険度が高い)
- 中(液状化危険度がやや高い)
- 小(液状化危険度は低い)
- なし(液状化危険度は極めて低い)
- 対象外(詳細データなし)



※静岡県第4次地震被害想定において、現在の科学的知見に基づき推計したのですが、自然災害を完全に把握することは困難です。
個々の地点の推計結果にとらわれず、地域全体の傾向を示したものとして、報告を受けとめてください。

(6) 大井川東地区

大井川東地区の課題のまとめ

- ・地区内では、想定されるハザード(津波・揺れ・火災)と高齢化率・木造建物の割合・道路幅などを考慮すると、下小杉が最も脆弱である。
- ・下小杉の東部、藤守の東部に工業施設が散在しているため、経済的被害が懸念される。

地域特性にみる課題

人的被害

- ① 津波による避難困難者の発生: 下小杉の東部、藤守の東部で避難困難者が発生すると想定される。
- ② 建物倒壊による人的被害・避難経路の途絶: 昭和57年以降に建設された建物割合は市の平均より高いが、地区の中では、下小杉で低い。想定される震度6強の揺れの発生時には、建物倒壊による人的被害が懸念される。
- ③ 液状化による人的被害・避難経路の途絶: 上小杉、藤守、宗高に液状化危険度ランク大が分布しており、人的被害が懸念される。
- ④ 狭隘な避難経路: 県道焼津大井川線沿いの藤守の集落、及び下小杉は狭隘な道路が中心となっているため、迅速な避難が困難となる可能性がある。
- ⑤ 高い高齢化率: 高齢化率は約22%(市平均23.5%)であるが、下小杉では高い。迅速な避難が困難となる可能性がある。

建物・交通施設被害

- ⑥ 津波による建物倒壊: 下小杉の東部、藤守の東部に浸水域が分布しており、津波による全壊建物数は約40棟と想定される。
- ⑦ 地震動による建物倒壊: ほぼ全域に震度6強が分布しており、揺れによる建物全壊数は約600棟と想定される。
- ⑧ 液状化による建物倒壊: 上小杉、藤守、宗高に液状化危険度ランク中が分布しており、数は少ないながらも、液状化によって全壊する建物も想定されている。

産業・経済被害

- ⑨ 浸水域に立地する工業施設: 浸水域である下小杉の東部、藤守の東部に工業施設が立地しているため、経済的被害が懸念される。

課題図

凡例

- 浸水域に立地する工業施設
- 狭隘な避難経路
- 高い高齢化率
- 地区境界
- 鉄道
- 道路種別
 - 高速自動車道
 - 一般国道
 - 主要地方道
 - 一般道府県道
- 河川
- 1cm以上の津波浸水域(レベル2)

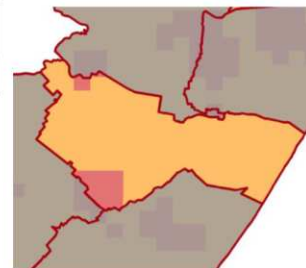
- ① 津波による避難困難者の発生
- ⑥ 津波による建物倒壊



震度分布

- ② 建物倒壊による人的被害・避難経路の途絶
- ⑦ 地震動による建物倒壊

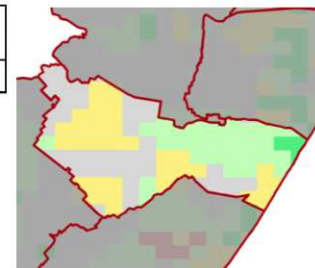
- 凡例
- 南海トラフ巨大地震 基本ケース
- 震度階級
 - 7
 - 6強
 - 6弱



液状化危険度

- ③ 液状化による人的被害・避難経路の途絶
- ⑧ 液状化による建物倒壊

- 凡例
- 南海トラフ巨大地震 基本ケース
- 液状化危険度ランク
 - 大(液状化危険度が高い)
 - 中(液状化危険度がやや高い)
 - 小(液状化危険度は低い)
 - なし(液状化危険度は極めて低い)
 - 対象外(詳細データなし)



(7) 大井川南地区

大井川南地区の課題のまとめ

- ・地区内では、想定されるハザード(津波・揺れ・火災)と高齢化率・木造建物の割合などを考慮すると、**高新田**が最も脆弱である。
- ・地区別では、**津波**による全壊建物数が最も多い地区である。
- ・市営港湾である大井川港全域が浸水区域であり、港湾施設の被災とともに**大井川港**に面して石油タンクを有した施設が立地しており、2次災害を引き起こす可能性がある。

※静岡県第4次地震被害想定において、現在の科学的知見に基づき推計したのですが、自然災害を完全に把握することは困難です。
個々の地点の推計結果にとらわれず、地域全体の傾向を示したものととして、報告を受けとめてください。

地域特性にみる課題

人的被害

- ① 津波による避難困難者の発生: 高新田の東部、吉永の東部、利右衛門の東部、飯淵の東部で避難困難者が発生すると想定される。
- ② 建物倒壊による人的被害・避難経路の途絶: 昭和57年以降に建設された建物割合は市の平均より高いが、地区の中では**高新田**で低い。想定される震度6強の揺れの発生時には、建物倒壊による人的被害が懸念される。
- ③ 液状化による人的被害・避難経路の途絶: 利右衛門、飯淵、中島に液状化危険度ランク中が分布しており、人的被害が懸念される。
- ④ 狭隘な避難経路: 吉永、飯淵の生活道路は狭隘な道路が中心となっているため、迅速な避難が困難となる可能性がある。
- ⑤ 高い高齢化率: 高齢化率は約22%(市平均23.5%)であるが、地区の中では**高新田**で高く、迅速な避難が困難となる可能性がある。
- ⑥ 浸水域に立地する観光施設: 「大井川河口野鳥園」は通年で観光客が一日当たり約20人来訪し、施設周辺にいる観光客の避難誘導を検討する必要がある。

建物・交通施設被害

- ⑦ 津波による建物倒壊: 高新田の東部、吉永の東部、利右衛門の東部、飯淵の東部に浸水域が分布しており、津波による全壊建物数は市内で最も多い約310棟と想定される。
- ⑧ 地震動による建物倒壊: 全域で震度6強以上の揺れが想定されている。揺れによる建物全壊数は約610棟と想定される。
- ⑨ 液状化による建物倒壊: 利右衛門、飯淵、中島に液状化危険度ランク中が分布しており、数は少ないながらも、液状化によって全壊する建物も想定されている。
- ⑩ 火災による建物倒壊: 火災による全壊建物数は約40棟と想定される。大井川港に面して石油タンクを有した施設が立地しており、地震・津波発生後の火災による建物被害が懸念される。

産業・経済被害

- ⑪ 浸水域に立地する工業施設: 大井川港に面して比較的大規模な工場が集積しており、その大部分が浸水域に含まれるため、経済的被害が懸念される。
- ⑫ 浸水域に立地する港湾関連施設: 市営港湾である大井川港全域が浸水域に含まれる。物資の輸送やサクラエビ、シラスなどの沿岸漁業など経済的被害が懸念される。

課題図

凡例

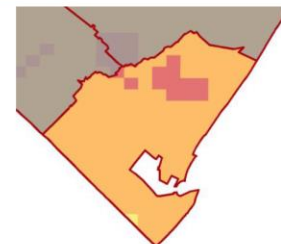
- ⑪ 浸水域に立地する工業施設
 - ⑦ 津波による避難困難者の発生
 - ⑦ 津波による建物倒壊
 - ⑤ 高い高齢化率
 - ④ 狭隘な避難経路
 - ⑥ 浸水域に立地する観光施設
 - ⑫ 浸水域に立地する港湾関連施設
 - ⑩ 火災による建物倒壊
- 道路種別
- 高速自動車道
 - 一般国道
 - 主要地方道
 - 一般都道府県道
 - 河川
 - 1cm以上の津波浸水域(レベル2)

震度分布



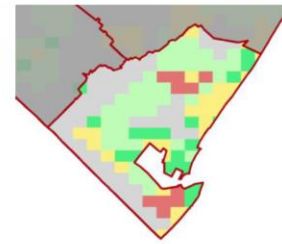
- ② 建物倒壊による人的被害・避難経路の途絶
- ⑧ 地震動による建物倒壊

- 凡例
- 南海トラフ巨大地震 基本ケース
- 震度階級
- 7
 - 6強
 - 6弱



- ③ 液状化による人的被害・避難経路の途絶
- ⑨ 液状化による建物倒壊

- 凡例
- 南海トラフ巨大地震 基本ケース
- 液状化危険度ランク
- 大(液状化危険度が高い)
 - 中(液状化危険度がやや高い)
 - 小(液状化危険度は低い)
 - なし(液状化危険度は極めて低い)
 - 対象外(詳細データなし)



(8) 大村地区

※静岡県第4次地震被害想定において、現在の科学的知見に基づき推計したのですが、自然災害を完全に把握することは困難です。個々の地点の推計結果にとらわれず、地域全体の傾向を示したものとして、報告を受けとめてください。

大村地区の課題のまとめ

- ・地区内では、想定されるハザード(津波・揺れ・火災)と昭和57年以降に建設された建物割合、木造建物割合を考慮すると、駅北が最も脆弱である。
- ・震度6強・7の揺れが想定される大覚寺・八幡に商業施設が集積し、越後島には工業施設が立地しているため、経済的被害が懸念される。

地域特性にみる課題

人的被害

- ① 津波による避難困難者の発生: 駅北で避難困難者が発生すると想定される。
- ② 建物倒壊による人的被害・避難経路の途絶: 昭和57年以降に建設された建物割合は市の平均より高いが、地区の中では駅北で低い。想定される震度7の揺れの発生時には、建物倒壊による人的被害が懸念される。
- ③ 液状化による人的被害・避難経路の途絶: 八幡の一部に液状化危険度ランク大が分布しており、人的被害が懸念される。
- ④ 高い高齢化率: 高齢化率は約21%(市平均23.5%)であるが、地区内では越後島で高く、迅速な避難が困難となる可能性がある。

建物・交通施設被害

- ⑤ 津波による建物倒壊: 駅北に浸水域が分布しており、津波による全壊建物数は約10棟と想定される。
- ⑥ 地震動による建物倒壊: 駅北を中心に南部に震度7の揺れが想定されている。揺れによる建物全壊数は、約950棟と想定される。
- ⑦ 液状化による建物倒壊: 八幡の一部に液状化危険度ランク大が分布しており、液状化による全壊建物数は約10棟と想定される。

産業・経済被害

- ⑧ 震度6強・7想定地域に立地する商業施設: 震度6強・7の揺れの発生が想定される大覚寺・八幡に商業施設が集積し、越後島には工業施設が立地しているため、経済的被害が懸念される。

課題図

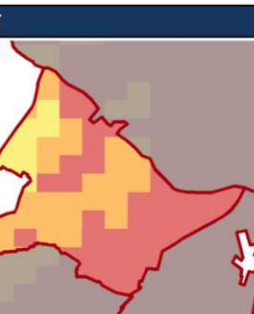
凡例

- 震度6強・7想定地域に立地する工業施設
- 火災危険度の高い地域
- 高い高齢化率
- 地区境界
- 鉄道
- 道路種別
 - 高速自動車道
 - 一般国道
 - 主要地方道
 - 一般都道府県道
 - 河川
 - 浸水域(レベル2)



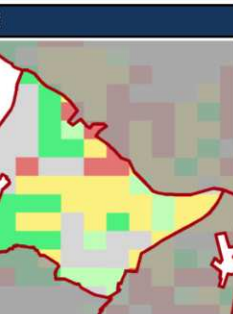
震度分布

- ② 建物倒壊による人的被害・避難経路の途絶
 - ⑥ 地震動による建物倒壊
- 凡例
南海トラフ巨大地震 基本ケース
震度階級
- 7
 - 6強
 - 6弱



液状化危険度

- ③ 液状化による人的被害・避難経路の途絶
 - ⑦ 液状化による建物倒壊
- 凡例
南海トラフ巨大地震 基本ケース
液状化危険度ランク
- 大(液状化危険度が高い)
 - 中(液状化危険度がやや高い)
 - 小(液状化危険度は低い)
 - なし(液状化危険度は極めて低い)
 - 対象外(詳細データなし)



(9) 豊田地区

※静岡県第4次地震被害想定において、現在の科学的知見に基づき推計したのですが、自然災害を完全に把握することは困難です。
個々の地点の推計結果にとらわれず、地域全体の傾向を示したものとして、報告を受けとめてください。

豊田地区の課題のまとめ

- ・地区内では、想定されるハザード(揺れ)と昭和57年以降に建設された建物割合・高齢化率を考慮すると保福島が脆弱である。
- ・震度6強・7の揺れが想定される小柳津に工業施設が立地しているため、経済的被害が懸念される。

地域特性にみる課題

人的被害

- ① 建物倒壊による人的被害:昭和57年以降に建設された建物割合は市の平均より高いが、地区の中では保福島で低い。想定される震度7の揺れの発生時には、建物倒壊による人的被害が懸念される。
- ② 液状化による人的被害:小土に液状化危険度ランク大が分布しており、人的被害が懸念される。
- ③ 高い高齢化率:高齢化率は約19%(市平均23.5%)であるが、地区の中では保福島で高く、迅速な避難が困難となる可能性がある。

建物・交通施設被害

- ④ 地震動による建物倒壊:ほぼ全域で震度7の揺れの発生が想定されている。揺れによる建物全壊数は、約1300棟と想定される。
- ⑤ 液状化による建物倒壊:小土に液状化危険度ランク大が分布しており、液状化による全壊建物数は、市内で3番目に多い約10棟と想定される。

産業・経済被害

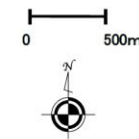
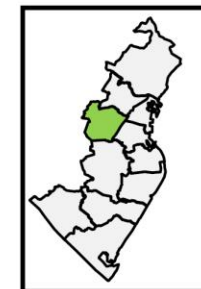
- ⑥ 震度6強・7想定地域に立地する工業施設:震度6強・7の揺れが想定される小柳津に工業施設が立地しているため、経済的被害が懸念される。

課題図

凡例

- 震度6強・7想定地域に立地する工業施設
- 高い高齢化率
- 地区境界
- 鉄道
- 道路種別
- 高速自動車道
- 一般国道
- 主要地方道
- 一般都道府県道
- 河川

⑥震度6強・7想定地域に立地する工業施設

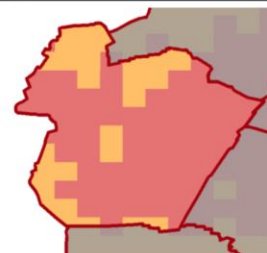


震度分布

- ①建物倒壊による人的被害
- ④地震動による建物倒壊

凡例

- 南海トラフ巨大地震 基本ケース
- 震度階級
- 7
- 6強
- 6弱

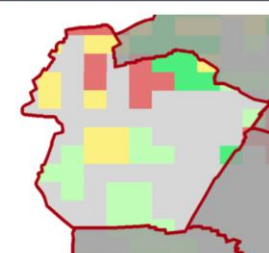


液状化危険度

- ②液状化による人的被害
- ⑤液状化による建物倒壊

凡例

- 南海トラフ巨大地震 基本ケース
- 液状化危険度ランク
- 大(液状化危険度が高い)
- 中(液状化危険度がやや高い)
- 小(液状化危険度は低い)
- なし(液状化危険度は極めて低い)
- 対象外(詳細データなし)



※静岡県第4次地震被害想定において、現在の科学的知見に基づき推計したのですが、自然災害を完全に把握することは困難です。
個々の地点の推計結果にとらわれず、地域全体の傾向を示したものととして、報告を受けとめてください。

(10) 大富地区

大富地区の課題のまとめ

- ・地区内では、想定されるハザード(揺れ・液状化)と昭和57年以降に建設された建物割合を考慮すると、三和が特に脆弱である。
- ・地区別にみると、揺れによる全壊建物数が市内で3番目に多い地区である。
- ・震度6強・7の揺れが想定される大島に工業施設が立地しており、経済的被害が懸念される。

地域特性にみる課題

人的被害

- ① 建物倒壊による人的被害:地区内の昭和57年以降に建設された建物割合は市の平均より高いものの、地区の中では三和において低い。想定される震度6強・7の地震発生時には、建物倒壊による人的被害が懸念される。
- ② 液状化による人的被害:大住と三和に液状化危険度ランク中が分布しており、人的被害が懸念される。
- ③ 高い高齢化率:高齢化率は約23%(市平均23.5%)であるが、地区内では中根において高齢化率が高く、迅速な避難が困難となる可能性がある。

建物・交通施設被害

- ④ 地震動による建物倒壊:ほぼ全域に震度6強の揺れが想定されており、揺れによる建物全壊数は、約1490棟と想定される。

産業・経済被害

- ⑤ 震度6強・7想定地域に立地する工業施設:震度6強・7の揺れの発生が想定される大島に工業施設が立地しており、経済的被害が懸念される。

課題図

凡例

震度6強・7想定地域に立地する工業施設

高い高齢化率

地区境界

鉄道

道路種別

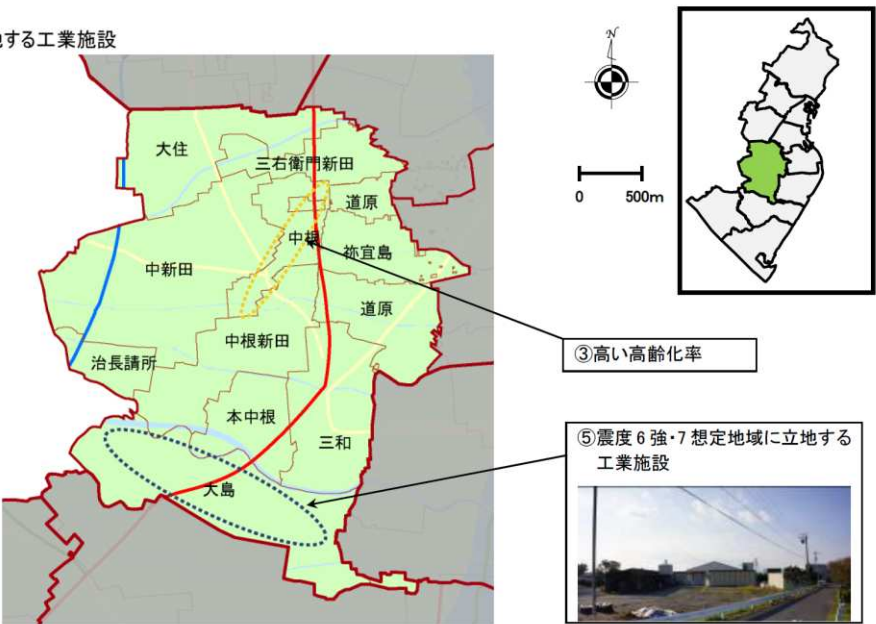
高速自動車道

一般国道

主要地方道

一般都道府県道

河川



震度分布

①建物倒壊による人的被害

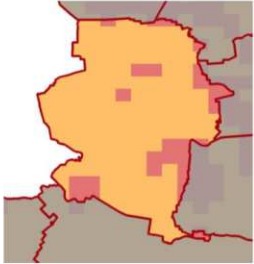
④地震動による建物倒壊

凡例
南海トラフ巨大地震 基本ケース
震度階級

7

6強

6弱



液状化危険度

②液状化による人的被害

凡例
南海トラフ巨大地震 基本ケース
液状化危険度ランク

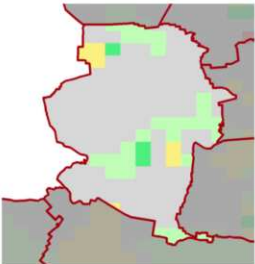
大(液状化危険度が高い)

中(液状化危険度がやや高い)

小(液状化危険度は低い)

なし(液状化危険度は極めて低い)

対象外(詳細データなし)

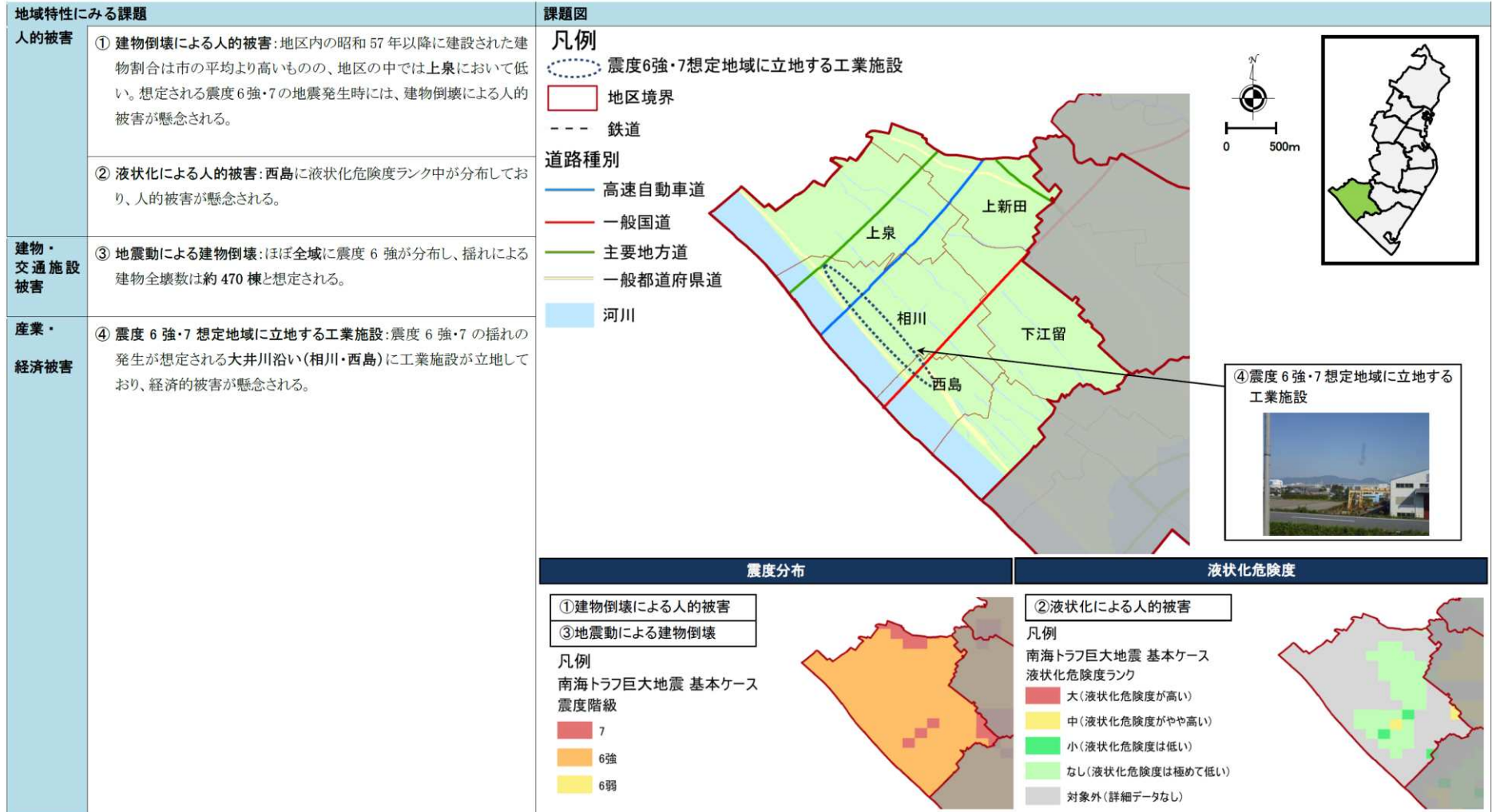


(11) 大井川西地区

※静岡県第4次地震被害想定において、現在の科学的知見に基づき推計したのですが、自然災害を完全に把握することは困難です。
個々の地点の推計結果にとらわれず、地域全体の傾向を示したものとして、報告を受けとめてください。

大井川西地区の課題のまとめ

- ・地区内では、想定されるハザード(揺れ・火災)と昭和57年以降に建設された建物割合を考慮すると、上泉が特に脆弱である。
- ・震度6強・7の揺れの発生が想定される大井川沿い(相川・西島)に工業施設が立地しており、経済的被害が懸念される。



5.1.2. 課題のまとめ

地区別の課題を踏まえ、本市における地震・津波防災に関する課題を以下に整理する。

(1) 全市的な課題

1) 地震動による建物倒壊・人的被害・避難経路の途絶

震度 6 強から震度 7 の地震動の発生が想定されており、昭和 56 年以前に建設された建物が市内の建物の約 4 割を占めることから、地震動による建物倒壊の発生が全市的な課題であり、建物倒壊の発生に伴う影響として人的被害や避難経路の途絶が発生することが課題である。

2) 液状化による建物倒壊・人的被害・避難経路の途絶

液状化の危険度大（液状化に関する調査と対策は不可避）又は危険度中（重要な構造物については調査が必要、一般には対策が必要）のエリアが全市的に広範に分布しており、液状化による建物倒壊、人的被害、避難経路の途絶等の発生が全市的な課題である。

(2) 沿岸部における課題

1) 津波による避難困難者や建物倒壊の発生

沿岸部に位置する地区（東益津、焼津、小川、港、和田、大井川東、大井川南）や沿岸部ではないものの、浸水の可能性が高い地区（大村）では、津波による浸水被害が懸念され、特に到達時間が短いため、特定避難困難地域が沿岸部を広く覆うことが課題である。

また、沿岸部には木造建物が密集しているため、津波による建物倒壊の発生が課題である。

2) 狭隘な道路網形成による被害拡大

都市化は、市街地が古くから焼津漁港を中心に放射線状に発展してきたため、狭隘な道路が多く存在する。そのため、沿道の建物倒壊等による避難経路の途絶や、延焼火災の発生等、被害拡大の一因となることが課題である。

3) 高齢者等に配慮した避難計画の検討

古くから形成された市街地は、市内の中でも高齢化率が高いことから、高齢者等に配慮した避難計画の検討が課題である。

4) 市外からの来訪者が集まる観光施設での避難対策の検討

沿岸部には、豊富な海洋資源を活かした観光施設が多数集積しており、市外からの来訪者が沿岸部を訪れることから、津波に関する知見や避難に関する情報を持たない来訪者の迅速な避難を支えるための避難対策の検討が課題である。

(3) 地区固有の課題

1) 土砂災害による建物倒壊・人的被害の発生（東益津地区）

東益津地区は、北側に急峻な地形形状を有する山間部があり、市内で唯一、土砂災害の危険性がある地区であり、地震発生に伴う土砂災害による建物倒壊・人的被害の発生が懸念される。

2) 火災による人的被害・建物倒壊・避難経路の途絶（焼津地区、小川地区、港地区、大井川南地区）

木造建物の占める割合が約 70%であり、地震発生に伴う火災により人的被害、建物倒壊、避難経路の途絶等の発生が全市的な課題である。

特に焼津地区、小川地区、港地区は古くから中心市街地として栄えたため昭和 56 年以前の木造建物が多く密集しており、延焼火災の発生による被害拡大が課題である。また、焼津地区、大井川南地区には石油タンクが立地しており、地震・津波によるタンク破損等が大規模火災や漏出を発生させるおそれが懸念される。

3) 浸水想定区域に集積する漁業関連施設（焼津地区、小川地区、大井川南地区）

焼津漁港が位置する焼津地区及び小川地区は、漁業に関連する様々な施設、産業が集積しており、遠洋漁業の拠点を形成している。また、大井川港が位置する大井川南地区は、サクラエビ、シラス等の沿岸漁業の拠点となっている。

この 3 地区は、いずれも最大クラスの地震・津波が発生した際に地区内の広範囲にわたって浸水することが懸念されている。主要産業分野である漁業関連事業の被害軽減及び漁業関連施設の災害発生後のサプライチェーンの維持・早期回復に向けた対策が課題である。

4) 浸水想定区域に立地する工業団地（和田地区、大井川南地区）

和田地区内の田尻南東部、惣右衛門東部に工業用地として開発された地区があり、市の主要産業である水産加工業を中心とした工業団地が形成され、また、大井川港背後地には比較的規模の大きな工場が集積しており、浸水想定区域に含まれているため、災害発生時の経済的被害の軽減やサプライチェーンの維持・早期回復に向けた対策が課題である。

5.2. 課題に対する対策の方向性

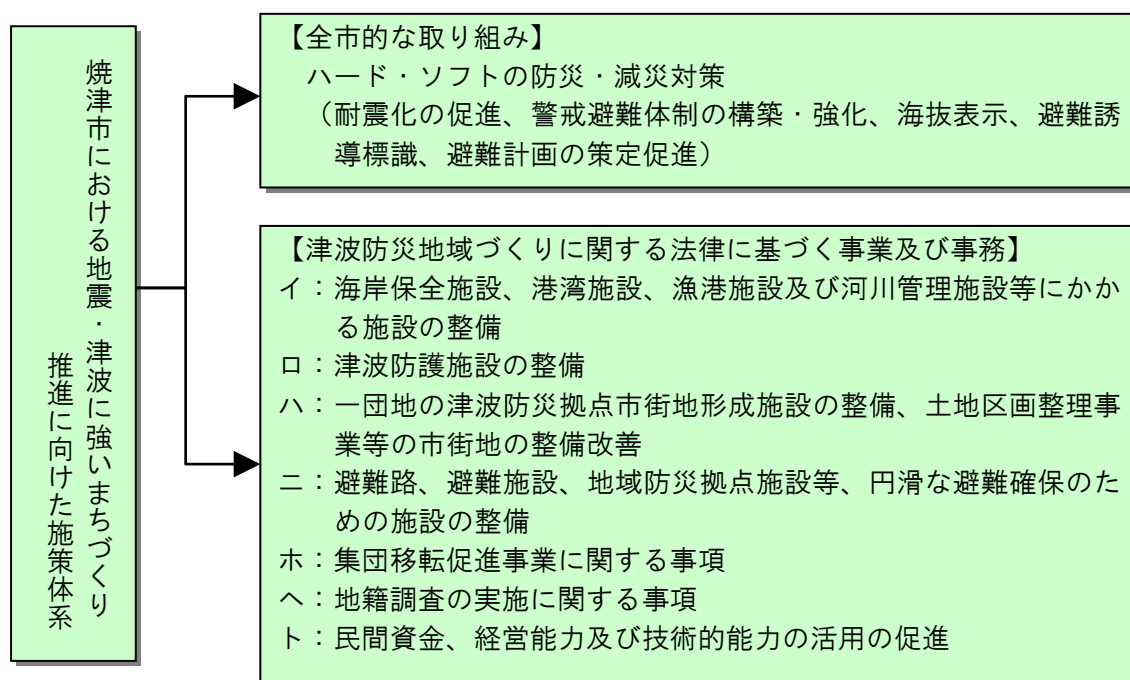
課題を有する地区を特定し、各々の課題に対する取組方針及び対策の方向性を整理すると、以下のとおりとなる。

課 題		特に対策が必要となる地区（緑色部分）											取組方針	対策の方向性	
		東益津	焼津	小川	港	和田	大井川東	大井川南	大村	豊田	大富				大井川西
1. 全市的な課題	1) 地震動による建物倒壊・人的被害・避難経路の途絶												⇒	防ぐ・減らす	・ 耐震化の促進
	2) 液状化による建物倒壊・人的被害・避難経路の途絶													逃げる	・ 円滑な避難確保のための施設整備
														備える	・ 警戒避難体制の構築・強化
2. 沿岸部における課題	1) 津波による避難困難者や建物倒壊の発生												⇒	防ぐ・減らす	・ ハード施設整備
														逃げる	・ 円滑な避難確保のための施設整備
													営む	・ 地籍調査	
													備える	・ 民間活用促進	
														・ 土地利用の見直し	
	2) 狭隘な道路網形成による被害拡大												⇒	逃げる	・ 警戒避難体制の構築・強化
														備える	・ 円滑な避難確保のための施設整備
	3) 高齢者等に配慮した避難計画の検討												⇒	逃げる	・ 民間活用促進
	4) 市外からの来訪者が集まる観光施設での避難対策の検討													備える	・ 円滑な避難確保のための施設整備
3. 地区固有の課題	1) 土砂災害による建物倒壊・人的被害の発生														・ 民間活用促進
	2) 火災による人的被害・建物倒壊・避難経路の途絶												⇒	逃げる	・ 警戒避難体制の構築・強化
														備える	・ 円滑な避難確保のための施設整備
	3) 浸水想定区域に集積する漁業関連施設												⇒	防ぐ・減らす	・ ハード施設整備
4) 浸水想定区域に立地する工業団地												逃げる		・ 円滑な避難確保のための施設整備	
													営む	・ 土地利用の見直し	

5.3. 事業又は事務の体系

本計画に位置付ける事業又は事務は、全市的な取り組み及び「津波防災地域づくりに関する法律」に基づいて、以下の事業及び事務で構成する。

なお、各事業及び事務の本計画への位置付けにあたっては、その整備時期について、短期（令和4年度末までに事業完了）・中期（令和14年度末までに事業完了予定）・長期（令和15年度以降に事業完了予定）の区分により位置付けを行う。



整備時期の区分

基準年度	平成25年度（計画策定年度）
現状年度	令和5年度
整備時期	短期：令和4年度末までに事業完了（基準年度から10年間） 中期：令和14年度末までに事業完了予定（現状年度から10年間） 長期：令和15年度以降に事業完了予定（現状年度から11年以上）

(1) 全市的な取り組み

市民自らの生命・財産を守るための「自助」「共助」の取り組みを浸透させるため、本市は、市民が主体となって行う耐震化の促進（耐震診断・耐震改修等）に対する補助事業を推進する。

市民は、警戒避難体制の構築・強化について、自らが実施主体となって災害への備え（食糧等備蓄、避難経路の確認、情報通信活用、自宅の耐震改修等）に自主的に取り組むとともに、自主防災会や職場で行う避難訓練・防災学習等の機会に積極的に参加する。

本市は、市民が主体となって取り組む各種対策の促進や参加率の向上、被害想定等

に関する正しい情報・知識の周知等を進める。このため、市民が取り組む各種活動に対する助成、技術指導や人員派遣等、市民の自主的活動の質的向上を支える支援を実施する。

(2) 津波防災地域づくりに関する法律に基づく事業及び事務※

地震・津波による防災・減災対策として、海岸保全施設、港湾施設、漁港施設、避難路・避難施設等の円滑な避難確保のための施設等のハード対策を中心に、焼津市、国土交通省、静岡県がそれぞれ実施主体となり、各種施設の整備を推進する。

※法第 10 条第 3 項第 3 号に規定される事項

5.3.1. 全市的な取り組み

5.3.1.1 耐震化の促進

(1) 整備対象

焼津市全域

(2) 整備主体

焼津市

(3) 整備の方向性

津波による浸水のおそれのある区域内に、耐震性の劣る住宅・建築物が多く残されており、大規模地震時に倒壊による人命や財産への被害とともに、避難経路を閉塞し避難や緊急輸送の障害となるおそれがある。昭和 56 年以前建築の旧耐震基準の住宅・建築物に対し耐震診断や耐震改修工事、除却工事に対し補助することにより、倒壊による圧死者を減らすとともに、道路閉塞を防ぎ、避難経路や緊急輸送路の機能を確保する。

アクション名	事業名	事業箇所等	事業内容等	事業主体	整備時期
住宅・建築物の耐震化の促進	木造住宅耐震補強助成事業	焼津市全域	旧耐震基準の木造住宅に対し、耐震改修費用の補助	焼津市 (建築住宅課)	中期
	住宅・建築物耐震改修等事業	密集市街地 (本町～小川新町周辺、石津～田尻北周辺)	旧耐震基準の木造住宅に対し、除却費用の補助	焼津市 (建築住宅課)	中期
	わが家の専門家診断事業	焼津市全域	旧耐震基準の木造住宅に対し、耐震診断を無料で実施	焼津市 (建築住宅課)	中期
	住宅耐震化相談支援事業	焼津市全域	旧耐震基準の木造住宅に対し、耐震改修に関する相談を無料で実施	焼津市 (建築住宅課)	中期
	建築物耐震診断事業	焼津市全域	旧耐震基準の民間建築物に対し、耐震診断費用の補助	焼津市 (建築住宅課)	長期

アクション名	事業名	事業箇所等	事業内容等	事業主体	整備時期
市民の防災対策の推進	家具転倒防止器具取付サービス	焼津市全域	高齢者（65歳以上）のみが居住する住宅を対象に金具で固定できる家具の転倒防止器具の取付サービス	焼津市（地域防災課）	中期
	家具転倒防止器具等購入費補助金	焼津市全域	家具転倒防止器具等購入費の一部を補助	焼津市（地域防災課）	中期
	感震ブレーカー等設置推進事業補助金	焼津市全域	感震ブレーカー等の設置費用の一部を補助	焼津市（地域防災課）	中期
	耐震シェルター設置補助	焼津市全域	高齢者が居住する住宅を対象に耐震シェルター設置を補助	焼津市（建築住宅課）	中期

5.3.1.2 警戒避難体制の構築・強化

(1) 整備対象

焼津市全域

(2) 整備主体

焼津市

(3) 整備の方向性

地域における「自助」「共助」の取り組みを浸透させ、災害時において市民が自らの生命・財産を守るとともに、地域での応急対策が確実かつ迅速に実施できるよう、自主防災組織の活動を支援する。

また、避難の迅速化に資するため、海拔表示板や避難誘導標識等の設置を進める。

アクション名	事業名	事業箇所等	事業内容等	事業主体	整備時期
自主防災組織活動の補助	自主防災組織育成強化事業補助	焼津市全域	自主防災組織に係る4種の補助制度 ・組織の運営に対する補助 ・防災資機材の整備に関する補助 ・新規の取り組みに関する補助 ・防火井戸等の修繕・設置に関する補助	焼津市 (地域防災課)	中期
海拔の表示	海拔表示板等の設置	焼津市全域	市内の公共施設、電柱等に海拔を示す表示板を設置 市内1,000箇所に設置済	焼津市 (防災計画課)	短期 (完了)
避難誘導標識の設置	避難誘導標識の設置	焼津市全域	市内の避難経路に、避難場所等への誘導を示す表示版を設置	焼津市 (防災計画課)	中期
避難計画の策定促進	避難計画の策定促進	焼津市全域	市内42地区の津波避難地図の改訂及び全戸配布	焼津市 (防災計画課)	短期 (完了)

5.3.1.3 迅速な復興の推進

(1) 整備対象

焼津市全域

(2) 整備主体

焼津市

(3) 整備の方向性

発災時において、都市の課題を踏まえた迅速な復興を目指すため、復興で目指す都市像の方針等を住民合意のもと平常時に予め検討する。

アクション名	事業名	事業箇所等	事業内容等	事業主体	整備時期
事前復興準備の推進	事前都市復興計画の策定	焼津市全域	発災時において、都市の課題を踏まえた迅速な復興を目指すため、復興で目指す都市像の方針等を住民合意のもと平常時に予め検討する	焼津市 (都市計画課) (防災計画課)	中期

5.3.2. 海岸保全施設、港湾施設、漁港施設及び河川管理施設等にかかる施設の整備

5.3.2.1 海岸保全施設

(1) 直轄海岸

1) 整備対象

駿河海岸（焼津工区、大井川工区）

2) 整備主体

国土交通省

3) 整備の方向性

海岸保全施設の整備については、比較的発生頻度の高い地震・津波（レベル 1）を対象として施設により対応する考えで整備を行い、これを上回る最大クラスの地震・津波（レベル 2）に対しては、地域ごとの特性を踏まえ、ハードとソフトの施策を柔軟に組み合わせ総動員させる「多重防御」により対応することとしている。

駿河海岸における海岸堤防については、海岸法に基づき静岡県が策定した「駿河湾沿岸海岸保全基本計画（平成 27 年 12 月）」と整合をとりつつ、既存の海岸堤防の改良を行う。

アクション名	事業名	事業箇所等	事業内容等	事業主体	整備時期
海岸堤防の粘り強い構造への改良	駿河海岸直轄海岸保全施設整備事業	駿河海岸（焼津工区）	既存海岸堤防の粘り強い構造への改良 L=3, 600m	国土交通省	長期
	駿河海岸直轄海岸保全施設整備事業	駿河海岸（大井川工区）	既存海岸堤防の粘り強い構造への改良 L=3, 745m	国土交通省	短期 （完了）

(2) 県所管海岸

1) 整備対象

焼津大崩海岸、焼津田尻海岸

2) 整備主体

静岡県

3) 整備の方向性

比較的発生頻度の高い地震・津波（レベル 1）を対象として、津波対策施設の整備（ハード対策）を行う。

焼津大崩海岸、焼津田尻海岸の津波対策施設については、比較的発生頻度の高い地震・津波（レベル 1）を防御できる高さ及び耐震性の確保は既に対応されている。今後、津波が施設を乗り越えた場合にも粘り強く減災効果を発揮する構造（耐浪性があり、洗掘されにくい構造）への改良を行う。

アクション名	事業名	事業箇所等	事業内容等	事業主体	整備時期
静岡県地震・津波対策アクションプログラム 2023	津波対策施設（海岸）の整備（施設の質的強化）	焼津大崩海岸 焼津田尻海岸	海岸堤防の粘り強い構造への改良 L=744m	静岡県	長期

5.3.2.2 漁港施設

(1) 整備対象

焼津漁港

(2) 整備主体

静岡県

(3) 整備の方向性

焼津漁港は本市の産業・暮らしの中心的な役割を有しており、その背後地には水産加工関連施設、焼津市役所、JR焼津駅、中心市街地、居住地域等が広がっている。そのため本市における津波防災に取り組む上で、焼津漁港における防災機能向上は、背後地の防災・減災対策としても重要な事業となる。

焼津漁港の津波対策については、平成23年4月に策定された焼津漁港マスタープランの中で、「水門方式の施設整備を目指し、その実現に向けた調査・研究の推進及び国への事業採択の働きかけ」及び「海岸事業による胸壁の整備」を合わせて推進すると位置付けられている。

平成26年に「焼津漁港津波対策検討委員会」を設立し、水産庁、静岡県、焼津市、水産関連事業者及び地域住民等と連携しながら検討を進め、「ハード整備とソフト対策の適切な組み合わせ」及び「事業継続計画の策定、防波堤の粘り強い改良、水門等による減災対策の検討」を基本方針とした。

現在は、平成30年11月に定めた「人命・財産を守るため一刻も早い胸壁の完成を目指し、水産業を守るため、水門の建設が実現できるよう検討を進める」という整備方針のもと、静岡県第4次地震被害想定、静岡県地震・津波対策アクションプログラム2023に基づき、海岸高潮対策事業により無堤区間の胸壁・陸閘の整備を進めるとともに水産流通基盤整備事業により防波堤の粘り強い構造への改良を実施している。

アクション名	事業名	事業箇所等	事業内容等	事業主体	整備時期
静岡県地震・津波対策アクションプログラム2023	津波対策施設（海岸）の整備 漁港海岸高潮対策事業（胸壁・陸閘・水門（前の川・黒石川雨水幹線））	焼津漁港海岸	L1 津波に対する津波対策施設の整備（胸壁・陸閘・水門） L=3, 370m	静岡県	中期
	防波堤の粘り強い構造への改良等 水産流通基盤整備事業	焼津漁港	防波堤の粘り強い構造への改良 L=2, 519m	静岡県	中期
海岸堤防の耐震化	瀬戸川河口部津波対策の検討	瀬戸川河口部（浜当目・中港）	耐震性の照査	静岡県	未定

5.3.2.3 港湾施設

(1) 整備対象

大井川港

(2) 整備主体

焼津市

(3) 整備の方向性

発生頻度が比較的高い地震・津波（レベル 1）発生時に津波浸水を食い止め、最大クラスの地震・津波（レベル 2）発生時には減災効果を発揮させることで、大井川港周辺に立地する産業機能及びその従事者を津波被害から守るとともに、災害発生時の災害支援物資等の受入れ拠点として有効に機能させるため、大井川港の耐震性の強化及び津波対策施設等の整備を実施する。

アクション名	事業名	事業箇所等	事業内容等	事業主体	整備時期
レベル 1 津波に対する津波対策施設（海岸）の整備	大井川港内津波対策事業	大井川港	港内における L1 津波に対する津波対策施設の整備（胸壁・陸間・水門） 施工延長：L=2,600m 津波対策施設：H=2～4m 程度	焼津市 〔大井川港管理事務所〕	長期
海岸堤防の耐震化及び粘り強い構造への改良	大井川港海岸 海岸保全施設改良事業	大井川港	既存海岸保全施設（堤防）の耐震化及び粘り強い構造への改良、液状化対策 施工延長：L=1,139m	焼津市 〔大井川港管理事務所〕	長期
津波到達までに閉鎖可能な津波対策施設の整備	大井川港港口水門整備事業	大井川港	港内における L1 津波に対する津波対策施設の整備 港口水門 1 式	焼津市 〔大井川港管理事務所〕	長期

5.3.2.4 河川管理施設

(1) 整備対象

市内を流れる二級河川・準用河川・普通河川

(2) 整備主体

静岡県及び焼津市

(3) 整備の方向性

最短津波到達時間が極めて短い本市の被害特性の中で、河川遡上による津波浸水被害を解消するため、津波到達までに閉鎖可能な津波対策施設の整備を推進する。

アクション名	事業名	事業箇所等	事業内容等	事業主体	整備時期
静岡県地震・津波対策アクションプログラム 2023	津波対策施設（河川）の整備（施設高の確保、施設の質的強化）	(二)瀬戸川	液状化対策	静岡県	短期 (完了)
		(二)石脇川	水門耐震化、避難用階段設置	静岡県	短期 (完了)
		(二)梅田川	水門耐震化、避難用階段設置	静岡県	短期 (完了)
		(二)小石川	水門新設または堤防嵩上げ	静岡県	長期
		(二)黒石川	堤防嵩上げ、粘り強い構造への改良	静岡県	長期
		(二)木屋川	水門新設または堤防嵩上げ	静岡県	長期
		(二)栃山川	水門耐震化	静岡県	短期 (完了)
		(二)志太田中川	水門新設または堤防嵩上げ	静岡県	長期
		吉永放水路	粘り強い構造への改良、放水路改良	静岡県	中期
津波到達までに閉鎖可能な津波対策施設	(準)藤守川津波対策事業	(準)藤守川	水門新設または堤防嵩上げ 1基	焼津市 (河川課)	中期
	大井川港普通河川水門整備事業	大井川港	フラップゲート 1基	焼津市 (河川課)	中期

5.3.2.5 静岡モデル防潮堤

(1) 整備対象

栃山川から大井川港の海岸堤防

(2) 整備主体

焼津市

(3) 整備の方向性

栃山川から大井川港の海岸については、管理者である国・県・市が連携し、比較的発生頻度の高い地震・津波（レベル1）を防御するため、高さ及び耐震性を満たすハード対策を実施し、レベル1を上回る最大クラスの地震・津波（レベル2）等に対しては、津波が海岸堤防を乗り越えた場合にも、粘り強く減災効果を発揮する構造への改良を実施している。

さらに、レベル1を上回る津波に対しては、「静岡モデル防潮堤」として、海岸堤防の背後への高盛土と植栽を行い、減災効果の向上を図るとともに、市民がウォーキングや自然景観を楽しめる憩いの場となるよう高盛土の天端に散策路を設けた津波減災施設として「潮風グリーンウォーク整備事業」を推進する。

アクション名	事業名	事業箇所等	事業内容等	事業主体	整備時期
遠州灘及び志太榛原地域における、沿岸各地域の地形等の特性を活かしてレベル1を超える津波に対する安全度の向上を図る「静岡モデル防潮堤」の推進	潮風グリーンウォーク整備事業	栃山川から大井川港までの海岸堤防	海岸堤防背後の高盛土、植栽、散策路 約5km	焼津市 〔河川課 都市整備課〕	中期

5.3.3. 津波防護施設の整備

※本計画では、該当する事業がない。

5.3.4. 一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備、土地区画整理事業等の市街地の整備改善

※本計画では、該当する事業がない。

5.3.5. 避難路、避難施設、地域防災拠点施設等、円滑な避難確保のための施設の整備

5.3.5.1 避難路の整備

(1) 整備対象

避難経路や緊急輸送路となる市内の道路

(2) 整備主体

焼津市

(3) 整備の方向性

災害発生時に、避難経路、緊急輸送路となる道路の安定的な機能を確保し、市民の円滑な避難や迅速な緊急輸送の実現を図るため、避難経路の整備、改修、耐震性確保等を実施する。

アクション名	事業名	事業箇所等	事業内容等	事業主体	整備時期
避難経路の整備促進	避難経路整備事業	市道	道路改良により市内の水路を暗渠化整備 L=2,000m	焼津市 (道路課)	中期
	災害に強いラウンドアバウト交差点整備	市道	災害に強いラウンドアバウトによる交差点整備 2箇所	焼津市 (道路課)	短期 (完了)
	会下ノ島石津土地区画整理事業	土地区画整理 事業区域内	事業区域内の避難経路の整備 L=780m	焼津市 (区画整理課)	短期 (完了)
	焼津市南部土地区画整理事業支援事業	土地区画整理 事業区域内	事業区域内の避難経路の整備 L=4,654m	焼津市 (区画整理課)	短期 (完了)
避難経路の補修	避難経路補修事業	24自治会	避難経路の路面等の補修 1自治会当たり概ね4件	焼津市 (道路課)	中期
市管理橋梁の耐震対策	橋梁整備事業 (津波避難経路)	市管理橋梁	重要路線等の橋梁(122橋)の耐震化(橋長5m以上)	焼津市 (道路課)	中期
	橋梁整備事業 (緊急輸送路)	市管理橋梁	緊急輸送路等の橋梁(44橋)の耐震化(橋長5m以上)	焼津市 (道路課)	短期 (完了)
緊急輸送路の整備促進	(都)志太海岸線道路整備事業	(都)志太海岸線(30号道路)	(都)志太海岸線(30号道路)の暫定2車線による道路整備 L=160m	未定	未定
	0114号線整備事業	0114号線	大井川防災広場と緊急輸送路市道0202号線(港湾道路)を結ぶ道路整備 L=365m	焼津市 (道路課)	未定

5.3.5.2 避難施設、地域防災拠点施設の整備

(1) 整備対象

- ・避難地及び津波避難施設
- ・津波浸水想定区域外の地域防災拠点施設

(2) 整備主体

焼津市

(3) 整備の方向性

最大クラスの地震・津波（レベル 2）が海岸保全施設等を乗り越えて内陸に来襲してきたときに、住民の命を守るために必要となる避難地、津波避難施設及び地域防災拠点施設等の整備を推進する。

アクション名	事業名	事業箇所等	事業内容等	事業主体	整備時期
避難地の整備促進	都市公園事業	焼津市全域	焼津市全域に都市公園を整備 17公園、14.2ha	焼津市 （都市整備課）	中期
津波避難施設の整備促進	津波避難タワー整備	市内沿岸部	津波避難タワー20基の設置	焼津市 （防災計画課）	短期 （完了）
	コミュニティ防災センター外付け階段設置	大井川地区	大井川地区既存コミュニティ防災センターへの外付け階段設置 6箇所	焼津市 （防災計画課）	短期 （完了）
	高台整備	市内沿岸部	高台の整備による津波避難場所の確保	焼津市 （防災計画課）	短期 （完了）
防災拠点施設の整備促進	防災拠点整備事業（大井川防災広場）	吉永、利右衛門、下江留地内	防災機能を有する公園整備 14.3ha	焼津市 （都市整備課）	中期

5.3.6. 集団移転促進事業に関する事項

※本計画では、該当する事業がない。

5.3.7. 地籍調査の実施に関する事項

5.3.7.1 地籍調査の実施

(1) 整備対象

焼津地区津波浸水想定区域内

(2) 整備主体

焼津市

(3) 整備の方向性

被災地域の迅速な復旧対策を図るための事前措置として、浸水想定区域に含まれる地区内を対象に、街区官民境界の位置を測量するための地籍調査を実施する。

アクション名	事業名	事業箇所等	事業内容等	事業主体	整備時期
被災地域の迅速な復旧対策を図る地籍調査の推進	地籍調査事業	津波浸水想定区域の地籍調査実施地区（面積12.83k m ² ）	地籍調査	焼津市（土木管理課）	中期

5.3.8. 民間資金、経営能力及び技術的能力の活用の促進

5.3.8.1 津波避難施設の整備促進

(1) 整備対象

市内沿岸部

(2) 整備主体

民間事業者（焼津市による助成）

(3) 整備の方向性

本市には、地震に伴う津波発生から浸水までの時間が短く、高台への速やかな避難は困難な地域が多い。地域住民が緊急的に一時避難するための建物等を指定することにより、津波から身を守るための避難施設を密に確保する。

アクション名	事業名	事業箇所等	事業内容等	事業主体	整備時期
津波避難施設の整備促進	津波避難ビル改築補助制度	市内沿岸部	民間津波避難ビルRC構造3階建て以上の構造物、民間津波避難タワー	民間事業者	短期（完了）

5.3.8.2 市街化区域の宅地化促進

(1) 整備対象

市内の比較的標高の高い市街化区域内

(2) 整備主体

民間事業者（焼津市による助成）

(3) 整備の方向性

東日本大震災以降、市外への人口流出が発生していることに鑑み、市内での安全な宅地の確保を進める。市内の比較的標高の高い市街化区域内に計画する民間宅地分譲事業に対し助成を行うことにより、未利用地の宅地化を促進し、人口の流出防止を図る。

アクション名	事業名	事業箇所等	事業内容等	事業主体	整備時期
市街化区域の宅地化促進	民間宅地分譲助成事業	市内の比較的標高の高い市街化区域内	350区画（概ね6ha）の民間宅地分譲事業に対し助成	民間事業者	短期（完了）

5.4. 施策のまとめ

5.4.1. 地震・津波防災に関する課題に対する施策の対応

5.2 章に示した課題に対する取組方針及び
対策の方向性と、5.3 章に示した施策は、以
下のように対応する。

取組方針
(4.2 章)

防ぐ・減らす
地震・津波を想定した
ハード対策の推進

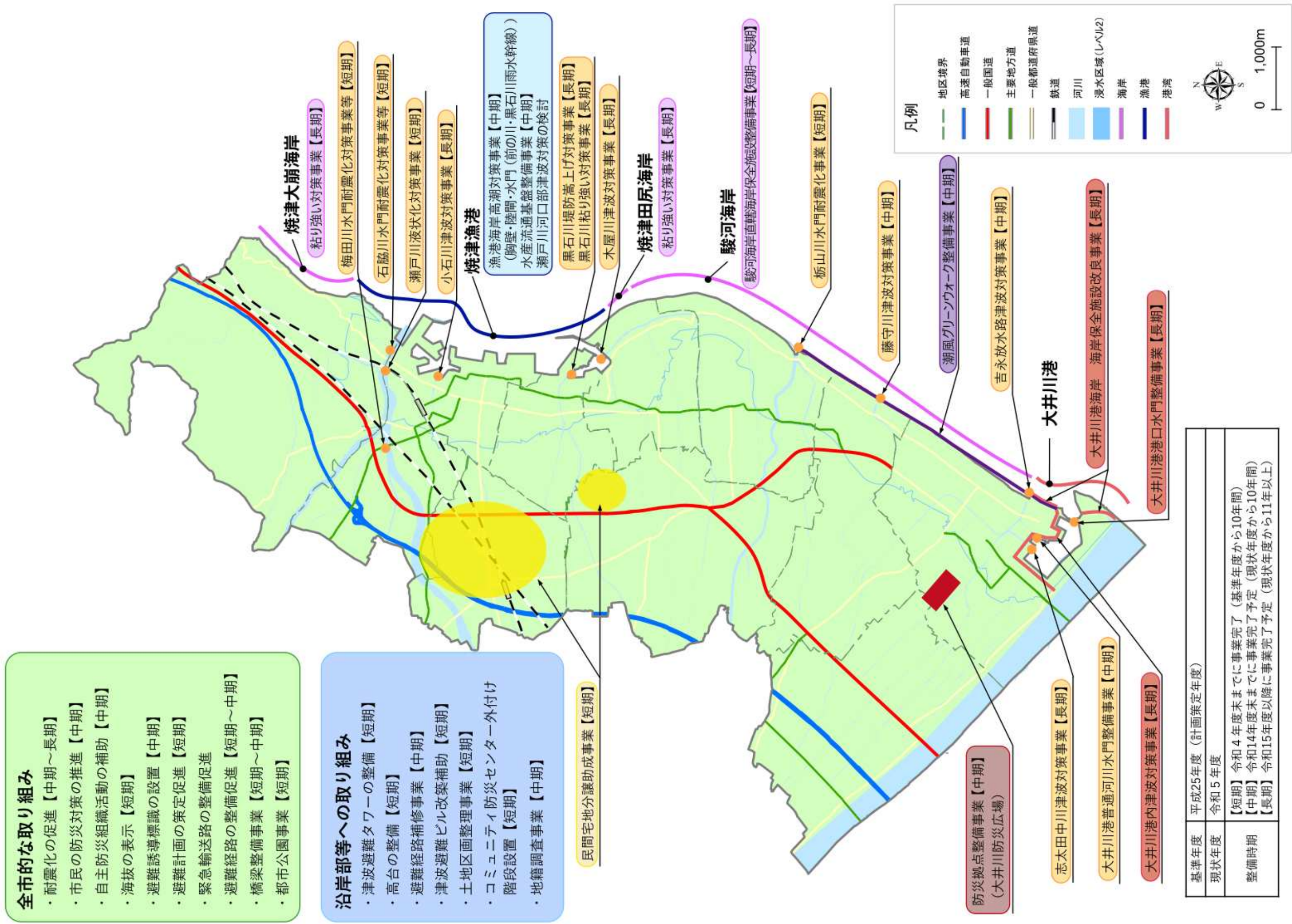
逃げる
最大クラスの地震・津波(レベル 2)
発生時を想定した警戒避難体制の
整備・地震対策の推進

営む
「日常の暮らし・産業活動」と
「災害時の人命・財産の保護」の両立を
考慮した土地利用の検討

備える
市民自らが主体となった
防災・減災対策の推進

課題 (5.1.2 節)		施策 (5.3 章)		全市的な取り組み		イ	二	へ	ト
				海岸保全施設、港湾施設、漁港施設及び河川管理施設等にかかる施設の整備		避難路、避難施設、地域防災拠点施設等、円滑な避難確保のための施設の整備		地籍調査の実施に関する事項	民間資金、経営能力及び技術的能力の活用の促進
(1) 全市的な課題	1) 地震動による建物倒壊・人的被害・避難経路の途絶	耐震化の促進	市民の防災対策の推進 自主防災組織活動の補助			避難経路整備事業	都市公園事業		
	2) 液状化による建物倒壊・人的被害・避難経路の途絶								
(2) 沿岸部における課題	1) 津波による避難困難者や建物倒壊の発生	海拔の表示 避難誘導標識の設置	避難計画の策定推進	津波対策施設(海岸)の整備	津波対策施設(河川)の整備	津波避難タワー整備	高台整備	地籍調査事業	民間宅地分譲助成事業
	潮風グリーンウォーク整備事業			駿河海岸直轄海岸保全施設整備事業	コミュニティ防災センター外付け階段設置		津波避難ビル改築補助制度		
	2) 狭隘な道路網形成による被害拡大					避難経路補修事業 災害に強いラウンドアバウト交差点整備 (都)志太海岸線道路整備事業 0114 号線整備事業		会下ノ島石津土地区画整理事業 南部土地区画整理事業支援事業 橋梁整備事業(津波避難経路、緊急輸送路)	
	3) 高齢者等に配慮した避難計画の検討								
4) 市外からの来訪者が集まる観光施設での避難対策の検討									
(3) 地区固有の課題	1) 土砂災害による建物倒壊・人的被害の発生(東益津地区)								
	2) 火災による人的被害・建物倒壊・避難経路の途絶	市民の防災対策の推進 自主防災組織活動の補助				避難経路整備事業	都市公園事業		
	3) 浸水想定区域に集積する漁業関連施設(焼津地区、小川地区、大井川南地区)			漁港海岸高潮対策事業	水産流通基盤整備事業	防災拠点整備事業(大井川防災広場)			
	4) 浸水想定区域に立地する工業団地(和田地区、大井川南地区)			大井川港内津波対策事業 大井川港海岸保全施設改良事業	(準)藤守川津波対策事業 大井川港普通河川水門整備事業				

5.4.2. 施策の実施対象地区



各施策の実施対象地区を以下に示す。また、事業位置図を、図 5-1（p.96）に示す。
なお、整備時期が短期（令和 4 年度末までに事業完了）の施策は黄色、施策の実施対象地区は緑色の着色で示す。

種別	アクション名	事業名	事業箇所等	事業内容等	事業主体	整備時期	対象地区（緑色着色）											
							市全域	東益津	焼津	小川	港	和田	大井川東	大井川南	大村	豊田	大富	大井川西
ハード・ソフトの防災・減災対策	住宅・建築物の耐震化の促進	木造住宅耐震補強助成事業	焼津市全域	旧耐震基準の木造住宅に対し、耐震改修費用の補助	焼津市（建築住宅課）	中期												
		住宅・建築物耐震改修等事業	密集市街地（本町～小川新町周辺、石津～田尻北周辺）	旧耐震基準の木造住宅に対し、除却費用の補助	焼津市（建築住宅課）	中期												
		わが家の専門家診断事業	焼津市全域	旧耐震基準の木造住宅に対し、耐震診断を無料で実施	焼津市（建築住宅課）	中期												
		住宅耐震化相談支援事業	焼津市全域	旧耐震基準の木造住宅に対し、耐震改修に関する相談を無料で実施	焼津市（建築住宅課）	中期												
		建築物耐震診断事業	焼津市全域	旧耐震基準の民間建築物に対し、耐震診断費用の補助	焼津市（建築住宅課）	長期												
	市民の防災対策の推進	家具転倒防止器具取付サービス	焼津市全域	高齢者（65 歳以上）のみが居住する住宅を対象に、金具で固定できる家具の転倒防止器具の取付サービス	焼津市（地域防災課）	中期												
		家具転倒防止器具等購入費補助金	焼津市全域	家具転倒防止器具等購入費の一部を補助	焼津市（地域防災課）	中期												
		感震ブレーカー等設置推進事業補助金	焼津市全域	感震ブレーカー等の設置費用の一部を補助	焼津市（地域防災課）	中期												
		耐震シェルター設置補助	焼津市全域	高齢者が居住する住宅を対象に耐震シェルター設置を補助	焼津市（建築住宅課）	中期												
	自主防災組織活動の補助	自主防災組織育成強化事業補助	焼津市全域	自主防災組織に係る 4 種の補助制度 組織の運営に対する補助、防災資機材の整備に関する補助、新規の取り組みに関する補助、防火井戸等の修繕・設置に関する補助	焼津市（地域防災課）	中期												
	海拔の表示	海拔表示板等の設置	焼津市全域	市内の公共施設、電柱等に海拔を示す表示板を設置 市内 1, 000 箇所に設置済	焼津市（防災計画課）	短期（完了）												
	避難誘導標識の設置	避難誘導標識の設置	焼津市全域	市内の避難経路に、避難場所等への誘導を示す表示版を設置	焼津市（防災計画課）	中期												
	避難計画の策定促進	避難計画の策定促進	焼津市全域	市内 42 地区の津波避難地図の改訂及び全戸配布	焼津市（防災計画課）	短期（完了）												
	事前復興準備の推進	事前都市復興計画の策定	焼津市全域	発災時において、都市の課題を踏まえた迅速な復興を目指すため、復興で目指す都市像の方針等を住民合意のもと平常時に予め検討する	焼津市（都市計画課） （防災計画課）	中期												
イ：海岸保全施設、港湾施設、漁港施設及び河川管理施設等に係る施設の整備	海岸堤防の粘り強い構造への改良	駿河海岸直轄海岸保全施設整備事業	駿河海岸（焼津工区）	既存海岸堤防の粘り強い構造への改良 L=3, 600m	国土交通省	長期												
		駿河海岸直轄海岸保全施設整備事業	駿河海岸（大井川工区）	既存海岸堤防の粘り強い構造への改良 L=3, 745m	国土交通省	短期（完了）												
	静岡県地震・津波対策アクションプログラム 2023	津波対策施設（海岸）の整備（施設の質的強化）	焼津大崩海岸 焼津田尻海岸	海岸堤防の粘り強い構造への改良 L=744m	静岡県	長期												

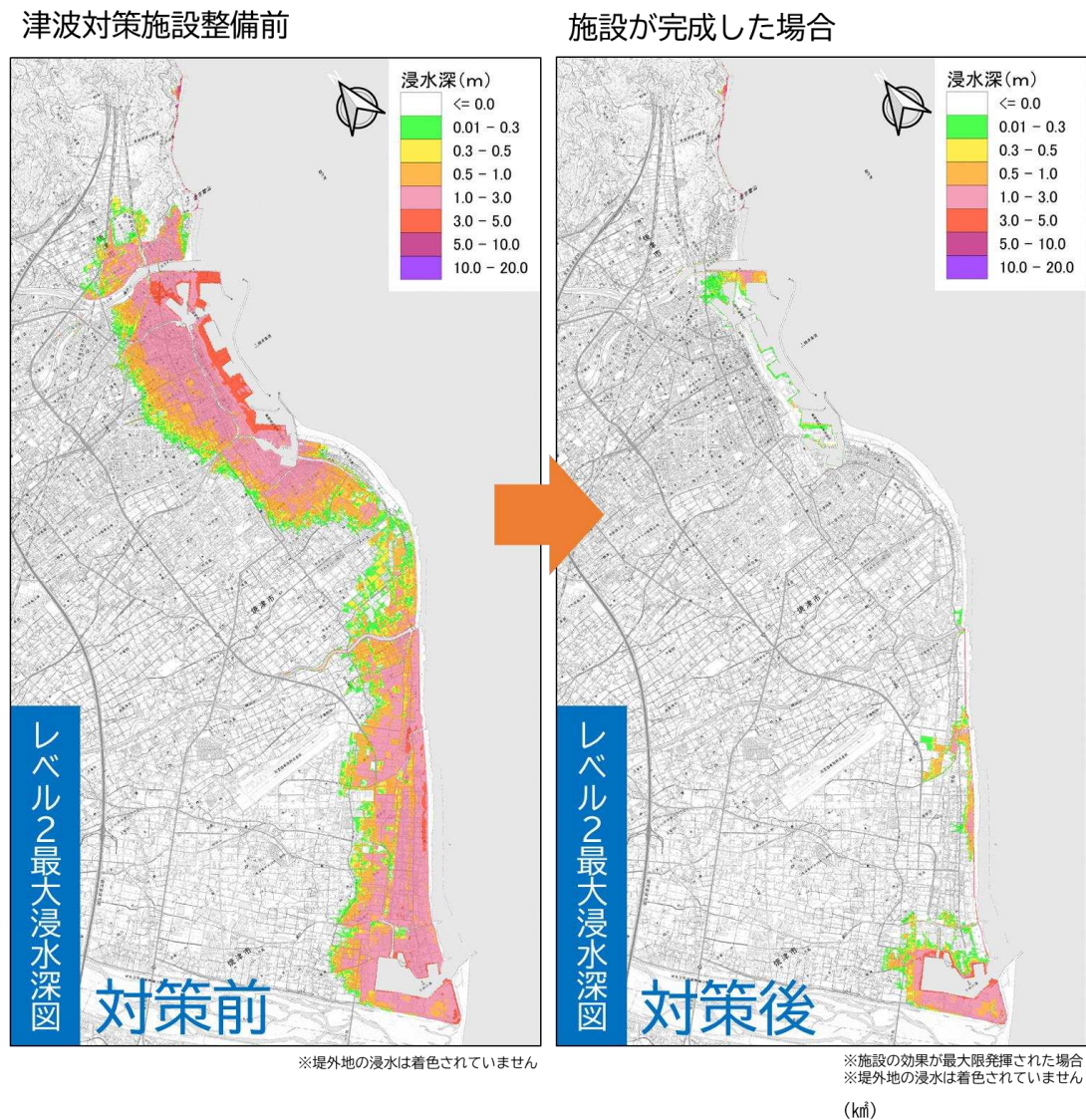
種別	アクション名	事業名	事業箇所等	事業内容等	事業主体	整備 時期	対象地区												
							市 全 域	東 益 津	焼 津	小 川	港	和 田	大 井 川 東	大 井 川 南	大 村	豊 田	大 富	大 井 川 西	
イ：海岸保全施設、 港湾施設、漁港施 設及び河川管理施 設等に係る施設の 整備	静岡県地震・津波対 策アクションプログ ラム 2023	津波対策施設（海岸） の整備 漁港海岸高潮 対策事業（胸壁・陸間・ 水門（前の川・黒石川 雨水幹線））	焼津漁港海岸	L1 津波に対する津波対策施設の整備（胸壁・陸間・ 水門） L=3, 370m	静岡県	中期													
	静岡県地震・津波対 策アクションプログ ラム 2023	防波堤の粘り強い構造 への改良等 水産流通 基盤整備事業	焼津漁港	防波堤の粘り強い構造への改良 L=2, 519m	静岡県	中期													
	海岸堤防の耐震化	瀬戸川河口部津波対策 の検討	瀬戸川河口部 （浜当目・中港）	耐震性の照査	静岡県	未定													
	レベル1 津波に対す る津波対策施設（海 岸）の整備	大井川港内津波対策事 業	大井川港	港内における L1 津波に対する津波対策施設の整備 （胸壁・陸間・水門） 施工延長：L=2, 600m 津波対策施設：H=2～4m 程度	焼津市 〔大井川港〕 管理事務所	長期													
	海岸堤防の耐震化及 び粘り強い構造への 改良	大井川港海岸 海岸保全施設改良事業	大井川港	既存海岸保全施設（堤防）の耐震化及び粘り強い構 造への改良、液状化対策 施工延長：L=1, 139m	焼津市 〔大井川港〕 管理事務所	長期													
	津波到達までに閉鎖 可能な津波対策施設 の整備	大井川港港口水門整備 事業	大井川港	港内における L1 津波に対する津波対策施設の整備 港口水門 1 式	焼津市 〔大井川港〕 管理事務所	長期													
	静岡県地震・津波対 策アクションプログ ラム 2023	津波対策施設（河川） の整備 （施設高の確保、施設 の質的強化）	（二）瀬戸川	液状化対策	静岡県	短期 （完了）													
			（二）石脇川	水門耐震化、避難用階段設置	静岡県	短期 （完了）													
			（二）梅田川	水門耐震化、避難用階段設置	静岡県	短期 （完了）													
			（二）小石川	水門新設または堤防嵩上げ	静岡県	長期													
			（二）黒石川	堤防嵩上げ、粘り強い構造への改良	静岡県	長期													
			（二）木屋川	水門新設または堤防嵩上げ	静岡県	長期													
			（二）栃山川	水門耐震化	静岡県	短期 （完了）													
			（二）志太田中川	水門新設または堤防嵩上げ	静岡県	長期													
	津波到達までに閉鎖 可能な津波対策施設	（準）藤守川津波対策事 業	（準）藤守川	水門新設または堤防嵩上げ 1 基	焼津市 （河川課）	中期													
		大井川港普通河川水門 整備事業	大井川港	フラップゲート 1 基	焼津市 （河川課）	中期													
	遠州灘及び志太榛原地 域における、沿岸各地 域の地形等の特性を活 かしてレベル1 を超え る津波に対する安全度 の向上を図る「静岡モ デル防潮堤」の推進	潮風グリーンウォーク 整備事業	栃山川から大井 川港までの海岸 堤防	海岸堤防背後の高盛土、植栽、散策路 約 5 km	焼津市 〔河川課〕 都市整備課	中期													

種別	アクション名	事業名	事業箇所等	事業内容等	事業主体	整備時期	対象地区											
							市全域	東益津	焼津	小川	港	和田	大井川東	大井川南	大村	豊田	大富	大井川西
イ：海岸保全施設、港湾施設、漁港施設及び河川管理施設等に係る施設の整備	避難経路の整備促進	避難経路整備事業	市道	道路改良により市内の水路を暗渠化整備 L=2, 000m	焼津市 (道路課)	中期												
		災害に強いラウンドアバウト交差点整備	市道	災害に強いラウンドアバウトによる交差点整備 2箇所	焼津市 (道路課)	短期 (完了)												
	避難経路の整備促進	会下ノ島石津土地区画整理事業	土地区画整理事業区域内	事業区域内の避難経路の整備 L=780m	焼津市 (区画整理課)	短期 (完了)												
		焼津市南部土地区画整理事業支援事業	土地区画整理事業区域内	事業区域内の避難経路の整備 L=4, 654m	焼津市 (区画整理課)	短期 (完了)												
	避難経路の補修	避難経路補修事業	24自治会	避難経路の路面等の補修 1自治会当たり概ね4件	焼津市 (道路課)	中期												
	市管理橋梁の耐震対策	橋梁整備事業 (津波避難経路)	市管理橋梁	重要路線等の橋梁(122橋)の耐震化(橋長5m以上)	焼津市 (道路課)	中期												
		橋梁整備事業 (緊急輸送路)	市管理橋梁	緊急輸送路等の橋梁(44橋)の耐震化(橋長5m以上)	焼津市 (道路課)	短期 (完了)												
二：避難路、避難施設、地域防災拠点施設等、円滑な避難確保のための施設の整備	緊急輸送路の整備促進	(都)志太海岸線道路整備事業	(都)志太海岸線(30号道路)	(都)志太海岸線(30号道路)の暫定2車線による道路整備 L=160m	未定	未定												
		0114号線整備事業	0114号線	大井川防災広場と緊急輸送路市道0202号線(港湾道路)を結ぶ道路整備 L=365m	焼津市 (道路課)	未定												
	避難地の整備促進	都市公園事業	焼津市全域	焼津市全域に都市公園を整備 17公園、14.2ha	焼津市 (都市整備課)	中期												
	津波避難施設の整備促進	津波避難タワー整備	市内沿岸部	津波避難タワー20基の設置	焼津市 (防災計画課)	短期 (完了)												
		コミュニティ防災センター外付け階段設置	大井川地区	大井川地区既存コミュニティ防災センターへの外付け階段設置 6箇所	焼津市 (防災計画課)	短期 (完了)												
		高台整備	市内沿岸部	高台の整備による津波避難場所の確保	焼津市 (防災計画課)	短期 (完了)												
	防災拠点施設の整備促進	防災拠点整備事業 (大井川防災広場)	吉永、利右衛門、下江留地内	防災機能を有する公園整備 14.3ha	焼津市 (都市整備課)	中期												
へ：地籍調査の実施に関する事項	被災地域の迅速な復旧対策を図る地籍調査の推進	地籍調査事業	津波浸水想定区域の地籍調査実施地区(面積12.83k㎡)	地籍調査事業	焼津市 (土木管理課)	中期												
ト：民間資金、経営能力及び技術的能力の活用の促進	津波避難施設の整備促進	津波避難ビル改築補助制度	市内沿岸部	民間津波避難ビルRC構造3階建て以上の構造物、民間津波避難タワー	民間事業者	短期 (完了)												
	市街化区域の宅地化促進	民間宅地分譲助成事業	市内の比較的標高の高い市街化区域内	350区画(概ね6ha)の民間宅地分譲事業に対し助成	民間事業者	短期 (完了)												

5.5. 将来的な施設整備効果

施設整備における減災効果の検証を目的に実施した焼津市津波シミュレーションでは、本市で既に整備済みの施設に加え、現在整備中または今後整備予定、検討中の施設が完成し、施設の効果が最大限発揮された場合、レベル2津波に対する市内の浸水面積が大幅に減少するという結果となっている。

このような被害の最小化を図るためには、現在、海岸や河川、漁港、港湾等で実施している施設整備について、長期的な整備を含め、引き続き計画的な事業の実施が必要である。



(km)

浸水深	整備前	整備後	増減
1m未満	6.1	1.2	-4.9
1m以上 2m未満	5.2	0.3	-4.9
2m以上 5m未満	2.0	0.4	-1.6
5m以上 10m未満	0.1	0	-0.1
10m以上	0	0	0.0
計	13.4	1.9	-11.5

図 5.2 焼津市津波シミュレーション結果（令和4年5月公表）

第6章 今後の進め方

本計画は、住民の生活の安定や地域経済の活性化など既存のまちづくりとの整合を図りつつ、大規模な地震・津波災害に対する防災・減災対策を効率的かつ効果的に実施し、地域の発展を展望できる津波防災地域づくりを推進していく上での指針として策定したものである。

今後は、本計画に基づく防災・減災対策を着実に実施するとともに、自助・共助・公助のそれぞれの向上を図りつつ、地震・津波のリスクと共存しながら地域の活性化を目指す必要がある。

これらを踏まえ、本章では、本計画を活用した今後の津波防災地域づくりの進め方を示す。

6.1. 本計画の普及と自助意識の啓発

本計画の趣旨と被害想定、防災・減災に向けた取り組み等を広く市民に普及させるための広報活動を推進する。

特に、市民が主体となって取り組むべき事項については、津波災害リスクの共有とともに正しい防災知識を広め、また、市民による物資の備蓄や住宅の耐震補強など日常的に防災・減災のための行動と安全への投資を持続させるよう、自助意識の啓発に向けた防災教育を推進する。

6.2. 本計画の継続的な評価・検証

津波防災地域づくりを持続的に推進するため、本計画には計画期間を設定しないこととした。

本計画は、防災力の向上の追求とともに、海と共に暮らす市民の生活の安定、地域経済の活性化を図るため、総合計画、国土利用計画等上位計画や、都市計画マスタープラン等のまちづくり政策と、本計画における地震・津波対策の方向性との連携を図るよう留意したものである。

そのため、今後、地震・津波に強いまちづくりを一層効果的に推進するために、市が上位計画及び関連するまちづくり政策を見直す場合には、これらの計画との整合を図り、本計画も適宜更新する。

また、本計画は、新たな知見に基づく被害想定が公表された場合にも見直す必要がある。

加えて、近隣の沿岸市町には、津波到達時間が早く避難時間の確保が困難である等、本市と共通の課題がある。静岡県が主催する「静岡モデル推進検討会」等において、共通する課題に対する解決策や協議調整の手法、新たな津波対策等をともに検討し、それらを反

映させ、随時本計画の更新を図っていくことも必要である。

なお、本計画に位置付けられた個々の施策の進捗状況を検証するとともに、新たな施策・事業の提案を事業主体などから受けた場合にも必要に応じて事業追加、事業内容の変更、整備時期の調整等を行うこととする。

今後は、以下の PDCA サイクルに基づき、本推進計画の着実な計画・実施・検証・改善を継続的に行うことにより、海を活かした地域活力と安全・安心な暮らしが共存するまちの実現を目指すものである。

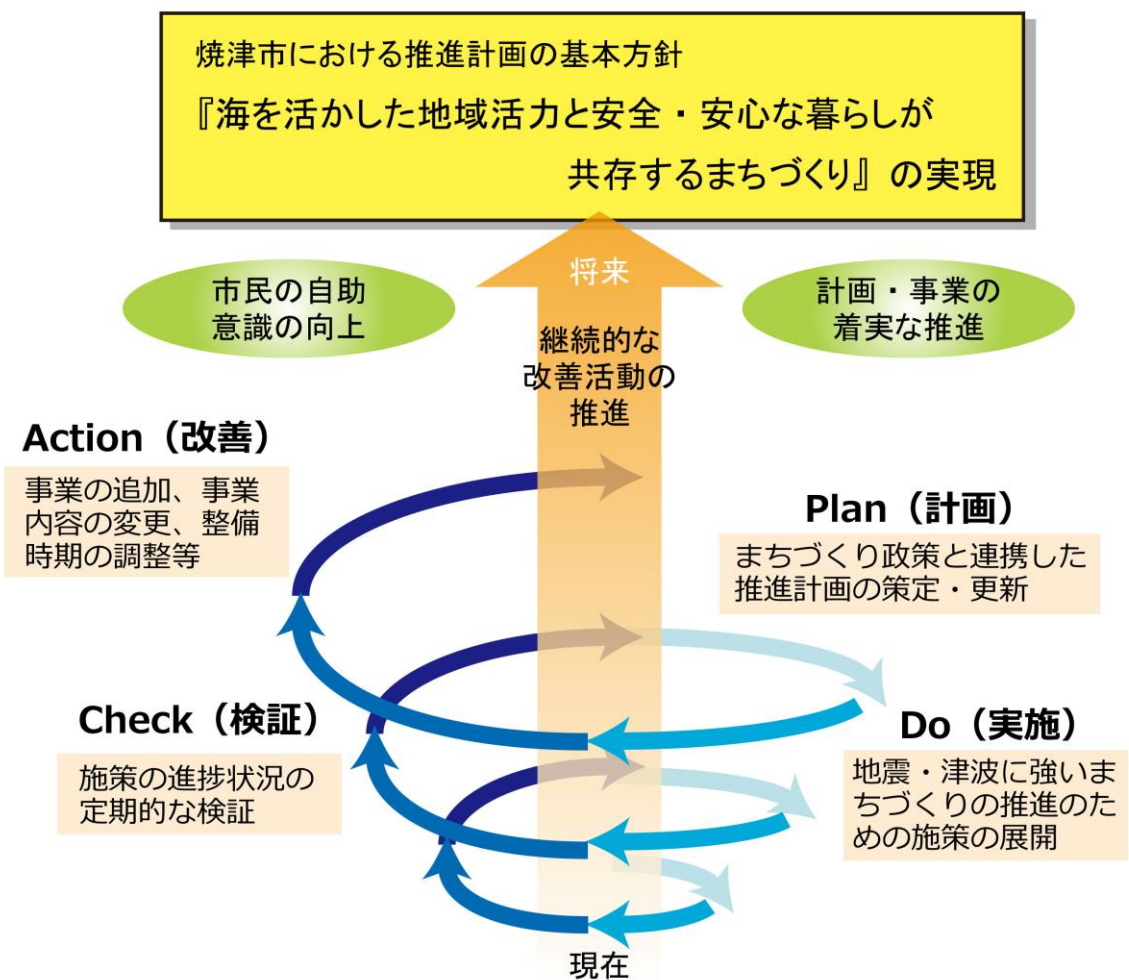


図 6.1 本計画の継続的な評価・検証による津波防災地域づくり推進のイメージ

焼津市津波防災地域づくり推進計画策定協議会

委 員 名 簿

焼津市津波防災地域づくり推進計画策定協議会

■ 委員

区分	役職	氏名
学識経験者	名古屋大学減災連携研究センター センター長	○福和 伸夫
学識経験者	静岡大学防災総合センター 副センター長	牛山 素行
学識経験者	静岡大学防災総合センター	原田 賢治
市民代表	自治会連合会 焼津地区代表	清水 栄男
市民代表	自治会連合会 大井川地区代表	福與 秀三
国	国土交通省 中部地方整備局 静岡河川事務所 所長	水谷 直樹
静岡県	経済産業部 志太榛原農林事務所 所長	岡村 孝
静岡県	交通基盤部 島田土木事務所 所長	杉本 則尚
静岡県	交通基盤部 焼津漁港管理事務所 所長	望月 良明
静岡県	危機管理部 中部危機管理局 局長	曾田 尚寿
焼津市	副市長	半田 充
焼津市	副市長	高木 利夫
焼津市	総務部長	岩谷 壽夫
焼津市	財政部長	池田 義之
焼津市	水産経済部長	進藤 友寛
焼津市	都市基盤部長	天野 康弘
焼津市	危機管理部長	北川 雅己

○：会長

(順不同・敬称略)

■ オブザーバー

区分	役職	氏名
国	国土交通省中部地方整備局 中部技術事務所 地震津波対策官	山口 悟司

(敬称略)